

英文要旨

A copy of translation with notes of Chun-qiu Fan-lu yu-ying,jing-hua.

※¹ Tomotsugu SAKAMOTO

※² Miki ZAIKI

It is said that Chun-qiu Fan-lu (春秋繁露) was written by Don Chong-shu (董仲舒) in Han (漢) period. This Paper is a translation, annotation and consideration of Chun-qiu Fan-lu yu-ying (玉英), jing-hua (精華).

キーワード

春秋の筆法 微言大義 正名 教化と裁き

※1 香川高等専門学校高松キャンパス一般教育科

※2 比治山大学非常勤講師

『春秋繁露』訳注稿 玉英・精華篇

坂本 具償
財木 美樹

凡例

一、本訳注は『春秋繁露』の「玉英第四」「精華第五」に対して訳注を施したものである。

二、本訳注は蘇興の『春秋繁露義證』（宣統二年長沙刊本）を底本とし、原文と【校記】【書き下し文】【注】【現代語訳】から成り、内容によって適当な段落に区切ったものである。

三、各篇の冒頭には簡単な要旨を述べて読解の便に供した。

四、原文は極力底本の文字を用いるようにしたが、写植文字の制約により、原文とは異なる字体となった文字もある。

五、原文を改めた場合は、原本の文字は（ ）で示し、校訂及び増補した文字は〔 〕で示す。その詳細は【校記】で述べる。

六、【書き下し文】は校訂・増補した原文に基づいて書き下した。

七、【書き下し文】では、脱文の字数が不明の場合は、……で示し、特定できる場合は□を一字として示す。

八、【現代語訳】では、補訳は（ ）で示し、補注は〔 〕で示す。

九、校記及び注で言及する書名・人物は次の通りである。

- ① 宋本 宋嘉定四年江右計臺刻本『北京図書館古籍珍本叢刊』2所収
- ② 盧文弨 『春秋繁露』十七卷『抱經堂叢書』所収
- ③ 凌曙 『春秋繁露注』十七卷 嘉慶二十年蜚雪閣凌氏叢書本

玉英第四

- ④ 俞樾 『諸子平議』《春在堂全書》所収
- ⑤ 劉師培 『春秋繁露輯補』《劉申叔先生遺書》所収
- ⑥ 『今註今譯』 賴炎元註譯『春秋繁露今註今譯』（台湾商務印書館）
- ⑦ 『校釋』 鍾肇鵬主編『春秋繁露校釋（校補本）』（河北人民出版社）
- ⑧ 『新譯』 朱永嘉・王知常註譯『新譯春秋繁露』（三民書局印行）

第一節 前半は『春秋』が「一年」を「元年」と称するのはなぜか、それは「始め」を尊ぶからであり、その意図を知ることには大人の重視することだと述べる。後半は「名分」を正すことは国を治める端緒となり、ひいては国を興起させることになることを述べる。ただしこの後半は校記①にも述べるのとおり、「深察名號第三十五」の錯簡だとする説もある。

第二節 まず『春秋』が「一年」を「元年」とするのは、その根本に立ち帰らなければその功業を完成できないからであることを述べる。次に、その「元」は、「原」と同じような意味で、天地に従って終始するという意味であることを述べる。そして、それ故に王者は、その根本である天地の為此ことを継承するのであり、そうして始めて王者としての任務が完了することを述べる。『春秋』は人民を傷つける戦伐をにくみ、戦伐によって天下を治めようとするものを非難する。

第三節 君主が、先君から位を受けたかどうかにかかわらず、即位すべきではないのに即位した場合、『春秋』は危惧することが先ず述べられる。「宋の繆公」「呉王僚」がその例である。しかし、そうであっても善行を積み重ね、民衆からの支持を得ると、『春秋』は危惧しない。「衛の宣公（衛侯晉）」がその例である。また斉の桓公は先君から位を受けなかったのみならず、君主となるべきでないのに即位しており、罪も重いが、謹んで賢人を登用

し、要盟も背くことなく、その罪の重さをカバーすることで賢君となり、霸王となったことが述べられる。憂いを慮り、罪を取り除くべく努力することが重要であることを述べる。

第四節 凡そ人が正しい行いができないのは、「利」がそれを妨げるからだと言う。だから君子は「利」のことに言及しないし、しかるべき位に即いている者はおおさらである。『春秋』に「公、魚を棠に観る」とあるが、これは隱公が直接自ら利を求めるといふ大悪を直書せずに諱んだ表現であることを述べる。

第五節 『春秋』には経礼と変礼とがある。経礼とは、人の性に適って落着き、心を安らかにするやり方のこと。変礼とは人の性に適わず、心を安らかにすることがなくてもそれ以外にはないやり方のこと。この両者に精通することで事の軽重を知り、適切な処置ができると言う。また同じ変礼に属するものでも、経に記載される場合と記載されない場合がある。それは『春秋』はあらゆるものを治め、区別するので表現は同一ではないと言う。

第六節 魯の桓公は王を無視していたが故に、『春秋』は桓公には「王」を書かず、また、即位を記録すべきでない状況でありながら、桓公には「即位す」と記録したのは、自ら即位の意志を持っていたからだという。『春秋』は、その意志を重視して表現する。賢人の場合は、その意志に従って表現することでその意味をゆきわたらせ、不肖の場合は、その意志に従って表現することでその悪を明らかにしようとするのであると言う。

第七節 伝文に見えることが経には言及されていないことがある。これを微言と言うが、それは『春秋』の義として避けるべき何らかの理由があるからである。そのことを経文「宋督弑其君與夷」、また伝文「臧孫許與晉卻克同時而聘乎齊」を例として述べている。『春秋』は善き志を捨て去ることはしないが、王法に則らないことは記載しない。それ故に微言という独自の

方法で表現している。

第八節 「権」とは、「経」に反するが、しかるべき範囲の中で臨機応変に最善の処置をすることである。この節では、そのことを「公子目夷」「祭仲」「晋の荀息」「衛の曼姑」の四人を具体例として述べている。

第九節 『春秋』が、できごとを書く場合、時に事実を偽って表現することがあり、また人のことを書く場合、時にその名を変えて表現することがある。その表現を詭辞（いつわりのことば）という。『春秋』を説く者は、事の詳細に通じて始めて詭辞を理解することができると言う。このことを「紀季」「晋の文公」「莒子」「盛」の例を通して述べている。このような詭辞を用いる理由は賢者のために諱むためであると言う。

一

謂一元者、大始也。知元年志者、大人之所重、小人之所輕。是故治國之端、在正名。名之正興五世。五傳之外、美惡乃形。可謂得其真矣。非子路之所能見①。

【校記】

① 「是故治國之端、非子路之所能見」について、錢塘は「疑ふらくは此の篇の文に非ず」と言い、蘇輿は、「深察名號第三十五」の錯簡で、次に引く一節の後に続く文ではないかと言う。ここでは一応このままにしておく。深察君號之大意、其中亦有五科。元科・原科・權科・溫科・羣科。合此五科、以一言謂之君。君者元也。君者原也。君者權也。君者溫也。君者羣也。是故君意不比於元、則動而失本。動而失本、則所爲不立。所爲不立、則不效於原。不效於原、則自委舍。自委舍、則化不行。〔化不行、則用權於變〕。用權於變、則失中適之宜。失中適之宜、則道不平

徳不温。道不平徳不温、則衆不親安。衆不親安、則離散不羣。離散不羣、則不全於君。

なお、拙著『春秋繁露』訳注稿 奉本・深察名號・實性・郊義・郊祭・四祭篇（「高松工業高等専門学校研究紀要第四十一号」坂本具償・財木美樹）参照。

【書き下し文】

玉英第四①

一元を謂ふは、始めを大ぶなり②。元年の志③を知るは、大人の重んずる所、小人の輕んずる所なり。是の故に國を治むるの端は名を正すに在り。名の正しきは、五世を興す。五傳の外、美惡乃ち形はる。其の眞を得と謂ふべし。子路の能く見る所に非ず④。

【注】

① 「玉英」 凌曙注に『戸子』に『龍淵に玉英を生ず』。『尚書』帝命驗に『人雄起ちて玉英を戴く有り』、鄭玄注に『玉英は、寶物の名なり』とあるのを引く。これらによれば、「玉のような英」あるいは「宝玉」を意味するか。

② 『春秋』が「元年春王正月」のように「一年」を「元年」と表記することの意味を述べている。「元」とは、物事の始め（根本）を重視することを意味し、それはとりもなおさず國を治める端緒となる。

日原利国（『春秋繁露』頁一二九 明德出版社 昭和五十二年）氏は、『漢書』卷五十六「董仲舒傳第二十六」に「臣謹んで春秋の、一元を謂ふの意を案ずるに、一は萬物の從りて始まる所なり、元は辭の所謂大なり。一を謂ひて元と爲すは、始めを大ぶを視して本を正さんと欲するなり」（臣謹案春秋謂一元之意、一者萬物之所從始也、元者辭之所謂大也。謂一爲元

者、視大始而欲正本也）とあるのを引いて、

元のこのような解釈は董仲舒の創見といつてよく、『公羊伝』（隠公元年）には、「元年とは何ぞ。君の始年なり。春とは何ぞ。歳の始めなり。王とは孰をか謂ふ。文公を謂ふなり。曷為れぞ先づ王と言ひて、のちに正月と言ふや。王の正月なればなり」と述べられるにすぎず、元を宇宙原理とする見解はまだ現れていない。

と指摘する。

蘇輿は『爾雅』釋詁に、

元は、始なり。（元、始也）

とあり、また『文選』東都賦注引く『元命苞』に、

元年とは何ぞ。元は宜しく一と爲すべし。之を元と謂ふは何ぞ。曰く、

君の始年なり。（元年者何。元宜爲一。謂之元何。曰、君之始年）

とあり、『通典』卷五十五に引く晉の徐禪の議に、

事は位を正すより大なるは莫く、禮は元を改むるより盛んなるは莫し。

傳に曰く、元は、始なり、首なり、善の長なり。故に君道、焉を重んず。（事莫大於正位、禮莫盛於改元。傳曰、元、始也、首也、善之長也。

故君道重焉）

とあるのを引く。これらは「元」が「始」を意味し、「一」を「元」と言うのは、「君の始年」としての特別の意味を持ち、君道の重視するところであることを述べている。

③ 「志」について『校釋』引錢塘は衍字であろうと言い、陶鴻慶は「者の字の草書」と「志」とは似ており、正文に衍入したものであろうと言い、かつ「元年志」の三字は衍文であろうと言う。蘇輿は「志」は有るべきで、「猶ほ元を立つるの意を知ると言ふがごときなり」と言い、それに対して『校釋』は「頗る迂曲なり」と言う。今は蘇輿に従つて解釈しておく。

④ 「子路の能く見る所に非ず」について、日原氏（注②同著）は『論語』子

路篇に、

子路曰く、衛君、子を待ちて政を爲さば、子、將に奚をか先にせん。子曰く、必ずや名をを正さんか。子路曰く、是れ有るかな。子の迂なるや、奚ぞ其れ正さん。子曰く、野なるかな由や。(子路曰、衛君待子而爲政、子將奚先。子曰、必也正名乎。子路曰、有是哉。子之迂也、奚其正。子曰、野哉由也)

とあるのにもとつくと指摘する。

【現代語訳】

「一」を「元」と言うのは、始めを尊ぶからである。元年と表記した意図を知ること、大人の重視することであり、小人の軽視することである。その故に国を治める端緒は名分を正すことに在る。名分の正しさは、五代を興起する。五代をすぎて後、美・悪がはじめて現れる。国を治める核心を得ていふと言ふことができよう。子路が察知することのできるものではない。

二

① 惟聖人能屬萬物於一、而繫之元也。終不及本所從來而承之、不能遂其功。是以春秋變一謂之元。元猶原也。其義以隨天地終始也。故人惟有終始也、而生(不)「死」② 必應四時之變。故元者爲萬物之本。而人之元在焉。安在乎。乃在乎天地之前。故人雖生天氣及奉天氣者、不得與天元本天元命而共違其所爲也。故春正月者、承天地之所爲也。繼天之所爲而終之也。其道相與共功持業、安容言乃天地之元。天地之元、奚爲於此、惡施於人。大其貫承意之理矣。是故春秋之道、以元之深正天之端、以天之端正王之政、以王之政正諸侯之即位、以諸侯之即位正竟內之治。五者俱正而化大行③。

【校記】

① 「惟聖人能屬萬物於一」大其貫承意之理矣」は、「重政第十三」にも同文がある。錢塘が「玉英第四」の錯簡であるとし、蘇興はそれに従つて本篇に移しているが、「兩存其文」といい、「玉英第四」「重政第十三」の兩篇に、この一節を残している。

② 「不」 惠棟及び蘇興に従い、「死」を「元」に改める。

③ 「是故春秋之道」五者俱正而化大行」は「二端第十五」の文であるが、錢塘は「玉英第四」の脱文であるとし、ここへ移す。譚本・義證本・改編本はそれにしたがつてこの一文をここに移す。ただ義證本は「二端第十五」にもこの一文を残している。

【書き下し文】

惟だ聖人のみ能く萬物を一に屬して、之を元に繫くるなり。終ふるに、從りて來たる所に本づきて之を承くるに及ばざれば、其の功を遂ぐる能はず。是を以て『春秋』は一を變じて之を元と謂ふ①。元は猶ほ原のごときなり。其の義は以て天地に隨ひて終始するなり②。故に人は惟だ終始有るのみ、而して生死は必ず四時の變に應ず。故に元は萬物の本たり。而して人の元も焉に在り。安くに在りや。乃ち天地の前に在り③。故に人は天氣より生じ、及び天氣を奉ずる者と雖も、不得與天元本天元命而共違其所爲也④。故に「春正月」とは、天地の爲す所を承くるなり。天の爲す所を繼ぎて之を終ふるなり。其の道⑤相與にし、功を共にし業を持するに、安くんぞ乃ち天地の元と言ふべき。天地の元、奚をか此に爲さんや、惡をか人に施さんや。其の意を承くるの理を貫くを大とするなり。

是の故に春秋の道、元の深きを以て天の端を正し、天の端を以て王の政を正し、王の政を以て諸侯の即位を正し、諸侯の即位を以て竟内の治を正す。五者俱に正しくして、化大に行はる⑥。

【注】

① 『春秋』隱公元年の条に、

元年、春、王正月。

とあり、その『公羊傳』に、「元年とは、何ぞ。君の始年なり。……」とあるが、蘇輿は、その何休注に、

一を變じて元と爲す。元とは氣なり。無形以て起り、有形以て分る。天地を造起し、天地の始めなり。故に上に繋ぐる所無くして、春をして之を繋けしむるなり。(變一爲元。元者氣也。無形以起、有形以分。造起天地、天地之始也。故上無所繋、而使春繋之也)

とあり、その疏に引く宋氏注に、

元とは氣の始めたり。水の泉有るが如し。泉流の原は、之を窺へども見えず、之を聴けども聞こえず。(元爲氣之始、如水之有泉。泉流之原、窺之不見、聽之不聞)

とあるのを引く。「元」とは、天地万物の根源である。

② 「天地に隨ひて終始するなり」とは、人は天地の終始するありかたに従つて終始することを述べているが、符瑞第十六にも、

以て上は五帝に通じ、下は三王を極め、以て百王の道に通じ、天の終始に隨ひ、得失の效を博くし、命象の爲を致し、理を極めて以て情性の宜しきを盡くさんと欲すれば、則ち天容は遂げらる。(欲以上通五帝、下極三王、以通百王之道、而隨天之終始、博得失之效、而致命象之爲、極理以盡情性之宜、則天容遂矣)

と、同類の表現がみえるが、符瑞篇では、「天之終始」となっていて、「地」がない。

③ このあたり、読みにくい箇所である。兪樾は、「乃在乎」の三字を衍文とし、「安在乎天地之前」とする。『易』に「天地有りて然る後に萬物有り」とあるのを挙げ、「聖人の言、未だ天地の前に及ぶ者有らず、物有り混成す、天地に先だちて生ずとは、此れ老氏の旨にして、聖人の言に非ざるなり」という。それに対して蘇輿は、「三字、衍に非ず。所謂る元を以て天を統ぶるなり」といい、元なる神気が、天地に先立って存在するという。ここでは、一応蘇輿に従つてこのままにしておくが、これに続く下文(注④参照)も含めてわかりにくい。

④ 「不得與天元本天元命而共違其所爲也」この一文はよくわからない。

蘇輿は、『易』文言傳に「天に先だちて天違はず、天に後れて天の時を奉ず」(先天而天不違、後天而奉天時)とあるのを引き、「天は固より元に違ふ勿し、聖人も亦た天に違ふ能はず、故に、共に其の爲す所に違はずと云ふ。元とは、人と天と本を同じくする所なり」という。これによれば、この一文は、およそ「天は元の爲すことに對して、人は天の爲すことに對して、ともに違ふことはできない」の意となろう。ただその場合でも「與天元本天元命」の部分をもどくように読んだらよいが、よくわからない。

『今註今譯』は、「不得與天元・本天元命・而共違其所爲也」と断句し、「人は、上天の本原に親しく附き、上天が賦与した氣質を承り、ともにその行爲に違背することはできない」と解している。

『校釋』は、「不得與天元」を一句として上文の「人雖生天氣及奉天氣者」と関連づけ、「與」を「即」の意として「人は天氣より生まれ、並びに要ず天氣を奉承すと雖も、但だ是の天元に即くを得ず」と解する。さらに、「本天元命」を「人的一切」の意とし、「人的一切は、自然ら天と命との決定する所と爲りて、天と命との兩者に違背する能はず」と解する。

また『校釋』は、楊樹達(『春秋繁露札記』)が『與天』の下、疑ふらくは脱文有らん」というのを引き、「一説に備ふべし」という。何らかの誤りがあるのではないか。

⑤ 「其の道」『校釋』が「王者の道を謂ふ」というのに従つて訳してお

く。

⑥ 類似の文として『公羊傳』隱元年の何休『解詁』に次のようにある。

即位は一國の始めなり。政は始めを正すより大なるは莫し。故に『春秋』は元の氣を以て天の端を正し、天の端を以て王の政を正し、王の政を以て諸侯の即位を正し、諸侯の即位を以て竟内の治を正す。諸侯、上、王の政を奉ぜざれば、則ち即位するを得ず。故に先づ正月と言ひて、而る後に即位を言ふ。政、王より出でざれば、則ち政を爲すを得ず。故に先づ王と言ひて、而る後に正月を言ふなり。王なる者、天を承けて以て號令を制せざれば則ち法無し。故に先づ春と言ひて、而る後に王を言ふ。天、深く其の元を正さざれば、則ち其の化を成す能はず。故に先づ元と言ひて、而る後に春を言ふ。五者同日に並び見はれ、相須[＊]ちて體を成す。乃ち天人の大本にして、萬物の繫[＊]くる所なり。察せざる可からざるなり。(即位者一國之始。政莫大于正始。故春秋以元之氣正天之端、以天之端正王之政、以王之政正諸侯之即位、以諸侯之即位正竟内之治。諸侯不上奉王之政、則不得即位。故先言正月而後言即位。政不由王出、則不得爲政。故先言王而後言正月也。王者不承天以制號令、則無法。故先言春而後言王。天不深正其元、則不能成其化。故先言元而後言春。五者同日並見、相須成體。乃天人之大本、萬物之所繫。不可不察也)

また「五者」とは元の深・天の端・王の政・諸侯の即位・竟内の治の五つを指す。

【現代語訳】

ただ聖人だけが万物を「一」につらね(統一し)、「元」に繋ぐことができる。最終的には根本の拠り所にたち帰ってそれを継承しなければ、その功業を成し遂げることはできない。こういうわけで『春秋』は「一」を「元」に

変えている。「元」はちょうど「原」と同じようなものである。その意味は天地に従って終始するということである。だから人は終始することが有るだけであって、その生死は必ず四時の変化に対応しているのである。だから「元」は万物の根本である。そして人の「元」も存在する。それはどこに存在するかといえ、天地より以前に存在する。だから人は天の氣から生まれ、天の氣をつつしんで受ける者だといっても、不得與天元本天元命而共違其所爲也。だから「春正月」とは、(王者が)天地の爲すことを継承するのである。天の爲すことを継承して(王者としての任務が)完了するのである。(王者は)その道(王者の道)を(天と)共有し、功業を一緒に保持しているのに、「二人の元」と言わず)どうして「天地の元」と言ふべきなのか。天地の元は、いったいここで何をしようか、何を人に施そうか(するべき何ものも、施すべき何ものもない)。(にもかかわらず「天地の元」というのは)その(天地の)意志を継承するという道理を貫くことを重大視するからである。

そこで『春秋』の道は、元の奥深さでもって天の端を正し、天の端でもって王の政を正し、王の政でもって諸侯の即位を正し、諸侯の即位でもって国内の政治を正す。五者がすべて正しくなつて、はじめて教化が実現する。

三

非其位而即之、雖受之先君、春秋危之。宋繆公是也。非其位、不受之先君而自即之、春秋危之。吳王僚是也。雖然、苟能行善得衆、春秋弗危。衛侯晉以立書葬是也。俱不宜立、而宋繆受之先君而危、衛宣弗受先君而不危。以此見得衆心之爲大安也。故齊桓非直弗受之先君也、乃率弗宜爲君者而立、罪亦重矣。然而知恐懼敬舉賢人、而以自覆蓋、知不背要盟、以自湔浣也。遂爲賢君而霸諸侯。使齊桓被惡而無此美、得免殺戮、乃幸已。何霸之有。魯桓忘其憂而禍逮其身。齊桓憂其憂而立功名。推而散之、凡人有憂而不知憂者凶。有

憂而深憂之者吉。易曰、「復自道、何其咎」、此之謂也。匹夫之反道以除咎尚難。人主之反道以除咎甚易。詩云、「德輶如毛」、言其易也。

【校記】
なし

【書き下し文】

其の位に非ずして之に即くは、之を先君より受くと雖も、春秋は之を危ぶむ。宋の繆公①、是れなり。其の位に非ず、之を先君より受けずして自ら之に即くは、春秋は之を危ぶむ。呉王僚②、是れなり。然りと雖も、苟も能く善を行ひて衆を得ば、春秋は危ぶまず。衛侯晉は以て立ち、葬を書する③は、是れなり。俱に宜しく立つべからずして、宋の繆は之を先君より受けて危ぶまれ、衛の宣は先君より受けざるも危ぶまれず。此を以て衆心を得るの大安たるを見すなり。故に齊桓は直だに之を先君より受けざるのみに非ず、乃ち率そ宜しく君と爲るべからざる者にして立つ、罪亦重し④。然り而して恐懼し敬いて賢人を擧げて、以て自ら覆蓋するを知り、要盟に背かずして、以て自ら湔浣する⑤を知るなり。遂に賢君と爲りて諸侯に霸たり⑥。使し齊の桓、惡を被りて此の美無ければ、殺戮を免かるを得るは、乃ち幸いなるのみ。何の霸たるか之れ有らん。魯の桓、其の憂ひを忘れて、禍、其の身に逮ぶ。齊の桓、其の憂ひを憂ひて功名を立つ。推して之を散ずれば、凡そ人に憂ひ有るも憂ふるを知らざる者は凶なり。憂ひ有りて深く之を憂ふる者は吉なり。易に曰く、「復ること道自りすれば、何ぞ其れ咎あらん」⑦とは、此を之れ謂へるなり。匹夫の道に反して以て咎を除くは尚ほ難し。人主の道に反して以て咎を除くは甚だ易し。詩に云ふ、「德の輶きこと毛の如し」⑧とは、其の易きを言ふなり。

【注】

①「宋の繆公」のことは、隱公三年「癸未、葬宋繆公」の条の『公羊傳』に、

葬には曷爲れぞ或いは日いいひ、或いは日いいはざる。時に及ばずして日いいは、渴葬なり。時に及ばずして日いいはざるは、慢葬なり。時を過ぎて日いいは、之を隠むなり。時を過ぎて日いいはざるは、之を葬むる能はざるを謂ふなり。時に當りて日いいはざるは、正なり。時に當りて日いいは、葬むるを得ざるを危ぶむなり。此れ時に當るに、何ぞ危ぶむ。宣公、繆公に謂ひて曰く、吾の與夷を愛するを以てするときは、則ち女を愛するが若くならず、以て社稷宗廟の主と爲すときは、則ち與夷は女に若かず。蓋ぞ終に君と爲らざる。宣公死し、繆公立つ。繆公、其の二子莊公馮と、左師勃とを逐ひて、曰く、爾、吾が子たるも、生きて相見ゆること母く、死して相哭すること母し。與夷復して曰く、先君の臣に國を與へずして、君に國を納るる所爲は、君、社稷宗廟の主と爲るべきを以てなり。今、君、君の二子を逐ひて、將に國を與夷に致さんとするは、此れ先君の意に非ざるなり。且つ使し子にして逐ふべくんば、則ち先君は其れ臣を逐はん。繆公曰く、先君の爾を逐はざること、知るべし。吾、此に立つは、攝なり。終には國を與夷に致す。莊公馮、與夷を弑す。故に君子は正に居るを大ぶ。宋の禍ひは、宣公、之を爲すなり。(葬者曷爲或日或不日。不及時而日、渴葬也。不及時而不日、慢葬也。過時而日、隱之也。過時而不日、謂之不能葬也。當時而不日、正也。當時而日、危不得葬也。此當時、何危爾。宣公謂繆公曰、以吾愛與夷、則不若愛女、以爲社稷宗廟主、則與夷不若女。盡終爲君矣。宣公死、繆公立。繆公逐其二子莊公馮、與左師勃、曰、爾爲吾子、生母相見、死母相哭。與夷復曰、先君之所爲不與臣國、而納國乎君者、以君可以爲社稷宗廟主也。今君逐君之二子、而將致國乎

與夷、此非先君之意也。且使子而可逐、則先君其逐臣矣。繆公曰、先君之不爾逐、可知矣。吾立乎此、攝也。終致國乎與夷。莊公馮弒與夷。故君子大居正。宋之禍、宣公爲之也。

とある。諸侯は「五月にして葬る」（『禮記』王制篇）のが礼であり、宋の繆公の場合は、その礼に適っているのに「癸未、葬宋繆公」と日を言っているのは、「葬むるを得ざるを危ぶむ」のだという。

『校釋』は、孔廣森『公羊通義』に、

水火兵の寇は、危ふきの小なる者なり。適嗣の定まらず、國に争禍有るは、危ふきの小なる者なり。（水火兵寇、危之小者也。適嗣不定、國有争禍、危之大者也）

とあり、また『史記』卷三十八宋微子世家第八に、

春秋は宋の亂を譏る、宣公、太子を廢して弟を立てしより、國以て寧からざる者十世。（春秋譏宋之亂、自宣公廢太子而立弟、國以不寧者十世）

とあるのを引く。

② 「吳王僚」のことは、襄公二十九年「吳子使札來聘」の条の『公羊傳』に、

吳に君無く大夫無し。此れ何を以て君有り大夫有るや。季子を賢とすればなり。何ぞ季子を賢とする。國を讓ればなり。其の國を讓ること奈何。謁や、餘祭や、夷昧や、季子と同母の者四。季子弱くして才あり、兄弟皆之を愛し、同じ之を立てて以て君と爲さんと欲す。謁曰く、今、是くのごとく進ちにして季子に國を與へんとするも、季子猶ほ受けざるなり。請ふ子に與ふること無くして弟に與へ、弟兄送る君と爲りて、國を季子に致さんとす。と。皆曰く、諾と。故に諸もろ君と爲る者皆死を輕んじて勇を爲し、飲食するに必ず祝りて曰く、天苟も吳國有らしむるならば、尚ほ速かに予が身に悔有らんと。故に謁や

死し、餘祭や立ち、餘祭や死して、夷昧や立ち、夷昧や死すれば、則ち國は宜しく季子に之くべき者なり。季子使ひして焉亡し。僚なる者長庶なれば、之に即く。季子使ひして反り、至りて之を君とす。闔廬曰く、先君の子に國を與へずして弟に與ふる所以の者は、凡そ季子の爲の故なり。將に先君の命に従はんとすれば、則ち國は宜しく季子に之くべき者なり。如し先君の命に従はざれば、則ち我宜しく立つべき者なり。僚惡くんぞ君と爲るを得んや。是に於いて專諸をして僚を刺さしめ、而して國を季子に致さんとす。季子受けず、曰く、爾が君を弒す、吾、爾に國を受くれば、是れ吾、爾と篡を爲すなり。爾、吾が兄を殺す、吾又爾を殺さば、是れ父子兄弟相殺し、身を終ふるまで已むこと無きなり。去りて延陵に之き、身を終ふるまで吳國に入らず。故に君子は其の受けざるを以て義と爲し、其の殺さざるを以て仁と爲す。季子を賢とすれば、則ち吳は何を以て君有り大夫有るや。季子を以て臣と爲さば、則ち宜しく君有るべき者なり。札とは何ぞ。吳の季子の名なり。春秋は賢者に名いはず。此れ何を以て名いふ。夷狄に許すには壹にして足らざるなり。季子は賢とする所なり。曷爲れぞ季子を足らずとする。人の臣に許すには必ず臣たらしめ、人の子に許すには必ず子たらしむるなり。（吳無君無大夫。此何以有君有大夫。賢季子也。何賢乎季子。讓國也。其讓國奈何。謁也、餘祭也。夷昧也、與季子同母者四。季子弱而才、兄弟皆愛之、同欲立之以爲君。謁曰、今若是逆而與季子國、季子猶不受也。請無與子而與弟、弟兄迭爲君、而致國乎季子。皆曰諾。故諸爲君者皆輕死爲勇、飲食必祝曰、天苟有吳國、尚速有悔於予身。故謁也死、餘祭也立、餘祭也死、夷昧也立、夷昧也死、則國宜之季子者也。季子使而亡焉。僚者長庶也、即之。季子使而反、至而君之爾。闔廬曰、先君之所以不與子國而與弟者、凡爲季子故也。將從先君之命與、則國宜之季子者也。如不從先君之命與、則我宜

立者也。僚惡得爲君乎。於是使專諸刺僚、而致國乎季子。季子不受、曰、爾弑吾君、吾受爾國、是吾與爾爲篡也。爾殺吾兄、吾又殺爾。是父子兄弟相殺、終身無已也。去之延陵、終身不入吳國。故君子以其不受爲義、以其不殺爲仁。賢季子、則吳何以有君有大夫。以季子爲臣、則宜有君者也。札者何。吳季子之名也。春秋賢者不名。此何以名。許夷狄者不壹而足也。季子者所賢也。曷爲不足乎季子。許人臣者必使臣、許人子者必使子也。

とある。本来、位は季子が受け継ぐべきであつたが、吳王僚が即位し、そのことに怒つた闔廬は刺客を送つて吳王僚を殺してしまふ。

③ 「衛侯晉」が「立つた」ことは、隱公四年に「冬、十有二月、衛人立晉」とあり、その『公羊傳』に、

晉とは何ぞ。公子晉なり。立つとは何ぞ。立つとは宜しく立つべからざるなり。其のひと稱するは何ぞ。眾之を立つるの辭なり。然らば則ち孰か之を立つる。石碯、之を立つ。石碯、之を立つれば、則ち其のひと稱するは何ぞ。眾の立てんと欲する所なり。眾、之を立てんと欲すと雖も、其の之を立てるは非なり。(晉者何。公子晉也。立者何。立者不宜立也。其稱人何。眾立之之辭也。然則孰立之。石碯立之。石碯立之、則其稱人何。眾之所欲立也。眾雖欲立之、其立之非也)

とある。衛侯晉は本来立つべきではなかつたが、民衆がそれを望んだという。桓公十二年に「(冬、十有一月) 丙戌、衛侯晉卒」とあり、さらに桓公十三年に「三月、葬衛宣公」とあり、その「葬」が記録されている。隱公三年「三月庚戌、天王崩」の条の『公羊傳』に「何を以て葬を書せざる。天子には崩を記すも葬を記さず。其の時いふを必とするなり。諸侯には卒を記し葬を記す(何以不書葬。天子記崩不記葬。必其時也。諸侯記卒記葬)」とあり、諸侯には「葬」を記すのが体例である。とすれば『春秋』は「衛侯晉」を正式に諸侯として扱っていることがわかる。

『校釋』は、隱公四年「冬、十有二月、衛人立晉」の条の『穀梁傳』に、衛人とは、衆の辭なり。立つとは宜しく立つべからざる者なり。晉の名いふは、惡なればなり。其のひと稱して以て之を立てるは、何ぞ。衆を得ればなり。衆を得れば則ち是れ賢なり。賢なれば則ち其の宜しく立つべからずと曰へるは、何ぞや。春秋の義、諸侯は正に與へて賢に與へざればなり。(冬、十有二月、衛人立晉。衛人者、眾辭也。立者、不宜立者也。晉之名惡也。其稱人以立之、何也。得眾也。得眾則是賢也。賢則其曰不宜立、何也。春秋之義、諸侯與正而不與賢也)

とあるのを引く。
また、『繁露』王道篇にも、
衛人の晉を立てるは、衆を得るを美とするなり。(衛人立晉、美得衆也)とある。

④ 蘇輿は、莊公九年「齊小白入于齊」の条の『公羊傳』に、曷爲れぞ國氏を以てする。國に當ればなり。其の入ると言へるは何ぞ。篡辭なり。(曷爲以國氏。當國也。其言入何。篡辭也)

とあるのを引く。「入」と言っているのは「篡辭」を意味するという。「齊小白(桓公)」は、本来立つべきではなかつたが位を奪い取つたという。罪の重い理由である。

⑤ 「要盟に背かず」については、莊公十三年「冬、公會齊侯盟于柯」の条の『公羊傳』に、

要盟は犯すべきも、而も桓公は欺かず。曹子、讎すべきも、而も桓公は怨みず。桓公の信、天下に著はるるは、柯の盟より始まる。(要盟可犯、而桓公不欺。曹子可讎、而桓公不怨。桓公之信著乎天下、自柯之盟始焉)

とある。

また「洧」は、(その罪を)洗い清めるの意。凌曙注引『一切經音義』

に「湫は洗なり。浣は濯なり。（湫、洗也。浣、濯也）」とある。

- ⑥ 斉の桓公が賢君となり諸侯に覇となることについて蘇興は、『淮南子』氾論訓に、

周公に弟を殺すの累有り、齊桓に國を爭ふの名有り。然り而して周公、義を以て缺を補ひ、桓公、功を以て醜を滅して、皆賢たり。（周公有殺弟之累、齊桓有爭國之名。然而周公以義補缺、桓公以功滅醜、而皆爲賢）

とあり、『說苑』尊賢篇に

桓公、是に於いて管仲・鮑叔・隰朋・賓胥無・甯戚を用ひて、三たび亡國を存せしむ、一たび絶世を繼がしめ、中國を救ひ、戎狄を攘ひ、卒に荊蠻を脅かして、以て周室を尊びて、諸侯に覇たり。（桓公於是用管仲・鮑叔・隰朋・賓胥無・甯戚、三存亡國、一繼絶世、救中國、攘戎狄、卒脅荊蠻、以尊周室、覇諸侯）

とあるのを引く。

- ⑦ 『易』小畜の初九の文。繫辭に「咎^{とが}無しとは、善、過ちを補へばなり」（无咎者、善補過也）とある。

- ⑧ 『詩』大雅・烝民の句。

蘇興は、『禮記』中庸篇の鄭玄注に、

輜は、輕なり。徳の輕きこと毛の如きを言へるのみ。（輜、輕也。言徳之輕如毛耳）

とあり、『潜夫論』積微篇に、

徳の輜^{かち}きこと毛の如く、仁を爲すは己に由る。（徳輜如毛、爲仁由己）とあるのを引く。

【現代語訳】

その位に即くべきでないのに即くのは、先君から譲り受けたとしても、春

秋はこのことを危惧する。宋の繆公が、その例である。その位に即くべきではなく、先君から譲り受けないで自らその位に即くのは、春秋はこのことを危惧する。呉王僚が、その例である。そうではあるがしかし、もし善を行って民衆の心を得ることができれば、春秋は危惧しない。衛侯晋が（民衆の心を得て）即位し、（死んだとき、その）葬を書いているのは、その例である。どちらも即位すべきではないが、宋の繆公は、先君から譲り受けたのに危惧され、衛の宣公は先君から譲り受けなかったのに危惧されなかった。このことで民衆の心を得ることが大いに安泰（なる状態）であることを表したのである。だから斉の桓公は、ただ位を先君から譲り受けただけではなく、それにおおよそ君となるべきでない者でありながら即位したのであり、罪もまた重たい。そうではあるが恐れ敬って賢人を挙げ用いて自ら（その罪を）覆い隠すことを知り、要盟に背かず自ら（その罪を）洗い清めることを知っているのである。かくて賢君となつて諸侯に覇となつた。もし斉の桓公が、悪を被るだけでこの美点が無かつたとしたら、殺戮を免かれたのは、まさに幸運であつたにすぎない。諸侯の覇となることも有ろうはずがない。魯の桓公は、その憂慮を忘れてしまつて、災禍が自分の身に及んだ。斉の桓公は、憂慮して功名を立てた。このことを推し広げて考えてみると、おおよそ人に愛いが有つても（それを）憂慮することを知らない者は凶である。憂いが有つても深くそれを憂慮する者は吉である。易に、「復^{かへ}ること道^{みち}自^よりすれば、何ぞ其れ咎あらん」と言うのは、このことを謂つたものである。つまらぬ男が道に背いたときその罪を取り除くことはなおさらに難しい。人主が道に背いたときその罪を取り除くことはたいそう容易である。詩に、「徳の輜^{かち}きこと毛の如し」と言うのは、その容易であることを言つたものである。

「公觀魚于棠」、何惡也。

凡人之性、莫不善義。然而不能義者、利敗之也。故君子終日言不及利。欲以勿言、愧之而已。愧之以塞其源也。夫處位動風化者、徒言利之名爾猶惡之。況求利乎。故「天王使人求賻求金」、皆爲大惡而書。今非直使人也、親自求之。是爲甚惡。譏何故言「觀魚」、猶言「觀社」也。皆諱大惡之辭也。①

【校記】

① この一節は、『校釋』は上下の文と繋がないと言ひ、譚本は錯簡として「精華第五」に移入している。ここでは一応このままにしておく。

【書き下し文】

「公、魚を棠に觀る」は、何ぞ惡なるや①。

凡そ人の性、義を善しとせざる莫し。然り而して義なる能はざるは、利、之を敗ればなり。故に君子は終日言ふも利に及ばず。以て言ふ勿からんと欲するは、之を愧づるのみ。之を愧ぢて以て其の源を塞ぐなり②。夫れ位に處りて動かし風化する者③、徒だ利の名を言ふすら猶ほ之を惡む。況んや利を求むるをや④。故に「天王、人をして賻を求め金を求めしむ」は、皆大惡と爲して書す⑤。今直だに人にせしむるのみに非ず、親自ら之を求むるも、是れ甚だ惡しと爲す。譏るに何の故に「觀魚」と言ふや。猶ほ「觀社」⑥と言ふがごときなり。皆大惡を諱むの辭なり⑦。

【注】

① 隱公五年「春、公觀魚于棠」の条の『公羊傳』に、

何を以て書する。譏ればなり。何ぞ譏る。遠ければなり。公曷爲れぞ遠くして魚を觀る。之を登來するなり。百金の魚、公、之を張る。之を登來すとは何ぞ。之を美大にするの辭なり。棠とは何ぞ。濟上の邑

なり。(何以書。譏。何譏爾。遠也。公曷爲遠而觀魚。登來之也。百金之魚、公張之。登來之者何。美大之之辭也。棠者何。濟上之邑也)とあり、その何休『解詁』に、

「登來と言へるの意を解するなり。百金は猶ほ百萬のごときなり。古は金の重さ一斤なるを以てす、今の萬錢のごとし。張は罔罟を張り谷を障ぐの屬を謂ふなり。(解言登來之意也。百金猶百萬也。古者以金重一斤、若今萬錢矣。張謂張罔罟障谷之屬也)」

とあり、

弟子未だ其の言の大小緩急を解せず、故に復た之を問ふ。其の言、大にして急とは、多く利を得るを美大にするの辭なり。實は魚を張るを譏るも而も觀と言ひて遠きを譏るは、公、南面の位を去りて、下は百姓と利を爭ひ、匹夫、異なる無きを恥づ、故に諱みて遠く觀るを以て譏ると爲すがごとくせしむるなり。諸の諱、主書するは、實に従ふなり。觀には例として時いふ。行ひ賤しきに從ひて之を略す。(弟子未解其言大小緩急、故復問之。其言大而急者、美大多得利之辭也。實譏張魚而言觀譏遠者、恥公去南面之位、下與百姓爭利、匹夫無異。故諱使若以遠、觀爲譏也。諸諱主書者、從實也。觀例時。從行賤略之)

とある。表現は「隱公が棠の地で魚を觀た」ということであるが、内実は隱公が百金の魚を捕ったというもので、『春秋』は「百姓と利を争い、匹夫、異なる無き」ことを恥じて諱み、そのように表現したという。

また、蘇興は、『漢書』五行志に、隱公五年「秋螟」に関して、

董仲舒、劉向以爲へらく、時に公、漁を棠に觀る。利を貪るの應なり。(董仲舒、劉向以爲時公觀漁于棠。貪利之應也)

とあり、また『白虎通』卷十二佚文(『詩』小雅・周頌・臣工の「潛有多魚」正義引)に、

王者は親らは魚を取らず。(王者不親取魚)

とあり、『説苑』貴徳篇に、

今隠公、利を貪りて身自ら濟の上に漁す。(今隠公貪利而身自漁濟上)とあるのを引く。

② 利を求めることの非を述べる。同様の内容として蘇興は、『説苑』貴徳篇に、

凡そ人の性、其の徳を善みせんと欲せざる莫し。然り而して善徳を爲す能はざるは、利の之を敗るなり。故に君子は利の名を言ふを羞づ。

利の名を言ふすら尚ほ之を羞づ、況んや居りて利を求むる者をや。(凡人之性、莫不欲善其徳。然而不能爲善徳者、利敗之也。故君子羞言利名。言利名尚羞之、況居而求利者乎)

とあり、また『荀子』大略篇に、

上、義を重んずれば、則ち義は利に克ち、上、利を重んずれば、則ち利は義に克つ。故に天子は多少を言はず、諸侯は利害を言はず。(上重義則義克利、上重利則利克義。故天子不言多少、諸侯不言利害)

とあり、『史記』孟子荀卿列傳第十四に、

太史公曰く、余、孟子の書を読み、梁の恵王、何を以て吾が國を利せん、と問ふに至りて、未だ嘗て書を廢して歎ぜずんばあらざるなり。

曰く、嗟乎、利は誠に亂の始めなり。夫子の罕に利を言へるは、常に其の原を防ぐなり。故に曰く「利に放りて行はば、怨み多し」と。天子より庶人に至るまで、利を好むの弊、何を以て異ならんや。(太史公曰、余讀孟子書、至梁惠王問「何以利吾國」、未嘗不廢書而歎也。曰、嗟乎、利誠亂之始也。夫子罕言利者、常防其原也。故曰「放於利而行、多怨」。自天子至於庶人、好利之弊何以異哉)

とあるのを引く。

③ 「動かし風化する者」とは、人の上に立つて民衆の心を感じ動かし、教化する者の意。『校釋』は、『論語』顔淵篇に、

季康子、政を孔子に問ひて曰く、如し無道を殺して以て有道に就かば、何如と。孔子對へて曰く、子、政を爲すに、焉くんぞ殺を用ひん。子、善を欲すれば而ち民善なり。君子の徳は、風なり。小人の徳は、草なり。草、之に風を上ふれば必ず偃す。(季康子問政於孔子曰、如殺無道以就有道、何如。孔子對曰、子爲政、焉用殺。子欲善而民善矣。君子之徳、風。小人之徳、草。草上之風必偃)

とあるのを引く。

④ 蘇興は『史記』史記卷三十平準書第八に、

安寧なるとはき則ち庠序を長にし、本を先にして末を繼げ、禮義を以て利を防ぐ。事變じて故多きときは、而ち亦是に反す。是を以て物盛んなれば則ち衰へ、時極まれば而ち轉ず、一いは質、一いは文なるは、終始の變なり。(安寧則長庠序、先本繼末、以禮義防于利。事變多故、而亦反是。是以物盛則衰、時極而轉、一質一文、終始之變也)

とあるのを引き、「史公、利を求むるの名を諱みて、之を時變に歸す。蓋し定哀の微詞の意なり」と言う。

⑤ 隠公三年「秋、武氏子來求賻」の条の『公羊傳』に、

武氏子來りて賻を求む。何を以て書する。譏ればなり。何ぞ譏る。喪事に求むること無し。賻を求むるは、禮に非ざるなり。(武氏子來求賻。何以書。譏。何譏爾。喪事無求。求賻、非禮也。)

とあり、文公九年「春、毛伯來求金」の条の『公羊傳』に、

毛伯來りて金を求む。何を以て書する。譏ればなり。何ぞ譏る。王者、求むること無し。金を求むるは、禮に非ざるなり。(毛伯來求金。何以書。譏。何譏爾。王者無求。求金、非禮也)

とあり、桓公十五年「春、二月、天王使家父來求車」の条の『公羊傳』に、何を以て書する。譏ればなり。何ぞ譏る。王者、求むること無し。車を求むるは、禮に非ざるなり。(何以書。譏。何譏爾。王者無求。求車、

非禮也)

とあり、その何休『解詁』に、

求むれば則ち諸侯は貪り、大夫は鄙しく、士庶は盜竊す。(求則諸侯貪、大夫鄙、士庶盜竊)

とある。いずれも天王が利を求めた例である。また『繁露』王道篇に、

家父、車を求め、武氏毛伯、賻金を求むるを刺る。(刺家父求車、武氏毛伯求賻金)

とある。また『校釋』は、『鹽鐵論』本議篇に、

諸侯、利を好めば則ち大夫鄙しく、大夫鄙しければ則ち士は貧しく、士貧しければ則ち庶人は盜む。(諸侯好利則大夫鄙、大夫鄙則士貧、士貧則庶人盜)

とあるのを引く。

⑥ 「觀社」のことは、莊公二十三年「夏、公如齊觀社」の条の『公羊傳』に、

諸侯、竟を越えて社を觀るは、禮に非ざるなり。(諸侯越竟觀社、非禮也)

とあり、その何休『解詁』に、

社を觀るとは、祭社を觀るなり。淫なるを諱みて社を觀ると言ふは、親ら幣を納ると義を同じくす。(觀社者、觀祭社。諱淫言觀社者、與親納幣同義)

とある。

蘇輿は、『墨子』明鬼下に、

燕の祖有るは、齊の社稷有り、宋の桑林有り、楚の雲夢有るに當るなり。此れ男女の屬つて觀る所なり。(燕之有祖、當齊之社稷、宋之有桑林、楚之有雲夢也。此男女之所屬而觀也)

とあるのを引く。

⑦ 蘇輿は、『說苑』貴徳篇に、

周の天子、家父毛伯をして金を諸侯に求めしむるに、春秋、之を譏る。

故に天子、利を好めば則ち諸侯貪り、諸侯貪れば則ち大夫鄙しく、大夫鄙しければ則ち庶人盜む。上の下を變ふること、猶ほ風の草を靡するがごときなり。故に人君たる者は、徳を貴びて利を賤しむを明かにして以て下を道くも、下の惡を爲すこと、尚ほ止むべからず。今、隱公、利を貪りて、身自ら濟の上に漁し、而して八份を行ふ、此を以て國人を化すれば、國人、安くんぞ義に解らざるを得んや。義に解りて其の欲を縦にすれば、則ち災害起りて臣下僻む。(周天子使家父毛伯求金於諸侯、春秋譏之。故天子好利則諸侯貪、諸侯貪則大夫鄙、大夫鄙則庶人盜。上之變下、猶風之靡草也。故爲人君者、明貴徳而賤利以道下、下之爲惡、尚不可止。今隱公貪利、而身自漁濟上、而行八份、以此化於國人、國人安得不解於義。解於義而縱其欲、則災害起而臣下僻矣)

とあり、桓公十五年「春二月、天王使家父來求車」の条の『公羊傳』に、何を以て書する。譏ればなり。何ぞ譏る。王者、求むる無し。車を求むるは、禮に非ざるなり。(何以書。譏。何譏爾。王者無求。求車、非禮也)

とあり、その何休『解詁』に、

王者は千里の畿内の租税ありて、以て費に共するに足り、四方各おの其の職を以て來貢し、以て尊榮するに足り、當に至廉無爲を以て、天下を率先すべく、當に求むべからず。求むれば則ち諸侯は貪り、大夫は鄙しく、士庶は盜竊す。(王者千里畿内租税、足以共費。四方各以其職來貢、足以尊榮。當以至廉無爲、率先天下、不當求。求則諸侯貪、大夫鄙、士庶盜竊)

とあるのを引く。

『校釋』は、莊公二十三年「夏、公如齊觀社」の条の『穀梁傳』に、
 常事には視と曰ひ、常に非ざるには觀と曰ふ。觀は、事無きの辭なり。
 是れを以て尸女と爲すなり。(常事曰視、非常曰觀。觀、無事之辭也。
 以是爲尸女也)
 とあるのを引く。

【現代語訳】

「公、魚を棠に觀る」は、どうして悪なのか。

凡そ人の性は、義(正しい行い)を善しとしないことはない。そうではあるがしかし正しい行いができないのは、利が、これを打ち負かすからである。だから君子は一日中話をして利のことには言及しない。(利のことに)言及したくないのは、それを恥じるからである。それを恥じてその(悪の)根源を塞ぐのである。いったいしかるべき位に即いて(人々を)感動させ教化する者は、ただ利という言葉を口にするにすぎてもそれを嫌がる。まして利を求めることにおいてはなおさらである。だから「天王、人をして賻を求め金を求めしむ」は、皆大悪として書き記す。今、ただ人にさせるだけでなく、自ら(利を)求めるのも、たいそう悪いとする。譏めるのに、どういう理由で「觀魚」と言うのか。ちやうど「觀社」と言うようなものである。皆大悪を諱んだ表現である。

五

春秋有經禮、有變禮。爲如安性平心者、經禮也。至有於性雖不安、於心雖不平、於道無以易之、此變禮也。是故「昏禮不稱主人」、經禮也。「辭窮無稱、稱主人」、變禮也。「天子三年、然後稱王」、經禮也。「有故則未三年而稱王」、變禮也。「婦人無出境之事」、經禮也。「母爲子娶婦、奔喪父母」、變禮也。明

乎經變之事、然後知輕重之分、可與適權矣。
 難者曰、春秋事同者辭同。此四者俱爲變禮、而或達於經、或不達於經、何也。

曰、春秋理百物、辨品類、別嫌微、修本末者也。是故星墜謂之「隕」、蟲墜謂之「雨」。其所發之處不同。或降於天、或發於地。其辭不可同也。今四者俱爲變禮也同、而其所發亦不同。或發於男、或發於女。其辭不可同也。是或達於常、或達於變也。

【校記】

なし

【書き下し文】

春秋に經禮有り、變禮有り。爲して性に安らかに心に平らかなる者は、經禮なり①。性に於いて安らかならずと雖も、心に於いて平らかならずと雖も、道に於いて以て之を易ふる無き有るに至りては、此れ變禮なり②。是の故に「昏禮には主人を稱せず」は、經禮なり。「辭窮まりて稱する無きとき、主人を稱す」③は、變禮なり。「天子は三年にして、然る後に王を稱す」④は、經禮なり。「故有れば則ち未だ三年ならずして王と稱す」⑤は、變禮なり。「婦人に境を出づるの事無し」⑥は、經禮なり。「母、子の爲に婦を娶り⑦、父母を奔喪す」⑧は、變禮なり。經變の事に明らかにして、然る後に輕重の分を知り、與に權に適くべし⑨。

難者曰く、春秋は事同じき者は辭同じ。此の四者⑩は俱に變禮たり、而るに或いは經に達し、或いは經に達せざるは、何ぞや。

曰く、春秋は百物を理め、品類を辨ち、嫌微を別ち⑪、本末を修むる者なり。是の故に星墜つるには之を「隕」と謂ひ⑫、蟲墜つるには之を「雨」と謂ふ⑬。其の發する所の處同じからず。或いは天より降り、或いは地より發

す。其の辭同じくすべからざるなり。今四者俱に變禮たること同じきも、而も其の發する所も亦同じからず。或いは男より發し、或いは女より發す。其の辭同じくすべからざるなり^⑭。是れ或いは常に達し、或いは變に達するなり。

【注】

① 蘇輿は「如、而、同じ」と言う。今これに従い、「爲如」は「爲して」と読んでおく。また『校釋』が引く陶鴻慶が「之を爲して性を安んじ心を平らかにする者、是れ經禮なり」と言い、それを実行して性を安らかにし心を落ち着かせるもの、これを經禮と言う。

② 蘇輿は『禮記』喪服四制第四十九に、
恩有り理有り、節有り權有るは、之を人の情に取るなり。(有恩有理、有節有權、取之人情也)

とあるのを引き、「恩、理、節は經なり。權制は則ち變なり」と言う。「權」は臨機応變の適切な処置を意味するが、臨機応變に行う適切な礼を変礼と言うのであろう。

③ 隱公二年「九月、紀履緌來逆女」の条の『公羊傳』に、

紀の履緌とは何ぞ。紀の大夫なり。何を以て使を稱せざる。婚禮には主人を稱せず。然らば則ち曷をか稱する。諸父兄師友を稱す。宋公、公孫壽をして來りて幣を納れしむには、則ち其れ主人を稱するは何ぞ。辭窮まればなり。辭窮まるとは何ぞ。母無きなり。(紀履緌者何。紀大夫也。何以不稱使。婚禮不稱主人。然則曷稱。稱諸父兄師友。宋公使公孫壽來納幣、則其稱主人何。辭窮也。辭窮者何。無母也)

とあり、その何休『解詁』に、

禮に、母有れば、母、當に諸父兄師友に命じて、諸父兄師友を稱して以て行ふべし。宋公に母無ければ、之を命ぜしむる莫く、辭窮まる、

故に自ら之を命ず、自ら之を命ずるときは則ち使を稱せざるを得ず。(禮、有母、母當命諸父兄師友、稱諸父兄師友以行。宋公無母、莫使命之、辭窮、故自命之、自命之則不得不稱使)

とある。この「九月、紀履緌來逆女」という表現は、「婚禮には主人を稱せず」に合致している。すなわちこれは經禮と言えり。しかし成公八年「宋公、公孫壽をして來りて幣を納れしむ」では、「宋公」という主人が明示されている。何休『解詁』によれば、それは「宋公」には母がおらず、そのため「辭窮まる」すなわち表現のしようがなく、「宋公」自身が命じざるを得なかったということである。これが変礼である。

蘇輿は、『禮記』祭統に、

國君、夫人を取るの辭に曰く、請ふ、君の玉女、寡人と敝邑を共有し、宗廟社稷に事へん、と。(國君取夫人之辭曰、請君之玉女、與寡人共有敝邑、事宗廟社稷)

とあるのを引き、これは「主人」を稱する例であるという。また『晉書』禮志下に、

穆帝の升平元年、將に皇后何氏を納れんとす。太常王彪之、大いに經傳及び諸故事を引きて以て其の禮を定め、深く公羊の婚禮に主人を稱せざるの義を非とす。又曰く、王者の四海に於ける、臣妾に非ざる無く、復た父兄の親、師友の賢と雖も、皆純臣なり。夫れ三綱の始を崇び、以て乾坤の儀を定むるに、安くんぞ天父の尊くして、臣下の命を稱して以て伉儷を納ること有らん、安くんぞ臣下の卑しくして、天父の名を稱して以て大禮を行ふこと有らん。遠く古禮を尋ね、近く史籍を求むるに、王者の此の制無し。情に比するに安からず、義に於いて通ぜず。(穆帝升平元年、將納皇后何氏。太常王彪之大引經傳及諸故事以定其禮、深非公羊婚禮不稱主人之義。又曰、「王者之於四海、無非臣妾、雖復父兄之親、師友之賢、皆純臣也。夫崇三綱之始、以定乾坤

之儀、安有天父之尊、而稱臣下之命以納伉儷、安有臣下之卑、而稱天父之名以行大禮。遠尋古禮、近求史籍、無王者此制。比於情不安、於義不通

とあるのを引き、「王彪之の定むる所、變禮を用ふるの例なり」と言う。しかし、『校釋』は「婚禮に主人を称せず」というのは公羊家の説であり、後世、異論も多いと言う。曾宇康（『校釋』引）は、「婚禮に主人を称せず」というのは「小国の正例」であり、隠公二年「九月、紀履緌來逆女」はその例であると言ひ、大国の場合は主人を称する例として、成公八年「宋公、公孫壽をして來りて幣を納れしむ」を挙げ、『繁露』の説には批判的である。さらに『校釋』は、『白虎通』嫁娶篇に、

人君及び宗子に父母無く、自ら娶るを定むる者は、卑しきは尊きを主らず、賤しきは貴きを主らず、故に自ら定むるなり。『婚禮經』曰く、親皆没するときは、己躬^{みづかみ}ら之を命ず。『詩』（大雅・大明）に云ふ、厥^その祥を文定し、渭に親迎す。（人君及宗子無父母、自定娶者、卑不主尊、賤不主貴、故自定也。『婚禮經』曰、親皆没、己躬^{みづかみ}命之。『詩』云、文定厥祥、親迎于渭）

とあるのを引き、これは今文春秋説であると言う。

④ 天子は三年の喪が明けてから「王」を称するのが経礼であるということ。隠公三年「秋、武氏子來求賻」の条の『公羊傳』に、

何を以て使を稱せざる。喪に當たり、未だ君たらざればなり。（何以不稱使。當喪、未君也）

とあり、何休『解詁』に、

喪に當たるとは天子を謂ふなり。未だ君たらずとは、未だ三年ならざればなり。未だ君位に居りて使を稱すべからざるなり。（當喪謂天子也。

未君者、未三年也。未可居君位稱使也）

とある。

また文公九年「春、毛伯來求金」の条の『公羊傳』に、

毛伯とは何ぞ。天子の大夫なり。何を以て使を稱せざる。喪に當たり、未だ君たらざればなり。年を踰ゆ。何を以て之を未だ君たらずと謂ふ。即位するに、而るに未だ王と稱せざればなり。未だ王と稱せざるに、何を以て其の即位するを知る。諸侯の、年を踰えて即位するを以て、亦天子の、年を踰えて即位するを知るなり。天子は三年にして然る後に王と稱するを以て、亦諸侯の其の封に於いては三年、子と稱するを知るなり。（毛伯者何。天子之大夫也。何以不稱使。當喪、未君也。踰年矣。何以謂之未君。即位矣、而未稱王也。未稱王。何以知其即位。以諸侯之踰年即位、亦知天子之踰年即位也。以天子三年然後稱王、亦知諸侯於其封三年稱子也）とある。

⑤ 特別な事情があれば三年の喪が明ける前に「王」を称する。これは喪礼であるということ。昭公二十二年に「景王崩ず」とあり、まだ三年が経過しない昭公二十三年に「天王居于狄泉」とあり、その『公羊傳』に、

此れ未だ三年ならず、其の天王と稱するは何ぞ。天子有るを著かにするなり。（此未三年、其稱天王何。著有天子也）

とあり、その何休『解詁』に、

時に庶孽並びに簒ひ、天王、位を失ひ居を徙し、微弱なること甚だし、故に急ぎ著はして其の號を正す、天下當に其の難を救ひて之に事ふべきを明かにす。（時庶孽並簒、天王失位徙居、微弱甚、故急著正其號、明天下當救其難而事之）

とある。相統争いに巻き込まれて位を失った天王の存在を、いち早く天下に知らしめてお仕えすべきことを明らかにする必要があるということである。

蘇興は、『白虎通』爵篇に、

天子、大斂の後に王を稱するは、士は一日として君無かるべからざるを明かにするなり。故に尚書に曰く、王、麻冕黼裳す、と。此れ斂の後なり。(天子大斂之後稱王者、明士不可一日無君也。故尚書曰、王麻冕黼裳。此斂之後也)

とあるのを引き、「康王は子たるを以て父を繼ぎ、故有りて王を稱するに非ず。是れ董と説を異にするは、顧命を以て史臣の詞と爲すに因る。」と言う。

『校釋』は、『白虎通』三軍篇に、

王者に三年の喪有るも、夷狄、内に侵すこと有らば、之を伐つは、天誅を重んじ、宗廟社稷の爲にすればなり。春秋傳に曰く、天王、狄泉に居り。傳に曰く、此れ未だ三年ならず、其の天王と稱するは何ぞ。天子有るを著はすなり。(王者有三年之喪、夷狄有内侵、伐之者、重天誅、爲宗廟社稷也。春秋傳曰、天王居于狄泉。傳曰、此未三年、其稱天王何。著有天子也)

とあるのを引く。

⑥ 隠公二年「九月紀履緌來逆女」の条の『公羊傳』に、

有らば則ち何を以て母を稱せざる。母、通ぜざればなり。(有則何以不稱母。母不通也)

とあり、その何休『解詁』に、

禮に、婦人に外事無し。(禮、婦人無外事)

とある。なお注③参照のこと。また、莊公二年「冬十有二月夫人姜氏會齊侯于郕」の条の何休『解詁』に、

書するは、婦人に外事無く、外するときには則ち淫に近ければなり。致いはざるは、本より出づるの道無ければなり。出づるの道有るときは、乃ち致いふ、喪に奔るに致いふは是なり。(書者婦人無外事、外則近淫。不致者、本無出道。有出道、乃致、奔喪致是也)

とあり、「喪に奔る」場合を除いて「婦人に外事無し」というのが何休公羊

学の立場である。さらに『校釋』は、孔廣森『公羊通義』に、

婦人に外事無しとは、但だ使を命ずるを國中に得るのみにして四方に通ずるを得ず。(婦人無外事、但得命使于國中、不得通于四方)

とあり、莊公二年「冬十有二月夫人姜氏會齊侯于郕」の条の『穀梁傳』に、婦人既に嫁すれば、竟を踰えず。竟を踰ゆるは、正に非ざるなり。婦人には會と言はず。會と言ふは、正に非ざるなり。(婦人既嫁、不踰竟。踰竟、非正也。婦人不言會。言會、非正也)

とあるのを引く。

⑦ 僖公二十五年「宋蕩伯姬來逆婦」の条の『公羊傳』に、

宋蕩伯姬とは何ぞ。蕩氏の母なり。其の來りて婦を逆ふと言へるは何ぞ。兄弟の辭なり。其の婦と稱するは何ぞ。姑有るの辭なり。(宋蕩伯姬者何。蕩氏之母也。其言來逆婦何。兄弟辭也。其稱婦何。有姑之辭也)

とあり、また僖公三十一年「冬、杞伯姬來求婦」の条の『公羊傳』に、

其の來りて婦を求むと言へるは何ぞ。兄弟の辭なり。其の婦と稱するは何ぞ。姑有るの辭なり。(其言來求婦何。兄弟辭也。其稱婦何。有姑之辭也)

とあり、婚姻を結ぶための母の「外事」は非難されていない。しかし、僖公二十五年「宋蕩伯姬來逆婦」の条の『穀梁傳』では、

婦人既に嫁すれば、竟を踰えず。宋の蕩伯姬來りて婦を逆ふるは、正に非ざるなり。(婦人既嫁、不踰竟。宋蕩伯姬來逆婦、非正也)

と非難する。

⑧ 莊公二十七年「冬、杞伯姬來」の『公羊傳』に、

其の來と言へるは何ぞ。直來するを來と曰ふ。大歸するを來歸と曰ふ。(其言來何。直來曰來。大歸曰來歸)

その何休『解詁』に、

諸侯の夫人は尊く重し。既に嫁するとき、大故有るに非ざれば反るを得ず。唯だ大夫の妻より、事無しと雖も、歳ごとに一たび歸寧す。
(諸侯夫人尊重。既嫁、非有大故不得反。唯自大夫妻、雖無事、歳一歸寧)

とあり、その「疏」に「大故とは、喪に奔るの謂なり(大故者、奔喪之謂)」とある。これによれば諸侯の夫人は、一旦嫁すると、「奔喪」以外は国境を越えて故国に帰ることはできない。逆に言えば「奔喪」の場合は認められるということである。また、文公九年に「夫人姜氏如齊」とあり、その何休『解詁』に、

父母の喪に奔るなり。喪に奔ると言はざるは、内を尊び、猶ほ朝聘と言はざるがときなり。故に致いふを以て禮を得るを起すなり。(奔父母之喪也。不言奔喪者、尊内、猶不言朝聘也。故以致起得禮也)

とあり、文公九年に「三月、夫人姜氏至自齊」とあり、その何休『解詁』に、

出づるに獨り致いふは、禮を得たればなり。(出獨致者、得禮)

とある。これも先の例と同様に諸侯の夫人が「奔喪」のために国境を越えることは「致る」と言うことで「礼を得た」行為であることを示しているという。

日原利国(『春秋繁露』頁一三九 明德出版社 昭和五十二年)氏は、

しかし、『礼記』(檀弓下)には「婦人は疆を越えて人を弔はず」とあり、『白虎通』(喪服)には「婦人、境を出でて弔はざるは、婦人は外事なく、淫佚を防がんとなり」といい、「境を出でて奔喪する」ことを認めないものである。

と言う。しかし、『校釋』も引くように、『禮記』雜記下に、

婦人は三年の喪に非ざれば、封を踰えて弔はず。如し三年の喪あれば、則ち君夫人は歸る。夫人其の歸るや、諸侯の弔禮を以てす。其の之を

待つや、諸侯を待つが若く然り。(婦人非三年之喪、不踰封而弔。如三年之喪、則君夫人歸。夫人其歸也、以諸侯之弔禮。其待之也、若待諸侯然)

とあり、その鄭玄注に、

封を踰ゆとは、竟を越ゆるなり、或いは疆を越ゆに爲る、父母の喪に奔るなり。(踰封、越竟也、或爲越疆、奔父母喪也)

とあるのによれば「三年の喪」であれば婦人は境を越えて故国に帰ることが許されるようである。

⑨ 「可與適權」については、日原氏(前掲書、頁一三九)は、『論語』子罕篇に、

子曰く、與に共に學ぶべきも。未だ與に道に適くべからず。與に道に適くべきも、未だ與に立つべからず。與に立つべきも、未だ與に權るべからず。(子曰、可與共學。未可與適道。可與適道、未可與立。可與立、未可與權)

とあるのに基づくという。

⑩ 「四者」とは、蘇輿が言うように「婚禮」「稱王」「娶婦」「奔喪」のことを指す。

⑪ 同様の表現は、『校釋』が指摘するように、『繁露』十指篇に、

嫌疑を別ち、同異を異にす。(別嫌疑、異同(類)〔異〕)

とあり、『繁露』二端篇に、

微なるを貴び、始めを重んず。(貴微重始)

とある。

⑫ 莊公七年の条に、

夏、四月、辛卯、夜、恆星見え。夜中、星實つること雨ふるが如し。

(夏、四月、辛卯、夜、恆星不見。夜中、星實如雨)

とあり、その『公羊傳』に、

恒星とは何ぞ。列星なり。列星見えず。何を以て夜の中なるを知る。星反ればなり。雨ふるが如しとは何ぞ。雨ふるが如しとは、雨ふるに非ざるなり。雨ふるに非ざれば、則ち曷爲れぞ之を雨ふるが如しと謂ふ。不脩春秋に曰く、星雨りて地に及ばず、尺にして復る。君子之を脩めて曰く、星實つること雨ふるが如し。何を以て書する。異を記すなり。(恒星者何。列星也。列星不見。何以知夜之中。星反也。如雨者何。如雨者、非雨也。非雨、則曷爲謂之如雨。不脩春秋曰、雨星不及地、尺而復。君子脩之曰、星實如雨。何以書。記異也)

⑬ 文公三年の条に、

宋に蝻雨る。(雨蝻于宋)

とあり、その『公羊傳』に、

蝻雨るとは何ぞ。死して墜つるなり。(雨蝻者何。死而墜也)

とあり、その何休『解詁』に、

先づ雨と言へるを以てなり。墜とは、地に墮つるなり。雨ふるが如しと言はず、蝻雨ると言へるは、本より飛びて地従り上りて、下りて地に至るは、雨に似たること尤だ酔ければなり。(以先言雨也。墜、隋地也。不言如雨、言雨蝻者、本飛從地上而下至地、似雨尤醉)とある。

⑭ 蘇輿は、莊述祖『春秋正辭』が、

『春秋』は辭異なれば則ち指異なる。事異なりて辭同じければ、則ち事を以て之を見し、事見されざれば則ち文を以て之を起す。嫌ふ者は異ならしめ、嫌はざれば同じからしむ。(春秋辭異則指異。事異而辭同、則以事見之、事不見則以文起之。嫌者使異、不嫌使同)と言ふのを引く。

【現代語訳】

春秋には経礼が有り、また変礼が有る。それを実行して性を安らかにし心を落ち着かせるものは、経礼である。性を安らかにせず、心を落ち着かせなくとも、それ以外にやり方がないものは、変礼である。そのために「昏礼には主人の名を称しない」というのは、経礼である。「表現に窮して称する方法がない時、主人を称する」のは、変礼である。「天子は三年(の喪に服)して、その後ち王を称する」のは、経礼である。「理由があれば、まだ三年(の喪)が経過しないうちに王と称する」のは、変礼である。「婦人には国境を越えて外に出る事はない」のは、経礼である。「母が子のために婦を娶り、帰郷して父母の喪に服する」のは、変礼である。経礼と変礼との事をよく理解し、その後初めて、事の軽重の区別を知り、ともに事誼に応じた処置をすることができる。

反論する者が言う、春秋は事が同じ場合は表現も同じである。この四者はいずれも変礼である。しかしあるものは経に記載され、あるものは経に記載されないのは、どうしてか。

(答えて)言う、春秋はあらゆるものを治め、種類ごとに区別し、うたがわしいもの、微かなもの疑わしいものを区別し、大切なものからそうでないものまで修めるものである。こういうわけで「星が墜ちてきた」には「隕」と称し、「蝻が墜ちてきた」には「雨」と称する。それが発した場所が同じではない。天から降ってくることもあれば、地から発生することもある。(だから)その表現を同一にすべきではないのである。今、四者がいずれも変礼であることは同じであるが、その発した場所まで同じではない。男から発することあれば、女から発することもある。その表現を同一にすべきではないのである。こういうわけで、あるものは常道(経礼)に通じ、あるものは変礼に通じるのである。

六

桓之志無王、故不書王。其志欲立、故書即位。書即位者、言其弑君兄也。不書王者、以言其背天子。是故隱不言立、桓不言王者、從其志以見其事也。從賢之志以達其義、從不肖之志以著其惡。由此觀之、春秋之所善善也。所不善亦不善也。不可不兩省也。

【校記】

なし

【書き下し文】

桓の志、王を無みす。故に王を書せず①。其の志、立たんと欲す。故に即位を書す②。即位を書するは、其の君兄を弑する③を言ふなり。王を書せざるは、以て其の天子に背くを言ふ。是の故に隱には立つを言はず、桓には王を言はざるは、其の志に従ひて以て其の事を見すなり④。賢の志に従ひて以て其の義を達し、不肖の志に従ひて以て其の惡を著にす⑤。此に由りて之を觀れば、春秋の善しとする所は善きなり。善しとせざる所も亦善からざるなり。兩ら省みざるべからざるなり。

【注】

① 「王を書せず」とは、たとえば隱公元年では「春王正月」のように、『春秋』は各年ごとに「王」を書くのが体例であるが、桓公の場合は、全十八年中、「王」が書かれているのは、元年、二年、十年、十八年だけであり、それら以外の年には「王」を書かないことを意味する。このことについて、桓公三年「三年、春正月、公會齊侯于贏」の条の何休『解詁』に、

王無きは、以て桓公は王を無みして行ふを見すなり。二年に王有るは、

始めを見すなり。十年に王有るは、數の終りなり。十八年に王有るは、桓公の終りなり。終始、王有るに、桓公、之を無みするを明かにするのみ。元年に就いて始めを見ざるは、未だ王を無みせざればなり。(無王者、以見桓公無王而行也。二年有王者、見始也。十年有王者、數之終也。十八年有王者、桓公之終也。明終始有王、桓公無之爾。不就元年見始者、未無王也)

とあり、「王」を書かない理由は、桓公が王を無視して行動したからだと言う。元年の段階では、桓公がまだ王を無視していなかったから「王」を書き、二年では「始め」を示すために「王」を書き、十年では「數の終わり」だから「王」を書き、十八年では「桓公の終わり」だから「王」を書いたという。

蘇輿は、『公羊傳』は桓公に「王」を書かない理由を明らかにしておらず、右に引用した何休『解詁』は、董仲舒の説に基づいたものと言う。さらに蘇輿は、桓公元年『穀梁傳』に、

桓に王無し。其の王と曰へるは、何ぞ。始めを謹しめばなり。其の王を無みすと曰へるは、何ぞ。桓は弟にして兄を弑し、臣は君を弑す。天子、定むる能はず、諸侯救ふ能はず、百姓は去る能はず。以て王の道を無みすと爲す。遂に以て焉に至るべきのみ。元年に王有るは、桓を治むる所以なり。(桓無王。其曰王、何也。謹始也。其曰無王、何也。桓弟弑兄、臣弑君。天子不能定、諸侯不能救、百姓不能去。以爲無王之道。遂可以至焉爾。元年有王、所以治桓也)

とあるのによつて、『公羊傳』『穀梁傳』の二伝はほぼ同じ解釈であることを知ると言う。

② 「即位を書す」 桓公元年「元年、春、王正月、公即位」の条の『公羊傳』に、

弑君を繼ぐは即位を言はず。此れ其の即位を言へるは何ぞ。其の意の

如くすればなり。(繼弒君不言即位。此其言即位何。如其意也)

とあり、本来、弒殺された君主を継いだ場合は「即位」を書かないのが体例であるが、桓公の即位したいという意志の通りに「即位」を書いたという事。

③ 隠公十一年「冬、十有一月壬辰、公薨」の条の『公羊傳』に、

何を以て葬を書せざる。之を隠めばなり。何ぞ隠む。弒せらるればなり。(何以不書葬。隠之也。何隠爾。弒也)

とあり、その何休『解詁』に、「桓公の弒する所と爲る(爲桓公所弒)」とある。

④ 隠公に「即位」を言わなかつた事情は、隠公元年「春王正月」の条の『公羊傳』に、

元年とは何ぞ。君の始年なり。春とは何ぞ。歳の始めなり。王とは孰をか謂ふ。文王を謂ふなり。曷爲れぞ先づ王を言ひて、而る後に正月を言ふ。王の正月なればなり。何ぞ王の正月を言ふ。一統を大べばなり。公何を以て即位を言はざる。公の意を成せばなり。何ぞ公の意を成す。公將に國を平らげて之を桓に反さんとす。曷爲れぞ之を桓に反さん。桓は幼きも貴し。隠は長なるも卑し。其の尊卑を爲すや微にして、國人は知る莫し。隠は長にして又賢なり。諸大夫は隠を抜して之を立てんとす。隠、是に於いて立つことを辭すれば、則ち未だ桓の將に必ず立つを得んことを知らず。且つ如し桓立たば、則ち諸大夫の幼君を相くる能はざるを恐るるなり。故に凡そ隠の立つは桓の爲に立つなり。(元年者何。君之始年也。春者何。歳之始也。王者孰謂。謂文王也。曷爲先言王、而後言正月。王正月也。何言乎王正月。大一統也。公何以不言即位。成公意也。何成乎公之意。公將平國而反之桓。曷爲反之桓。桓幼而貴。隱長而卑。其爲尊卑也微。國人莫知。隱長又賢。諸大夫拔隱而立之。隱於是焉而辭立、則未知桓之將必得立也。且如桓

立、則恐諸大夫之不能相幼君也。故凡隱之立爲桓立也)

とあり、隠公はあくまでも最終的には桓公に位を返し、即位させるために一時的に即位したのであり、その隠公の意志の通りに「即位」を書かなかつたという。隠公十一年「冬、十有一月壬辰、公薨」の条の『公羊傳』にも、

隠には何を以て正月無きや。隠將に桓に譲らんとす、故に其の正月有らざるなり。(隠何以無正月。隠將讓乎桓、故不有其正月也)とある。

桓公に「王」を書かないことについては注①参照。

⑤ 蘇輿は、注②でも引用したが、桓公元年「元年、春、王正月、公即位」の条の『公羊傳』に、

弒君を繼ぐは即位を言はず。此れ其の即位を言へるは何ぞ。其の意の如くすればなり。(繼弒君不言即位。此其言即位何。如其意也)

とあり、その何休『解詁』に、

君を弒して、即位せんと欲す、故に其の意の如くして以て其の惡を著はす。直なれども顯かにせず、諱めども盈たさず。(弒君欲即位、故如其意以著其惡。直而不顯、諱而不盈)

とあり、また、襄公七年「十有二月、公會晉侯・宋公・陳侯・衛侯・曹伯・莒子・邾婁子于鄆」の条の『公羊傳』に、

其の會に如くと言ふは何ぞ。其の意を致すなり。(其言如會何。致其意也)

とあり、その何休『解詁』に、

鄭伯、中國に與せんと欲するも、意未だ達せずして弒せらる、故に養ひ遂げて之を致す、賢者の心を達せしむる所以なり。(鄭伯欲與中國、意未達而見弒、故養遂而致之、所以達賢者之心)

とあるのを引く。『春秋』は、賢者、不肖者、いずれもその意志通りに記録

して、その善しとするところ、善しとしないところを明らかにするのだという。

【現代語訳】

桓公の意志は、王を無視していた。だから「王」を書かない。その意志は、即位しようとした。だから「即位」を書いた。「即位」を書いたのは、（それによって）その君兄を弑殺したことを言っている。「王」を書かなかったのは、それによって桓公が天子に背いたことを言っている。このため隠公には「即位したこと」を言わず、桓公には「王」を言わなかったのは、その意志に従ってその事柄を示したのである。賢人の意志に従ってその意味をゆきわたらせ、不肖の意志に従ってその悪を明らかにする。これによって観察すると、春秋が善しとすることは善いのであり、善しとしないことは同様に善くないのである。両方とも省察しなければならない。

七

經曰、「宋督弑其君與夷」、傳言「莊公馮殺之」。不(可)①及於經、何也。

曰、非不可及於經。其及之端眇、不足以類鉤之、故難知也。傳曰「臧孫許與晉卻克同時而聘乎齊」。按經無有、豈不微哉。不書其往、而有避也。今此傳言「莊公馮」、而於經不書、亦以有避也。是以不書聘乎齊、避所差也。不書莊公馮殺、避所善也。是故讓者春秋之所善。宣公不與其子而與其弟。其弟亦不與子而反之兄子。雖不中法、皆有讓高、不可棄也。故君子爲之諱、(不居正之謂)②避其後(也)③亂、移之宋督、以存善志。此亦春秋之義、善無遺也。若直書其篡、則宣繆之高滅、而善之無所見矣。

難者曰、「爲賢者諱」皆言之。爲宣繆諱獨弗言、何也。

曰、不成於賢也。其爲善不法、不可取、亦不可棄。棄之則棄善志也。取之

則害王法。故不棄、亦不載、以意見之而已。「苟志於仁無惡」、此之謂也。

【校記】

① 「可」 冒廣生(『校釋』引)に従い、削除する。

② 「不居正之謂避其後也亂」については諸説ある。俞樾は「不居正之謂」と「也」の六字を衍文とし、その「不居正之謂也」の六字はこの一節の下文「棄之則棄善志也、取之則害王法」の下にあるべきではないかと言う。また冒廣生(『校釋』引)は、これは隠公三年の「故君子大居正」を引いているのであって、衍文ではないとする。楊樹達は「不居正之謂」の五字は衍文ではなく、「也」は「之」の誤りであるとする。『校釋』は、このままにして「莊公馮が與夷を弑した」ことを書かなかったことを「不居正之謂避」が意味し、「避とは、宣公・繆公の讓徳の高きを嘉みして之が爲に諱むを謂ふ」と言う。決定的な根拠が無く、いずれが是か決めたいが、ここでは一応俞樾の説に従い、「不居正之謂」と「也」の六字を衍文として読み進めておく。

【書き下し文】

經に曰く、「宋の督、其君與夷を弑す」①と、傳に言ふ「莊公馮、之を殺す」②と。經に及ばざるは、何ぞや。

曰く、經に及ぶべからざるに非ず。其の之が端眇に及びては、類を以て之を鉤する③に足らず、故に知り難きなり。傳に曰く「臧孫許、晉の卻克と時を同じくして齊に聘す」と。經を按ずるに有ること無きも、豈微ならざらんや。其の往くを書せずして、避くる有るなり④。今此の傳に「莊公馮」と言ひて、經に於いては書せざるも、亦以て避くる有るなり。是を以て「齊に聘する」を書せざるは、差づる所を避くるなり。「莊公馮殺す」を書せざるは、善しとする所⑤を避くるなり。是の故に讓るは春秋の善しとする所なり。宣

公は其の子に與へずして其の弟に與ふ。其の弟も亦子に與へずして之を兄の子に反す。法に中らずと雖も、皆譲るの高き⑥有り、棄つべからざるなり。故に君子之が爲に諱み、其の後の亂を避けて、之を宋の督に移して、以て善志を存す。此も亦春秋の義、善は遺す無きなり。若し直だ其の纂するを書するのみなれば、則ち宣繆の高きが滅して、善の見はるる所無し。

難者曰く、「賢者の爲に諱む」は、皆之を言ふ⑦も、宣繆の爲に諱むこと、獨り言はざるは、何ぞや。

曰く、賢を成さざればなり。其の善を爲すも法らず、取るべからず、亦棄つべからず。之を棄つれば則ち善志を棄つるなり。之を取れば則ち王法を害ふ⑧。故に棄てず、亦載せず、意を以て之を見はすのみ。「苟も仁に志さば惡無し」⑨とは、此を之れ謂へるなり。

【注】

① 桓公二年に、「春、王正月戊申、宋督弑其君與夷及其大夫孔父」と見える。

② 「莊公馮が與夷を殺した」ことの詳細は、隱公三年「癸未、葬宋繆公」

の条の『公羊傳』に、

葬には曷爲れぞ或いは日いひ、或いは日いはざる。時に及ばずして日いふは、渴葬なり。時に及ばずして日いはざるは、慢葬なり。時を過ぎて日いふは、之を隠むなり。時を過ぎて日いはざるは、之を葬むる能はざるを謂ふなり。時に當りて日いはざるは、正なり。時に當りて日いふは、葬むるを得ざるを危ぶむなり。此れ時に當るに、何ぞ危ぶむ。宣公、繆公に謂ひて曰く、吾、與夷を愛するを以てするときは、則ち女を愛するが若くならず、以て社稷宗廟の主と爲すときは、則ち與夷は女に若かず。蓋ぞ終に君と爲らざる。宣公死し、繆公立つ。繆公、其の二子莊公馮と、左師勃とを逐ひて、曰く、爾、吾が子たるも、生きて相見ゆること母く、死して相哭すること母し。與夷復して曰く、

先君の臣に國を與へずして、君に國を納るる所爲は、君、社稷宗廟の主と爲るべきを以てなり。今、君、君の二子を逐ひて、將に國を與夷に致さんとするは、此れ先君の意に非ざるなり。且つ使し子にして逐ふべくんば、則ち先君は其れ臣を逐はん。繆公曰く、先君の爾を逐はざることを、知るべし。吾、此に立つは、攝なり。終には國を與夷に致す。莊公馮、與夷を弑す。故に君子は正に居るを大ぶ。宋の禍ひは、宣公、之を爲すなり。(葬者曷爲或日或不日。不及時而日、渴葬也。不及時而不日、慢葬也。過時而日、隱之也。過時而不日、謂之不能葬也。當時而不日、正也。當時而日、危不得葬也。此當時、何危爾。宣公謂繆公曰、以吾愛與夷、則不若愛女、以爲社稷宗廟主、則與夷不若女。蓋終爲君矣。宣公死、繆公立。繆公逐其二子莊公馮、與左師勃、曰、爾爲吾子、生母相見、死母相哭。與夷復曰、先君之所爲不與臣國、而納國乎君者、以君可以爲社稷宗廟主也。今君逐君之二子、而將致國乎與夷、此非先君之意也。且使子而可逐、則先君其逐臣矣。繆公曰、先君之不爾逐、可知矣。吾立乎此、攝也。終致國乎與夷。莊公馮弑與夷。故君子大居正。宋之禍、宣公爲之也)

③ 「鉤」は、さぐり出すの意。『校釋』は、『易』繫辭傳上に、「深きを鉤し遠きを致す。(鉤深致遠)」とあるのを引く。

④ 「臧孫許、晉の卻克と時を同じくして齊に聘す」は、以下に引く成公二年「秋、七月、齊侯使國佐如師。己酉、及國佐盟于袁婁」の条の『公羊傳』に見える。

君は大夫に使ひせず。此れ其の大夫に行使するは何ぞ。獲より佚ぐればなり。其の獲より佚ぐること奈何。師、齊侯を還れり。晉の卻克、

戟を投じて逡巡し、馬前に再拜稽首す。逢丑父とは頃公の車右なり。面目、頃公と相似たり。衣服、頃公と相似たり。頃公に代はりて左に當る。頃公をして飲を取らしむ。頃公、飲を操りて至る。曰く、革めて清める者を取らん。頃公、是を用て佚けて反らず。逢丑父曰く、吾、社稷の神靈を頼みて、吾が君已に免れたり。卻克曰く、三軍を欺く者は、其の法奈何。曰く、法は断なり。是に於いて逢丑父を断る。己酉、齊の國佐と袁婁に盟ふ。曷爲れぞ師に盟はざずして袁婁に盟ふ。此より前に、晉の卻克と臧孫許とは時を同じうして齊に聘す。蕭同の姪子は、齊君の母なり。楮に踊りて客を窺ふ。則ち客或いは跛、或いは眇なり。是に於いて跛者をして跛者を逐へしめ、眇者をして眇者を逐へしむ。二大夫出でて、相與に騎間して語る。日移して、然る後に相去る。齊人皆曰く、患の起こるは、必ず此れより始まらん。二大夫歸りて、相與に師を率ゐて鞍の戦ひを爲す。齊の師大敗す。齊侯は國佐をして師に如かしむ。卻克曰く、我に紀侯の甌を與へ、魯衛の侵地を反し、耕者をして畝を東にせしめて、且つ蕭同の姪子を以て質と爲せば、則ち吾、子を含さん。國佐曰く、我に紀侯の甌を與へよ。請ふ諾せん。魯に衛の侵地を反せ。請ふ諾せん。耕者をして畝を東にせしむ。是れ則ち齊を土とするなり。蕭同の姪子は、齊君の母なり。齊君の母は、猶ほ晉君の母のごときなり。不可なれば、請ふ戦はん。壹たび戦ひて勝たざれば、請ふ再びせん。再び戦ひて勝たざれば、請ふ三たびせん。三戦勝たざれば、則ち齊國は盡く子の有ならん。何ぞ必ず蕭同の姪子を以て質と爲さん。掛して之を去る。卻克、魯衛の使に、其の辭を以てして之が爲に請はしむ。然る後に之を許す。袁婁に逮びて之と盟ふ。(君不使乎大夫。此其行使乎大夫何。佚獲也。其佚獲奈何。師還齊侯。晉卻克投戟逡巡、再拜稽首馬前。逢丑父者、頃公之車右也。面目與頃公相似。衣服與頃公相似。代頃公當左。使頃公取

飲。頃公操飲而至。曰、革取消者。頃公用是佚而不反。逢丑父曰、吾頼社稷之神靈、吾君已免矣。卻克曰、欺三軍者、其法奈何。曰、法断。於是断逢丑父。己酉、及齊國佐盟于袁婁。曷爲不盟于師、而盟于袁婁。前此者、晉卻克與臧孫許同時而聘于齊。蕭同姪子者、齊君之母也。踊于楮而窺客、則客或跛或眇、於是使跛者逐跛者、使眇者逐眇者。二大夫出、相與騎間而語。移日、然後相去。齊人皆曰、患之起、必自此始。二大夫歸、相與率師爲鞍之戰。齊師大敗。齊侯使國佐如師。卻克曰、與我紀侯之甌、反魯衛之侵地、使耕者東畝、且以蕭同姪子爲質、則吾舍子矣。國佐曰、與我紀侯之甌、請諾。反魯衛之侵地、請諾。使耕者東畝、是則土齊也。蕭同姪子者、齊君之母也。齊君之母、猶晉君之母也、不可。請戰。壹戰不勝、請再。再戰不勝、請三。三戰不勝、則齊國盡子之有也。何必以蕭同姪子爲質。揖而去之。卻克魯衛之使、使以其辭而爲之請。然後許之、逮于袁婁而與之盟。

「臧孫許、晉の卻克と時を同じくして齊に聘す」がなぜ經文に見えないのかについて、右の引用の「此より前に、晉の卻克と臧孫許とは時を同じうして齊に聘す」で、何休『解詁』は「書せざるは、之を恥づればなり」と言う。つまりその恥を受けたことを避けるために經文には書かなかつたということである。何を恥じたかについては、その『疏』によれば、右の引用中にあるように、晉の卻克と魯の臧孫許が齊に聘問したとき、「跛者をして跛者を逐へしめ、眇者をして眇者を逐へしむ」という応対を受け、それは尊卿たる魯の臧孫許にとって屈辱的であつたこと、そしてその屈辱をはらすために齊と戦うのに、成公二年に「六月、癸酉、季孫行父、臧孫許、叔孫僑如、公孫嬰齊帥師、會晉卻克、衛孫良夫、曹公子手、及齊侯戰于鞍。齊師敗績」とあるように、晉、衛、曹という大国の力を借りて恥を雪ぐとしたこと、を指す。(日原利國氏前掲書 頁一四五注⑥)

また、「此より前に、晉の卻克と臧孫許とは時を同じうして齊に聘す」が

いつであったかについて、『校釋』は、宣公十七年であるとする。『左氏傳』宣公十七年に、

春、晉侯、郤克をして會を齊に徴さしむ。(十七年、春、晉侯使郤克徴會于齊)

とある。

⑤ 詳細は注②に見えるように、宋の宣公は、子の與夷に位を継がせず弟の繆公に位を譲り、その繆公も、その子に位を継がせず、與夷に位を返した。この一連の行為を『春秋』は善しとするということ。

⑥ 「高き」とは、崇高な意。蘇輿は「高は、猶ほ美のごときなり」とし、『荀子』禮論篇に、「高きは、美の隆なり。(高者、美之隆也)」とあるのを引くが、『荀子』禮論篇では「高きは、禮の隆なり。(高者、禮之隆也)」に作る。

⑦ 「賢者の爲に諱む」は、日原氏も指摘するように(前掲書 頁一四五注⑨)、『春秋』の主要な筆法の一つで、その表現は『公羊傳』全体で五度出てくる。

莊公四年「紀侯大去其國」の条の『公羊傳』に、

大去すとは何ぞ。滅ぶなり。孰か之を滅ぼす。齊、之を滅ぼす。曷爲れぞ齊、之を滅ぼすと言はざる。襄公の爲に諱めばなり。春秋は賢者の爲に諱む。何ぞ襄公を賢とする。讎を復すればなり。(大去者何。滅也。孰滅之。齊滅之。曷爲不言齊滅之。爲襄公諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎襄公。復讎也)

とある。齊が紀國を滅ぼしたことを直書せず、復讐を成し遂げた賢者襄公のために紀國を滅ぼした悪を諱んで「紀侯大去其國」と表現したという。このように賢者のために諱んで表現を変えするという筆法である。その他、閔公元年「冬、齊仲孫來」の条、僖公十七年「夏、滅項」の条、僖公二十八年「晉人執衛侯、歸之于京師」の条、昭公二十年「夏、曹公孫會自出

奔宋」の条である。

⑧ 日原利國氏(前掲書 頁一四六～一四七)は、このような「王法」の重視は、董仲舒の新解釈であると指摘し、

(『公羊傳』は)讓位そのことを善と評価し、位を譲ればだその一事によつて、無条件的に「賢」とたたえる。(中略)そこには「不法」とか「王法」といった觀念など全く介在しない。しかるに董氏は、ここに「善志」と「王法」とを対置して、「善をなすも法ならず」という。これは『公羊傳』の讓國に関する考え方とははなはだ異なる。讓國の評価にあたって合法性を重んずるのは『春秋繁露』独自のものといつてよく、「善」と「正」とを別個の範疇として措定する『穀梁傳』に近いものである。

と言う。

⑨ 『論語』里仁篇の言葉。

子曰く、苟も仁に志せば、惡しきこと無きなり。(子曰、苟志于仁矣、無惡也)

とある。

【現代語訳】

經に言う、「宋の督が、その君と夷を弑殺した」と。伝に言う、「莊公馮が、これを殺した」と。(そのことが)經で言及されていないのは、どうしてか。(答えて)言う、經で言及されていないのではない。その末端の微かなものに至っては、同類のものをを用いてそれを探り出すには十分でないために知り難いのである。伝に言う「臧孫許は、晉の郤克と同時に齊を訪れた」と。經を調べてみるとそのことの記載が有るわけではないが、どうして微言でないことがあろうか。その齊に往ったことを書かないことで、避けることが有ったのである。今、この伝に「莊公馮」と言いながら、經では書かなかったの

も、同様に避けることが有ったのである。こういうわけで「斉を訪れた」と書かなかつたのは、恥とすることを避けたのである。「莊公馮が殺した」と書かなかつたのは、善しとすることを避けたのである。こういう理由で（位を）譲ったのは春秋が善しとすることである。宣公は、その子に与えず、その弟に与えた。その弟も同様に子に与えず位を兄の子に返した。法には合致しないけれども、どちらも位を譲るという崇高さが有り、棄て去るべきことではないのである。だから君子はそのために諱んで、その後の禍乱を（書くことを）避け、このことを宋の督（が弑したことに）移して、（宣公・繆公の）善き志を残した。これもまた春秋の義として、善は置き去りにすることは無いということである。もしただその位を簒奪したことを書いただけであれば、その結果、宣公・繆公の崇高さが消滅して、善が現れることがない。

反論する者が言う、「賢者のために諱んだ」ことについては、どの場合も（伝で）言っているのに、宣公・繆公のために諱んだことについては、唯一、（伝で）言わないのは、どうしてか。

曰く、賢者とはしないからである。善行を爲しはしたが王法に則らなかつたので、取り上げることはできず、また棄て去ることもできなかった。これを棄て去れば善き志を棄て去ることになるし、これを取り上げれば王法を傷つけることになる。だから棄て去りもせず、また記載することもし、独自にこのことを表したのである。（『論語』里仁篇に）「苟も仁に志さば惡無し（仮にも仁に志すならば、惡事は無くなる）」とは、このことを言ったものである。

八

「器従名、地従主人」、之謂制。權之端焉。不可不察也。夫權雖反經、亦必在可以然之域。不在可以然之域、故雖死亡終弗爲也。公子目夷是也。故諸侯父子兄弟不宜立而立者、春秋視其國、與宜立之君、無以異也。此皆在可以然

之域也。至於鄆取平莒、以之爲（同居）（司君）①、目曰「莒人滅鄆」。此在不可以然之域也。故諸侯在不可以然之域者、謂之大德。「大德無踰閑」者謂正經。諸侯在可以然之域者、謂之小德。「小德出入可也」。權譎也。尚歸之以奉鉅經耳。故春秋之道、博而要、詳而反一也。公子目夷復其君、終不與國。祭仲已與、後改之。晉荀息死而不聽。衛曼姑拒而弗內。此四臣、事異而同心、其義一也。目夷之弗與、重宗廟。祭仲與之、亦重宗廟。荀息死之、貴先君之命。曼姑拒之、亦貴先君之命也。事雖相反、所爲同。俱爲重宗廟貴先（帝）（君）②之命耳。

難者曰、公子目夷・祭仲之所爲者、皆存之事君。善之可矣。荀息・曼姑非有此事也。而所欲恃者、皆不宜立者。何以得載乎義。

曰、春秋之法、君立不宜立不書、大夫立則書。書之者、弗予大夫之得立不宜立者也。不書、予君之得立之也。君之立不宜立者、非也。既立之、大夫奉之、是也。荀息・曼姑之所「以」③得爲義也。

【校記】

① 「同居」 盧文弨は「國君」に作るのがよいと言い、俞樾は「司君」ではないかと言ひ、蘇輿が俞樾の説を是とするのに従ひ、「司君」に改める。

② 「先帝」 『校釋』が、蘇輿の義證本は「君」を誤つて「帝」に作つてゐるという。今『校釋』に従ひ、「帝」を「君」に改める。

③ 「以」 蘇輿に従ひ、補う。

【書き下し文】

「器は名に従ひ、地は主人に従ふ」①を、之れ制と謂ふ。權の端なり。察せざるべからざるなり。夫れ權は經に反すと雖も、亦必ず以て然るべきの域に在り②。以て然るべきの域に在らざれば、故より死亡すと雖も終に爲さざるなり。公子目夷③、是れなり。故に諸侯の父子兄弟の、宜しく立つべから

ずして立つ者は、春秋の其の國を視ること、宜しく立つべきの君と、以て異なる無きなり。此れ皆以て然るべきの域に在ればなり。鄆、莒に取り、之を以て司君と爲すに至りては、目して曰く「莒人、鄆を滅ぼす」④と。此れ以て然るべからざるの域に在るなり。故に諸侯の以て然るべからざるの域に在る者は、之を大徳と謂ふ。「大徳は閑を踰ゆる無き」者は正經と謂ふ。諸侯の以て然るべきの域に在る者は、之を小徳と謂ふ。「小徳は出入するも可なり」。

權譎なるも、尚ほ之に歸して以て鉅經を奉ずるのみ⑤。故に春秋の道は、博なるも要し、詳なるも一に反へるなり⑥。公子目夷は其の君に復すも、終に國を與へず。祭仲は已に與ふるも、後に之を改む⑦。晉の荀息は、死するも聽かず⑧。衛の曼姑は、拒みて内れず⑨。此の四臣、事異なるも心を同じくす、其の義一なり。目夷の與へざるは、宗廟を重んずればなり。祭仲、之に與ふるも、亦宗廟を重んずればなり。荀息、之に死するは、先君の命を貴べばなり。曼姑、之を拒むも、亦先君の命を貴べばなり。事、相反すと雖も、爲す所は同じ。俱に宗廟を重んじ先君の命を貴ぶを爲すのみ。

難者曰く、公子目夷・祭仲の爲す所の者は、皆之を存して君に事ふ。之を善しとして可なり。荀息・曼姑は此の事有るに非ざるなり。而も恃せんと欲する所の者は⑩、皆宜しく立つべからざる者なり。何を以て義に載するを得んや。

曰く、春秋の法、君、宜しく立つべからざるを立つれば書せず。大夫、立つれば則ち書す⑪。之を書するは、大夫の宜しく立つべからざる者を立てるを得るを予さざるなり。書せざるは、君の之を立てるを得るを予すなり⑫。君の宜しく立つべからざる者を立てるは、非なり。既に之を立て、大夫、之を奉ずるときは、是なり。荀息・曼姑の義たるを得る所以なり。

【注】

① 桓公二年「夏、四月、取郕大鼎于宋」の条の『公羊傳』に、

器は名に従ひ、地は主人に従ふ。(器従名、地従主人)

とあり、その何休『解詁』に、「器」については、

本主の名に従ひて之を名づく。(従本主名之)

とあり、「地」については、

後に屬する所の主人に従ふ。(従後所屬主人)

とある。「器」は本来の持ち主の名に従つて名づけ、「土地」は最後の所有者の主人に従つて名づけるということ。

盧文昭は「此の節、器は名に従ひ、地は主人に従ふを以て端を發するも、疑ふらくは下事と相比屬せず」と言う。確かに「器は名に従ひ、地は主人に従ふ」ことと以下に続く「權」との関係は捉えにくい。蘇輿は、「文義を推すに、是れ制を以て權を起すに似たり」と言い、「物に主に従ふと客に従ふとの同じからずして一に執はれざる有るは、是れ權の端なり。權の宜に合するを之れ制と謂ふ」と言う。

② 「權」については、拙著『春秋繁露』訳注稿竹林篇(香川高等専門学校研究紀要第3号 二〇一二年)第六節注②、注⑤でも述べたことがあるが、以下その一部を掲載しておく。桓公十一年「九月、宋人執鄭祭仲」の条の『公羊傳』に、

祭仲とは何ぞ。鄭の相なり。何を以て名いはざる。賢なればなり。何ぞ祭仲を賢とする。以て權を知ると爲せばなり。其の權を知ると爲すこと奈何。古は鄭國、留に處り、先の鄭伯に、鄆公に善みする者有り。夫人に通じて、以て其の國を取りて鄭に遷して留を野とす。莊公死して已に葬らる。祭仲將に留に往省せんとして、塗、宋に出づるに、宋人、之を執へて之に謂ひて曰く、我が爲に忽を出だして突を立てよ。祭仲、其の言に従はざれば、則ち君必ず死し、國必ず亡びん。其の言に従へば、則ち君は生を以て死に易ふべく、國は存を以て亡に易ふべし。少遠く之を緩くすれば、則ち突は故より出づるべくして、忽は故

より反るべし。是れ得べからざれば則ち病むも、然る後に鄭國有り。古人の權有る者、祭仲の權是れなり。權とは何ぞ。權とは經に反して、然る後に善有る者なり。權を之れ設くる所は、死亡を舍いて設くる所無し。權を行ふには道有り。自ら貶損して以て權を行ひ、人を害して以て權を行はらず。人を殺して以て自ら生き、人を亡ぼして以て自ら存するは、君子は爲さざるなり。(祭仲者何。鄭相也。何以不名。賢也。何賢乎祭仲。以爲知權也。其爲知權奈何。古者鄭國處於留、先鄭伯有善于鄭公者、通乎夫人、以取其國而遷鄭焉、而野留。莊公死已葬。祭仲將往省于留、塗出于宋、宋人執之謂之曰、爲我出忽而立突。祭仲不從其言、則君必死、國必亡。從其言、則君可以生易死、國可以存易亡、少遠緩之、則突可故出、而忽可故反。是不可得則病、然後有鄭國。古人有權者、祭仲之權、是也。權者何。權者反於經、然後有善者也。權之所設、舍死亡無所設。行權有道。自貶損以行權、不害人以行權。殺人以自生、亡人以自存、君子不爲也)

とあり、祭仲は、公子突を君主として立てよという宋の要求を、一時的には許したが、その事によって公子忽を守り、國を存続させることができ、最終的には公子忽を即位させることができたのである。引用中に「權とは經に反して、然る後に善有る者なり」とあるように、一時的には正道(經)に背くが、最終的には良い結果に導く行為を「權」と言う。

蘇輿は公羊が「權」義を説くことは甚だ嚴格であり、「權」の実行については、凡庶の真似できるものではないという。「權を之れ設くる所は、死亡を舍いて設くる所無し」とあるように、「權」を行うことのできる場合が「死亡」に関わる場合のみに限定されると言う。また、「權を行ふには道有り。自ら貶損して以て權を行ひ、人を害して以て權を行はらず。人を殺して以て自生き、人を亡ぼして以て自ら存するは、君子は爲さざるなり」とあり、「自らをおとしめて權を行うのであって、人を傷つけて權を行うのではな

い」というやり方が示されている。

③ 「公子目夷」については、僖公二十二年「楚人使宜申來獻捷」の条の『公羊傳』に、

此れ楚子なり。其の人と稱するは何ぞ。貶すればなり。曷爲れぞ貶する。宋公を執ふるが爲に貶す。曷爲れぞ宋公を執ふるが爲に貶する。宋公、楚子と期するに乘車の會を以てす。公子目夷諫めて曰く、楚は夷國なり。疆くして義無し。請ふ、君、兵車の會を以て往かんと。宋公曰く、不可なり。吾、之と約するに乘車の會を以てす。我自り之を爲すに、我自り之を墮るは、曰く、不可なりと。終に乘車の會を以て往く。楚人果して兵車を伏して、宋公を執へて以て宋を伐つ。宋公、公子目夷に謂ひて曰く、子歸りて國を守れ。國は、子の國なり。吾、子の言に従はず、以て此に至ると。公子目夷復して曰く、君、國を言はずと雖も、國は固より臣の國なり。是に於いて歸りて守械を設けて國を守る。楚人、宋人に謂ひて曰く、子は我に國を與へざれば、吾將に子の君を殺さんとす。宋人、之に應じて曰く、吾、社稷の神靈を頼み、吾國、已に君有り。楚人、宋公を殺すと雖も、猶ほ宋の國を得られざるを知る。是に於いて宋公を釋す。宋公、執より釋され、走りて衛に之く。公子目夷復して曰く、國は君の爲に之を守る、君曷爲れぞ入らざる、と。然る後に襄公を逆へ、歸る。惡にか捷する。宋に捷する。曷爲れぞ宋に捷すると言はざる。襄公の爲に諱めばなり。此れ圍むの辭なり。曷爲れぞ其の圍むを言はざる。公子目夷の爲に諱めばなり。(此楚子也。其稱人何。貶。曷爲貶。爲執宋公貶。曷爲爲執宋公貶。宋公與楚子期以乘車之會。公子目夷諫曰、楚夷國也。疆而無義。請君以兵車之會往。宋公曰、不可。吾與之約以乘車之會。自我爲之、自我墮之、曰、不可。終以乘車之會往。楚人果伏兵車、執宋公以伐宋。宋公謂公子目夷曰、子歸守國矣。國、子之國也。吾不從子之言、以至乎

此。公子目夷復曰、君雖不言國、國固臣之國也。於是歸設守械而守國。楚人謂宋人曰、子不與我國、吾將殺子君矣。宋人應之曰、吾賴社稷之神靈、吾國已有君矣。楚人知雖殺宋公、猶不得宋國。於是釋宋公。宋公釋乎執、走之衛。公子目夷復曰、國爲君守之、君曷爲不入。然後逆襄公歸。惡乎捷。捷乎宋。曷爲不言捷乎宋。爲襄公諱也。此圍辭也。曷爲不言其圍。爲公子目夷諱也。

とある。宋の公子目夷は、一時的に君位に即くことで最終的には楚から宋を守り、本来の君主襄公を迎え入れることができた。この公子目夷の行爲が「權」に相当するということ。

- ④ 襄公六年に「莒人滅鄆」とあり、その何休『解詁』に、
滅と言へるは、異姓を以て後と爲せば、莒人は當に滅に坐すべければなり。月いはざるは、後を莒に取るのみにて、兵もて滅ぼすに非ざればなり。(言滅者、以異姓爲後、莒人當坐滅也。不月者、取後于莒、非兵滅)

とある。また同条『穀梁傳』に、
滅ぼすに非ざるなり。異姓を立てて以て祭祀に莅むを非とす。滅亡の道なればなり。(非滅也。非立異姓以莅祭祀。滅亡之道也)

とあり、何休と同旨である。何休『解詁』に言う「異姓を以て後と爲」した事情については、襄公五年「叔孫豹鄆世子巫如晉」の条の『公羊傳』に、
外相如くは、書せず。此れ何を以て書する。叔孫豹率ゐて之と俱にするが爲なり。叔孫豹は則ち曷爲れぞ率ゐて之と俱にする。蓋し舅出なればなり。莒將に之を滅ぼさんとす、故に相與に往きて晉に殆ふるなり。莒將に之を滅ぼさんとすれば、則ち曷爲れぞ相與に往きて晉に殆ふる。後を莒に取らんとすればなり。其の後を莒に取らんとすこと奈何。莒女に鄆の夫人と爲る者有り、蓋し其の出を立てんと欲するならん。(外相如、不書。此何以書。爲叔孫豹率而與之俱也。叔孫豹則曷爲率而與

之俱。蓋舅出也。莒將滅之、故相與往殆乎晉也。莒將滅之、則曷爲相與往殆乎晉。取後乎莒也。其取後乎莒奈何。莒女有爲鄆夫人者、蓋欲立其出也)

とあり、その何休『解詁』に、

時に莒女嫁して鄆の後夫人と爲り、夫人に男無く女有りて、還して之を莒に嫁がせて、外孫有り。鄆子は後夫人を愛するも子無く、其の外孫を立てんと欲するなり。(時莒女嫁爲鄆後夫人、夫人無男有女、還嫁之于莒、有外孫。鄆子愛後夫人而無子、欲立其外孫)

とある。姒姓の鄆が、その女を嬴姓の莒に嫁がせてできた子(外孫)を跡継ぎとして立てようとしたということ。

- ⑤ 『論語』子張篇に、

子夏曰く、大徳は閑を踰えず。小徳は出入して可なり。(子夏曰、大徳不踰閑。小徳出入可也)

とあるのを踏まえたもの。『校釋』は『説文』に「閑は闌なり。(閑、闌也)」とあるのを引く。『闌』は、柵のこと。また蘇輿は、『荀子』王制篇に、

孔子曰、「大節是にして、小節是なるは、上君なり。大節是にして、小節一たび出でて、一たび入るは、中君なり。大、非なれば、小節是なりと雖も、吾其の餘を觀ること無し、と。(孔子曰、「大節是也、小節是也、上君也。大節是也、小節一出焉、一入焉、中君也。大非也、小節雖是也、吾無觀其餘矣」)

とあるのを引く。

- ⑥ 蘇輿は、『春秋』の義、詳博なりと雖も、要は正經を外れざるなり」といい、「孟子」離婁下篇に、

博く學びて詳かに之を説くは、將に以て反つて約を説かんとするなり。(博學而詳説之、將以反説約也)

とあり、その『趙岐注』に、

博は廣なり。詳は、悉なり。廣く學びて其の微言を悉かにして之を説くは、將に以て其の要を約説せんとするも、意盡くは知らざれば、則ち之を要言する能はざるなり。是れ廣く道の意を尋ねて、樸に還反するを謂ひ、説くことの美なる者なり。(博、廣。詳、悉也。廣學悉其微言而説之者、將以約説其要、意不盡知、則不能要言之也。是謂廣尋道意、還反於樸、説之美者也)

とあるのを引く。

⑦ 「公子目夷」のことは注③に記述したように、宋の公子目夷は、一時的に君位に即くことで最終的には楚から宋を守り、本来の君主襄公を迎え入れることができたことを指す。「祭仲」のことは、注②に記述したように、祭仲は、公子突を君主として立てよという宋の要求を、一時的には許したが、その事によって公子忽を守り、国を存続させることができ、最終的には公子忽を即位させることができたことを指す。

⑧ 「晉の荀息」のことは、僖公十年「晉里克弑其君卓子及其大夫荀息」の条の『公羊傳』に、

及とは何ぞ。累なり。弑君多し。此を舍いて累者無きか。曰く、孔父仇牧有り。皆累なり。孔父仇牧を舍いて累者無きか。曰く、有り。有らば則ち此れ何を以て書する。賢なればなり。何ぞ荀息を賢とする。荀息は其の言を食せずと謂ふべし。其の其の言を食せざること奈何。奚齊・卓子は、驪姫の子なり。荀息、焉に傳たり。驪姫は國色なり。獻公の之を愛すること甚だしく、其の子を立てんと欲す。是に於いて世子申生を殺す。申生は、里克、之に傳たり。獻公病みて將に死せんとし、荀息に謂ひて曰く、士は何如にすれば則ち之を信と謂ふべきか。荀息對へて曰く、使し死者、生に反るも、生者、其の言に愧ぢざれば、則ち信と謂ふべし。獻公死して、奚齊立つ。里克、荀息に謂ひて曰く、君、正を殺して不正を立て、長を廢して幼を立つ、之を如何せん。

願はくは子と之を慮らん、と。荀息曰く、君嘗て臣に訊ぬ。臣對へて曰く、使し死者、生に反るも、生者、其の言に愧ぢざれば、則ち信と謂ふべし、と。里克、其の與に謀るべからざるを知りて、退きて奚齊を弑す。荀息、卓子を立て。里克、卓子を弑し、荀息、之に死す。荀息は其の言を食せずと謂ふべし。(及者何。累也。弑君多矣。舍此無累者乎。曰、有孔父仇牧。皆累也。舍孔父仇牧無累者乎。曰、有。有則此何以書。賢也。何賢乎荀息。荀息可謂不食其言矣。其不食其言奈何。奚齊卓子者、驪姫之子也。荀息傳焉。驪姫者國色也。獻公愛之甚、欲立其子。於是殺世子申生。申生者、里克傳之。獻公病將死、謂荀息曰、士何如則可謂之信矣。荀息對曰、使死者反生、生者不愧乎其言、則可謂信矣。獻公死、奚齊立。里克謂荀息曰、君殺正而立不正、廢長而立幼、如之何。願與子慮之。荀息曰、君嘗訊臣矣。臣對曰、使死者反生、生者不愧乎其言、則可謂信矣。里克知其不可與謀、退弑奚齊。荀息立卓子、里克弑卓子、荀息死之。荀息可謂不食其言矣)

とあるように、『春秋』は荀息を賢とすると言う。なぜ賢とするのか。それは、「其の言を食せず」つまり、晉の獻公の、その子奚齊・卓子を立てたいという思いを受けて忠実に実行したからだという。何休『解詁』は、「言を食せずとは、之を食受して之を消亡するが如くせず。奚齊・卓子を以て皆立つるなり。(不食言者、不如食受之而消亡之。以奚齊・卓子皆立)」と言う。晉の里克に、「君、正を殺して(僖公五年に「春、晉侯殺其世子申生」とある)不正を立て、長を廢して幼を立て、之を如何せん」と迫られながらも、荀息は聴かなかつた。奚齊は、即位したが、まもなく晉の里克によって弑殺される。僖公九年に「冬、晉里克弑其君之子奚齊」とある。その後立った卓子も右の引用に見るように、晉の里克によって弑殺され、荀息も殉死することになる。

⑨ 「衛の曼姑」のことは、哀公三年「春、齊國夏衛石曼姑帥師圍戚」の条

の『公羊傳』に、

齊の國夏、曷爲れぞ衛の石曼姑と師を帥ゐて戚を圍む。伯討なればなり。此れ其の伯討たること奈何。曼姑は命を靈公に受けて輒を立て、曼姑の義を以てすれば、固より以て之を距むべしと爲すなり。輒とは、曷爲る者ぞ。蒯瞶の子なり。然らば則ち曷爲れぞ蒯瞶を立てずして輒を立てる。蒯瞶、無道を爲せば、靈公は蒯瞶を逐ひて輒を立て。然らば則ち輒の義、以て立つべきか。曰く可なり。其の可なること奈何。父の命を以て王父の命を辭せず、王父の命を以て父の命を辭すれば、是れ父の子に行はるるなり。家事を以て王事を辭せず、王事を以て家事を辭すれば、是れ上の下に行はるるなり。(齊國夏、曷爲與衛石曼姑帥師圍戚。伯討也。此其爲伯討奈何。曼姑受命乎靈公而立輒。以曼姑之義、爲固可以距之也。輒者、曷爲者也。蒯瞶之子也。然則曷爲不立蒯瞶而立輒。蒯瞶爲無道、靈公逐蒯瞶而立輒。然則輒之義可以立乎。曰可。其可奈何。不以父命辭王父命、以王父命辭父命、是父之行乎子也。不以家事辭王事、以王事辭家事、是上之行乎下也)

とある。衛の靈公は、無道をなすその子蒯瞶を立てず、曼姑に命じて孫の輒を立てさせる。定公十四年に「衛世子蒯聵出奔宋」とあり、さらに哀公二年に「晉趙鞅帥師。納衛世子蒯聵于戚」とある。右の引用は蒯聵がいた戚を取り囲み、蒯聵が衛にもどることを拒んだことを言う。伝文中の「曼姑の義を以てすれば、固より以て之を距むべしと爲すなり」とは、その意味である。

⑩ 「恃」は、扶持するの意。劉師培が『漢書』劉向傳の顔師古注に「持するとは扶持補助するを謂ふなり(持謂扶持補助也)」とあるのを引く。今、これに従う。

⑪ 「大夫が立てた」例としては、隱公四年「衛人立晉」の条の『公羊傳』に、

晉とは何ぞ。公子晉なり。立とは何ぞ。立とは宜しく立つべからざるなり。其の人を稱するは何ぞ。衆、之を立つるの辭なり。然らば則ち孰か之を立てる。石碯、之を立て。石碯、之を立てるに、則ち其の人を稱するは何ぞ。衆の立てんと欲する所なればなり。衆、之を立てんと欲すと雖も、其の之を立てるは非なり。(晉者何。公子晉也。立者何。立者不宜立也。其稱人何。衆立之之辭也。然則孰立之。石碯立之。石碯立之、則其稱人何。衆之所欲立也。衆雖欲立之、其立之非也)とある。さらに『校釋』は、昭公二十三年「尹氏立王子朝」の条の何休『解詁』に、

貶して尹氏と言ふは、卿を世にするの權を著かにす。尹氏には貶し、王子朝には貶せざるは、年未だ十歳に滿たず、未だ富貴たらんと欲するを知らず、當に坐すべからず、罪は尹氏に在るを明かにす。(貶言尹氏者、著世卿之權。尹氏貶、王子朝不貶者、年未滿十歳、未知欲富貴、不當坐、明罪在尹氏)とあるのを引く。

⑫ 蘇輿は、莊存與『春秋正辭』に、

春秋は事を記すの史に非ず、多きを書に書かず、書かざる所を以て書く所を知り、書く所を以て書かざる所を知る。治亂は必ず其の微に表す。所謂る禮、未だ然らざるの前に禁ずるなり。凡そ書く所、表す所有るなり。是の故に春秋の中には空文無し。(春秋非記事之史、不書多于書、以所不書知所書、以所書知所不書。治亂必表其微、所謂禮禁未然之前也。凡所書、有所表也。是故春秋之中無空文)とあるのを引き、『校釋』は「莊説、是なり」と言う。

【現代語訳】

「器物は本来の持ち主の名に従って名付け、土地は最後の所有者の主人に

従つて名付ける」。これが制度である。権の端緒である。(このことは)よくよく知っていなければならない。そもそも権は経に背反するが、また必ずしかるべき範圍の中に在る。しかるべき範圍の中になれば、もちろん死亡したとしても結局はしないのである。公子目夷がそれである。だから諸侯の父子兄弟で、即位するにふさわしいのに即位した者については、春秋はその国を視るやり方は、即位するにふさわしい君主(の国を視るやり方)と、異なることが無いのである。これらは皆そうするべき範圍の中に在るからである。鄆が莒から聚り、これを跡継ぎとしたことに至つては、注視して言う「莒人が鄆を滅ぼした」と。これはそれをしてはならない範圍の中に在るのである。だから諸侯で、それをしてはならない範圍の中に在るものは、これを大徳と言ひ、「大徳は法則を越えることが無い」もので、正経を意味する。諸侯で、しかるべき範圍の中に在るものは、これを小徳と言ひ、「小徳は(法則を)出入してもよい」もので、常道に反するいつわりであるが、なお正しいあり方に帰趨して大経をいただくのである。だから春秋の道は、広博ではあるが要点を押さえ、詳細であるが一点に集約していくのである。公子目夷はその君に(国は当然私のものですと)申し上げたが、ついに(楚には)国を渡さなかつた。祭仲は最初は国を渡したが、後にそれを改め(て国をもとどおり保つことができた)。晋の荀息は、死んでも(里克の言を)聞き入れなかつた。衛の曼姑は、(蒯聵を)拒否して国に入れなかつた。この四臣は、事情は異なるがその思いは同じであり、その意義は同一である。目夷が国を渡さなかつたのは、宗廟を重んじたからである。祭仲が(最初)国を渡したのも、また宗廟を重んじたからである。荀息が殉死したのは、先君の命を貴んだからである。曼姑が拒否したのも、また先君の命を貴んだからである。事情は互いに反対であるが、行爲の目的は同じである。どちらも宗廟を重んじ先君の命を貴ぶことをしただけである。

論難者が言う、公子目夷・祭仲が行つた行爲は、どちらも国家を存立させ

て君に仕えている。(だから)この行爲を善しとしてよい。荀息・曼姑はこれらの事(国家を存立させて君に仕えるといったこと)が有つたわけでは無い。それどころか扶持しようとする者は、どちらも擁立すべきではない者であつた。どうして義として記録することができなのか。

(答えて)言う、春秋の基準では、君が、擁立すべきではない者を擁立した時は書かない。大夫が、擁立した時は書く。これを書くのは、大夫が擁立すべきではない者を擁立することができるということを許さないからである。書かないのは、君がこれを擁立することができるということを許すからである。君が擁立すべきではない者を擁立するのは、誤りである。(しかし)既にこれを擁立して、大夫がその君を奉戴するときは、よしとする。荀息・曼姑が義とされる理由である。

九

難紀季曰、春秋之法、「大夫不得(用)〔専〕①地」。又曰「公子無去國之義」。又曰「君子不避外難」。紀季犯此三者、何以爲賢。賢臣故盜地以下敵、棄君以避難乎。

曰、賢者不爲是。是故託賢於紀季、以見季之弗爲也。紀季弗爲、而紀侯使之、可知矣。春秋之書事、時詭其實以有避也。其書人、時易其名以有諱也。故詭晉文得志之實以代②、諱避致王也。詭莒子號、謂之人、避隱公也。易慶父之名、謂之仲孫。變盛謂之成、諱大惡也。然則說春秋者、(入則)③詭辭、隨其委曲而後得之。今紀季受命平君、而經書專。無善(一)〔之〕④名、而文見賢。此皆詭辭、不可不察。春秋之於所賢也、固順其志而一其辭、章其義而褒其美。今紀侯春秋之所貴也。是以聽其入齊之志、而詭其服罪之辭也、移之紀季。故告糴於齊者、實莊公爲之。而春秋詭其辭、以予臧孫辰。以鄆入於齊者、實紀侯爲之。而春秋詭其辭、以與紀季。所以詭之不同、其實一也。

難者曰、有國家者、人欲立之、固(盡)「辭」⑤不聽。「國滅君死之、正也」。
何賢乎紀侯。

曰、齊將復讎、紀侯自知力不加、而志距之。故謂其弟曰、「我宗廟之主、不可以不死也。汝以卿往服罪於齊、請以立五廟、使我先君歲時有所依歸」。率一國之衆、以衛九世之主、襄公逐之不去、求之弗予。上下同心、而俱死之。故謂之「大去」。春秋賢死義且得衆心也、故爲諱滅。以爲之諱、見其賢之也。以其賢之也、見其中仁義也。

【校記】

- ① 「用」 蘇輿に従い、「專」に改める。
- ② 「代」 蘇輿は「狩」ではないかとするが、『校釋』は、「代」は「代替」の意で、「其の辭を詭きて狩と曰ひ、以て王を召すの事に代ふ」の意とし、亦通ずべしと言う。今、『校釋』に従い「代」のままにしておく。
- ③ 「入則」 蘇輿は「疑ふらくは誤りならん」と言う。今、削除する。
- ④ 「一」 蘇輿に従い、「之」に改める。
- ⑤ 「盡」 盧文弨が「辭」に作るべしと言い、『校釋』は盧説に従うべしと言う。今此に従って「辭」に改める。

【書き下し文】

紀季を難じて曰く、春秋の法、「大夫は地を専らにするを得ず」①。又曰く「公子に國を去るの義無し」②。又曰く「君子は外難を避けず」③。紀季は此の三者を犯す、何を以て賢なりと爲すや④。賢臣故より地を盗みて以て敵に下り、君を棄てて以て難を避くるか。

曰く、賢者は是を爲さず。是の故に賢を紀季に託して、以て季の爲さざるを見はすなり。紀季爲さず、而らば紀侯之をせしむること、知るべきなり。春秋の事を書するや、時に其の實を詭きて以て避くる有るなり。其の人を書

するや、時に其の名を易へて以て諱む有るなり⑤。故に晉文志を得るの實を詭きて以て代へ、諱みて王を致すを避くるなり⑥。莒子の號を詭きて、之を人と謂ひ、隱公を避くるなり⑦。慶父の名を易へて、之を仲孫⑧と謂ふ。盛を變じて之を成と謂ひ、大惡を諱むなり⑨。然らば則ち春秋を説く者は、詭辭は、其の委曲に隨ひて後に之を得⑩。今紀季、命を君より受く、而るに經は專を書す。善の名無し、而るに文は賢を見はす。此れ皆詭辭にして、察せざるべからず。春秋の賢とする所に於けるや、固より其の志に順ひて其の辭を一にし、其の義を章かにして其の美を褒む。今紀侯は春秋の貴ぶ所なり。是を以て其の齊に入るの志を聽して、其の罪に服するの辭を詭きて、之を紀季に移す。故に繆を齊に告ぐるは、實に莊公、之を爲す。而るに春秋は其の辭を詭きて、以て臧孫辰に予ふ⑪。卿を以て齊に入るは、實に紀侯、之を爲す。而るに春秋、其の辭を詭きて、以て紀季に與ふ。之を詭く所以は同じからざるも、其の實一なり。

難者曰く、國家を有する者、人之を立てんと欲するも、固辭して聽かず。「國滅び君之に死するは、正なり」⑫。何ぞ紀侯を賢とするや。

曰く、齊將に讎に復せんとす、紀侯自ら力の加はざるを知りて、志、之を距まんとなす。故に其の弟に謂ひて曰く「我は宗廟の主、以て死せざるべからざるなり。汝、卿を以て往きて罪に齊に服し、請ひて以て五廟を立て、我が先君をして歳時に依歸する所有らしめよ」と。一國の衆を率ゐて、以て九世の主を衛り、襄公、之を逐ふも去らず、之を求むるも予へず。上下心を同じくして、俱に之に死す。故に之を「大去」と謂ふ⑬。春秋は義に死し且つ衆心を得るを賢とするなり。故に爲に滅ぶを諱む。之が爲に諱むを以て、其の之を賢と見るを見はすなり⑭。其の之を賢とするを以て、其の仁義に中るを見はすなり。

【注】

① 「大夫は地を専らにするを得ず」という言葉は、日原氏(前掲書頁一五八注③)が指摘するように、『公羊傳』にはない。日原氏は「しかし桓公元年に『諸侯は地を専らにするを得ず』という。諸侯すらね天子の命を仰がずに、地を専らにするを得ないなら、いわんや大夫をやであろう」と言う。

桓公元年「鄭伯以璧假許田」の条の『公羊傳』に、

其の璧を以て之を假ると言へるは何ぞ。之を易ふればなり。之を易ふれば、則ち其の之を假ると言へるは何ぞ。恭を爲せばなり。曷爲れぞ恭を爲す。天子の存する有るときは、則ち諸侯は地を専らにするを得ざるなり。(鄭伯以璧假許田。其言以璧假之何。易之也。易之、則其言假之何。爲恭也。曷爲爲恭。有天子存、則諸侯不得專地也)とある。

また、『繁露』王道篇にも、

《春秋》は義を立つ。天子は天地を祭り、諸侯は社稷を祭り、諸もろの山川は、封内に在らざるは祭らず。天子在る有れば、諸侯、地を専らにするを得ず、封を専らにするを得ず、天子の大夫を執ふるを専らにするを得ず(春秋立義。天子祭天地、諸侯祭社稷、諸山川不在封内不祭。有天子在、諸侯不得專地、不得專封、不得專執天子之大夫)とある。『校釋』は、『通典』卷一に、

夫れ春秋の義、諸侯は封を専らにするを得ず、大夫は地を専らにするを得ず。(夫春秋之義、諸侯不得專封、大夫不得專地)とあるのを引く。

② 「公子に國を去るの義無し」は、莊公九年「夏、公伐齊納糾」の条の何休『解詁』に、

公子に、國を去るの道、異國に臣たるの義無し。(公子無去國道、臣異國義)

とあり、襄公二十九年「吳子使札來聘」の条の『公羊傳』「去之延陵」の何

休『解詁』に、

禮に、公子に國を去るの義無し。故に竟を越えず。(禮、公子無去國之義。故不越竟)

とある。

また『校釋』は、『白虎通』諫諍篇に、

親屬諫むるも放つを得ざるは、骨肉に相去離するの義無きなり。(親屬諫不得放者、骨肉無相去離之義也)

とあり、また『白虎通』五行篇に、

親屬の臣諫むるも相去らざるは、何れに法る。木の枝葉の相離れざるに法るなり。(親屬臣諫不相去何法。法木枝葉不相離也)

とあるのを引く。

③ 「君子は外難を避けず」については、莊公二十七年「秋、公子友如陳葬原仲」の条の『公羊傳』に、

君子は内難を辟くるも、外難を辟けず。(君子辟内難、而不辟外難)とある。さらに『校釋』は、『禮記』雜記下に、

内亂には與からず、外患には辟けず。(内亂不與焉、外患弗辟焉)とあるのを引く。

④ 「紀季を賢とすること」については、莊公三年「秋、紀季以鄩入于齊」の条の『公羊傳』に、

紀季とは何ぞ。紀侯の弟なり。何を以て名いはざる。賢なればなり。何ぞ紀季を賢とする。罪に服すればなり。其の罪に服すること奈何。

魯子曰く、後の五廟を請ひて以て姑姊妹を存す。(紀季者何。紀侯之弟也。何以不名。賢也。何賢乎紀季。服罪也。其服罪奈何。魯子曰、請

後五廟以存姑姊妹)

とあり、その何休『解詁』に、

紀は齊における讎たりて、直ならず、齊は大にして紀は小なれば、季

は必ず亡ぶを知る。故に鄒を以て先祖の齊に罪有るを首服し、五廟の後を爲すを請ひ、鄒を以て祭祀を共にし、姑姊妹を存す。字を稱して之を賢とするは、先祖の功を存すれば則ち出奔の罪を除くを以てなり、其の權を知るを明かにす。(紀與齊爲讎、不直、齊大紀小、季知必亡。故以鄒首服。先祖有罪於齊、請爲五廟後、以鄒共祭祀、存姑姊妹。稱字賢之者、以存先祖之功、則除出奔之罪、明其知權)

とある。これによれば、紀は齊に罪を有し、紀季は大国である齊が攻撃してくれば紀は必ず滅ぶであろうことを知り、鄒の邑をたずさえて齊に入り自ら罪に伏した。それは紀の宗廟を存続させるためである。その紀季の行為を『公羊傳』は「賢」とする。紀の齊に対する罪については、莊公四年に「紀侯大去其國」とあり、その『公羊傳』に、

大去とは何ぞ。滅ぶなり。孰か之を滅ぼす。齊、之を滅ぼす。曷爲れぞ齊、之を滅ぼすと言はざる。襄公の爲に諱めばなり。春秋は賢者の爲に諱む。何ぞ襄公を賢とする。復讎すればなり。何れの讎なるか。遠祖なり。哀公、周に享らる、紀侯、之を諱す。襄公の此に爲すを以てするは、祖禰に事ふるの心盡く。(大去者何。滅也。孰滅之。齊滅之。曷爲不言齊滅之。爲襄公諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎襄公。復讎也。何讎爾。遠祖也。哀公享平周、紀侯諱之。以襄公之爲於此焉者、事祖禰之心盡矣)

とある。

⑤ 蘇輿は、莊存與『春秋正辭』に、

春秋の義、書くべからざるときは則ち之を避け、書くに忍びざるときは則ち之を隠み、書くに足らざるときは則ち之を去り、書くに勝へざるときは則ち之を省く。辭に正に據る有りて當に書くべからざる者は、皆其の書くべきを書きて以て其の書くべからざる所を見ず。辭に正を諱く有りて書する者は、皆其の大いに忍びざる所を隠みて、其の大い

に可ならざる所を避けて、後其の常に忍びざる所を目するは、常に可ならざるなり。辭去るべく省くべくして書くが若き者は、常に人の輕んずる所にして、聖人の重んずる所なり。(春秋之義、不可書則避之、不忍書則隱之、不足書則去之、不勝書則省之。辭有據正而不當書者、皆書其可書以見其所不可書。辭有諱正而書者、皆隱其所大不忍、避其所大不可、而後目其所常不忍、常不可也。辭若可去可省而書者、常人之所輕、聖人之所重)とあるのを引く。

⑥ 「王を致す」については、僖公二十八年「天王狩于河陽」の条の『公羊傳』に、

狩は書せず。此れ何を以て書する。再び天子を致すを與さざるなり。(狩不書。此何以書。不與再致天子也)

とあり、その何休『解詁』に

一たび禮を失ふは尚ほ愈れるも、再び禮を失ふは重し。故に深く其の義を正し、天子をして自ら狩し、致すに非ざるが若くせしむるなり。(一失禮尚愈、再失禮重。故深正其義、使若天子自狩非致也)

とある。『春秋』は、一諸侯(晋の文公)が天子を呼び寄せるという重大な礼を失した行為を二度までも行つたことを許さない。そのため「致(呼び寄せる)」を諱んで「狩(天子が自ら狩りをした)」と表現したという。なお、天子を呼び寄せた一度目は、僖公二十八年に「五月癸丑公會晉侯・齊侯・宋公・蔡侯・鄭伯・衛子・莒子盟于踐土。陳侯如會」とあり、続いて「公朝于王所」とあり、その『公羊傳』に、

曷爲れぞ公、京師に如くと言はざる。天子、是に在せばなり。天子、是に在せば、則ち曷爲れぞ天子、是に在すと言はざる。天子を致すを與さざればなり。(曷爲不言公如京師。天子在是也。天子在是、則曷爲不言天子在是。不與致天子也)

とあり、その何休『解詁』に、

時に晉の文公年老いて、霸功の成らざるを恐る。故に上は天子に白して曰く、諸侯は卒かに致すべからず、願はくは王、踐土に居らんことを、と。下は諸侯に謂ひて曰く、天子、是に在らず、朝せざるべからず、と。迫りて君臣を正さしめ、王法を明かにす。正に非ずと雖も、時に與すべきを起さず。故に朝を書し因りて其の義を正す。諸侯の朝するを書せざるは、外の小惡は書せず、獨り内を録するのみなればなり。如と書せず、天王と言はざるは、外に従ひ君臣を正す、文公の功を見はす所以なり。(時晉文公年老、恐霸功不成。故上白天子曰、諸侯不可卒致、願王居踐土。下謂諸侯曰、天子在是、不可不朝。迫使正君臣、明王法。雖非正、起時可與。故書朝因正其義。不書諸侯朝者、外小惡不書、獨録内也。不書如、不言天王者、從外正君臣、所以見文公之功)とある。

また『繁露』王道篇にも、

晉の文、再び天子を致す。致すを諱みて狩と言ふ。(晉文再致天子。諱致言狩)

とある。さらに蘇輿は、『史記』孔子世家に、

踐土の會、實に周の天子を召す、而して春秋、之を諱みて曰く、天王、河陽に狩す、と。(踐土之會、實召周天子、而春秋諱之曰、天王狩於河陽)

とあるのを引く。

⑦ 「莒子」を「莒人」としたことは、隱公八年「九月辛卯公及莒人盟于包來」の条の『公羊傳』に、

公曷爲れぞ微者と盟ふ。人を稱すれば則ち従ひしこと疑はざるなり。(公曷爲與微者盟。稱人、則從不疑也)

とあり、その何休『解詁』に、

從とは、隨從するなり。實は莒子なり。莒子と言へば則ち公の行ひ微にして不肖なれば、諸侯は公に隨從して盟ふことを肯んぜずして、公反つて之に隨從するかと嫌ふ。故に人を稱せしむ、さすれば則ち公に隨從すること疑はず。(從者、隨從也。實莒子也。言莒子則嫌公行微不肖、諸侯不肯隨從公盟、而公反隨從之。故使稱人、則隨從公不疑矣)

とある。「莒子」と言えば、隱公の行いがいやしく愚かであつたので、隱公が諸侯に隨從したかと疑われる。そこで『春秋』は「莒人」と書くことで、その「莒人」が隱公に隨從したことを明示し、隱公への疑いを避けたのである。

⑧ 「慶父」を「仲孫」としたことは、閔公元年に「冬齊仲孫來」とあり、その『公羊傳』に、

齊の仲孫とは何ぞ。公子慶父なり。公子慶父なれば、則ち曷爲れぞ之を齊の仲孫と謂ふ。之を齊に繋ぐればなり。曷爲れぞ之を齊に繋ぐる。之を外にすればなり。曷爲れぞ之を外にする。春秋は尊者の爲に諱み、親者の爲に諱み、賢者の爲に諱む。子女子曰く、春秋を以て春秋を爲る、齊に仲孫無し、其れ諸れ吾が仲孫か。(齊仲孫者何。公子慶父也。公子慶父、則曷爲謂之齊仲孫。繋之齊也。曷爲繋之齊。外之也。曷爲外之。春秋爲尊者諱、爲親者諱、爲賢者諱。子女子曰、以春秋爲春秋、齊無仲孫、其諸吾仲孫與)

とあり、その「春秋は尊者の爲に諱み」の何休『解詁』に、

閔公の爲に賊人を受くるを諱むなり。(爲閔公諱受賊人也)

とあり、同じく「親者の爲に諱み」の何休『解詁』に、

季子は親親なるも之を受くるが爲に、故に諱むなり。(爲季子親親而受之故諱也)

とあり、また同じく「賢者の爲に諱む」の何休『解詁』に、

季子に牙を遏め慶父を殺さざるの賢有るを以て、故に爲に之を諱む。(以

季子有遏牙不殺慶父之賢、故爲諱之

とある。公子慶父は、魯の桓公の後に立った子般を弑殺し齊に出奔していた(莊公三十二年)が、この「冬齊仲孫來」は魯に戻ってきたことを示している。「公子慶父」と言わなかったのは、閔公のために、閔公が賊人公子慶父を受け入れたことを諱んだからであり、季子のために、季子が親族でありながら賊人公子慶父を受け入れたことを諱んだからであり、また賢者季子のために諱んだからだと言う。公子慶父が子般を弑殺したいきさつは、閔公元年「春王正月」の条の『公羊傳』に詳しい。

『校釋』は、同条の『穀梁傳』に、

其の齊の仲孫と曰へるは、之を外にすればなり。其の目せずして仲孫と曰へるは、之を疏とんずればなり。其の齊と言へるは、桓に累かさぬるを以てなり。(其曰齊仲孫、外之也。其不目而曰仲孫、疏之也。其言齊、以累桓也)

とあるのを引き、「亦仲孫を以て慶父と爲す」と言う。

⑨ 「盛」を「成」としたことは、莊公八年に「夏師及齊師圍成、成降于齊師」とあり、その『公羊傳』に、

成とは何ぞ。盛なり。盛なれば則ち曷なんす爲れぞ之を成と謂ふ。同姓を滅ぼすを諱めばなり。曷なんす爲れぞ吾が師に降ると言はざる。之を辟さくるなり。(成者何。盛也。盛則曷爲謂之成。諱滅同姓也。曷爲不言降吾師。辟之也)

とあり、その何休『解詁』に、

同姓を滅ぼすを辟さく。圍むと言ふは、魯は之を圍みて去り、成自ら後從り齊師に降るが若くせしむるなり。降るとは自ら伏するの文にして、齊に醇歸する所以ゆゑなり。及と言ふは、魯實に之を滅ぼさんと欲するを起こす。月いはざるは、諱文に順ふ。盛伯の出奔するを書せざるは、深く之を諱めばなり。(辟滅同姓。言圍者、使若魯圍之而去、成自從後

降於齊師也。降者自伏之文、所以醇歸於齊。言及者、起魯實欲滅之。不月者、順諱文。不書盛伯出奔、深諱之)

とある。「盛」を「成」と言ったのは、魯が同姓を滅ぼしたことを諱み避けたのである。

⑩ 蘇興は、程子(程子遺書卷第十七伊川先生語三)が、

經を傳ふること難かたしと爲す、聖人の後わづ纔わづか百年なるも、之を傳ふるに已すでに差ちがふが如し。(傳經爲難、如聖人之後纔百年、傳之已差)と云うのを引く。

⑪ 「羅を齊に告ぐる」ことは、莊公二十八年「臧孫辰告羅于齊」とあり、その『公羊傳』に、

羅を告ぐとは何ぞ。羅を請ふなり。何を以て使を稱せざる。以て臧孫辰の私行と爲すなり。曷なんす爲れぞ臧孫辰の私行を以てする。君子の國を爲むるや、必ず三年の委有り。一年熟せずして、羅を告ぐれば、譏るなり。(告羅者何。請羅也。何以不稱使。以爲臧孫辰之私行也。曷爲以臧孫辰之私行。君子之爲國也、必有三年之委。一年不熟、告羅、譏也)

とあり、その何休『解詁』に、

穀を買ふを羅と曰ふ。(買穀曰羅)

とあり、また、

莊公は國を享くること二十八年なるも、一年の畜たくは無く、危亡切近す、故に諱みて、國家は匿とほしからざるに、大夫自ら私行して羅するが若くせしむるなり。(莊公享國二十八年、而無一年之畜、危亡切近、故諱、使若國家不匿、大夫自私行羅也)

とある。君子が國を治める場合は、必ず三年分の蓄えがあるが、莊公には一年分の蓄えすら無かった。そのことを諱み、「使」を称しなかった。つまり「公が臧孫辰に羅させた」という形を取らず、「臧孫辰が勝手に羅した」という形を取ったということである。

⑫ 襄公六年「十有二月、齊侯滅萊」の条の『公羊傳』に、

曷爲れぞ萊君出奔すと言はざる。國滅び、君、之に死するは、正なり。

(曷爲不言萊君出奔。國滅君死之、正也)

とある。また、『校釋』は、『禮記』曲禮下に、

國君は社稷に死す。(國君死社稷)

とあり、さらに『禮記』禮運に、

故に國に患ひ有れば、君は社稷に死す、之を義と謂ふ。(故國有患、君

死社稷、謂之義)

とあるのを引く。

⑬ 注④にも一部を引いたが、莊公四年「紀侯大去其國」の条の『公羊傳』に、

大去とは何ぞ。滅ぶなり。孰か之を滅ぼす。齊、之を滅ぼす。曷爲れぞ齊之を滅ぼすと言はざる。襄公の爲に諱めばなり。春秋は賢者の爲に諱む。何ぞ襄公を賢とする。復讎すればなり。何れの讎なるか。遠祖なり。哀公、周に享らる、紀侯、之を譖す。襄公の此に爲すを以てするは、祖禰に事ふるの心盡く。盡くとは何ぞ。襄公將に紀に復讎せんとし、之をトひて曰く、師、分を喪う、寡人之に死すとも、不吉と爲さざるなり。遠祖とは幾世ぞ。九世なり。九世猶ほ以て復讎すべきか。百世と雖も可なり。家も亦可なるか。曰く、不可なり。國は何を以て可なる。國君一體なればなり。先君の恥は、猶ほ今君の恥のごときなり。今君の恥は、猶ほ先君の恥のごときなり。國君は何を以て一體たる。國君は國を以て體と爲し、諸侯は世にす。故國君は一體たるなり。今、紀に罪無し。此れ怒りに非ざるか。曰く、非なり。古者、明天子有らば、則ち紀侯は必ず誅せられ、必ず紀なる者無し。紀侯の誅せられず、今に至るまで紀なる者有るは、猶ほ明天子無きがごときなり。古者諸侯には必ず會聚の事、相朝聘するの道有り。號辭には必

ず先君を稱して以て相接す。然らば則ち齊・紀は説ぶこと無く、以て天下に並立すべからず。故に將に紀侯を去らんとするは、紀を去らざるを得ざるなり。明天子有らば、則ち襄公は若き行ひを爲すを得るか。曰く、得ざるなり。得ざれば、則ち襄公曷爲れぞ之を爲す。上に天子無く、下に方伯無きときは、恩疾に縁る者可なり。(大去者何。滅也。孰滅之。齊滅之。曷爲不言齊滅之。爲襄公諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎襄公。復讎也。何讎爾。遠祖也。哀公享平周、紀侯譖之。以襄公之爲於此焉者、事祖禰之心盡矣。盡者何。襄公將復讎乎紀、ト之曰、師喪分焉、寡人死之、不爲不吉也。遠祖者幾世乎。九世矣。九世猶可以復讎乎。雖百世可也。家亦可乎。曰、不可。國何以可。國君一體也。先君之恥、猶今君之恥也。今君之恥、猶先君之恥也。國君何以爲一體。國君以國爲體、諸侯世。故國君爲一體也。今紀無罪。此非怒與。曰、非也。古者有明天子、則紀侯必誅、必無紀者。紀侯之不誅、至今有紀者、猶無明天子也。古者諸侯必有會聚之事、相朝聘之道。號辭必稱先君以相接。然則齊紀無説焉、不可以並立乎天下。故將去紀侯者、不得去紀也。有明天子、則襄公得爲若行乎。曰、不得也。不得、則襄公曷爲爲之。上無天子、下無方伯、緣恩疾者可也)

とある。ただし、ここに引用した『公羊傳』では、齊の襄公を「賢」とする表現はあるが、紀侯を「賢」とする表現は見当たらない。紀侯の弟である紀季が「賢」であることは、注④に引用した莊公三年「秋、紀季以鄒入于齊」の条の『公羊傳』に見える。蘇興は、「事は紀侯、之をせしむるに由る。紀季を賢とするは即ち紀侯を貴ぶ所以なり」と言うが、それは間接的なものにすぎないか。この点については、注⑭に引く日原氏の鋭い指摘がある。

⑭ 日原利国氏『春秋繁露』頁一六〇 明德出版社 昭和五十二年)は、『春秋』は紀国の滅亡を記録するにあたって、「滅」と言うのを諱んで、

「大去」と書くことによって、紀侯を賢とする評価を示した、と『春秋繁露』は述べているが、これは董氏の全くの創見であり、『公羊傳』の解釈とは表裏の関係にたつ。莊公四年の『公羊伝』には、「大去すとは何ぞ。滅ぶなり。孰かこれを滅ぼすや。齊これを滅ぼせり。曷為れぞ齊これを滅ぼすと言はざる。〔齊の〕襄公の為に諱むなり。春秋、賢者の為に諱む。何ぞ襄公を賢とするや。讎を復すればなり。……」と見え、これによれば『春秋』が「齊滅紀」と言わずに、「紀侯大去其国」と記録したのは、復讐という道徳的義務を遂行した賢者・襄公のために諱んだのにほかならない。つまり、『公羊伝』が滅ぼした襄公の側に立つて釈義しているのに対して、『春秋繁露』は滅ぼされた紀侯の側から経文を解釈しているわけである。しかも紀侯を賢とする主張は『公羊伝』にない要素なので、ここに復讐をとげた襄公だけでなく、復讐された紀侯をも賢君とする視角が加われれば、両者の関係のとらえ方、とりわけ復讐の論理にいつそうの深みを増すことになるう。

と指摘する。

【現代語訳】

紀季を非難して言う、春秋の法では、「大夫は地を勝手に利用することはできない」と。さらに言う「公子には国を去るという道理は無い」と。さらに言う「君子は外の難を避けない」と。紀季はこの三つのことを犯したのに、どうして賢であるとするのか。賢臣は本来、地を盗んで敵に下り、君を棄てて難を避けるのか。

言う、賢者はこのことはしない。それ故に賢を紀季に仮託して、紀季がしなかったことを示しているのである。紀季がしなかったとすれば、紀侯がそれをさせたことを知ることができるのである。春秋ができ事を書く場合は、時にその事実をいつわって避けることがあるのである。春秋が人のことを書

く場合は、時にその名を変えて諱むことがあるのである。だから晋の文公が思い通りに天王を招きよせたという事実をいつわり、狩りをしたと表現することで諱み、王を呼び寄せたことを避けたのである。莒子の呼び名をいつわって、人と言ひ、隱公（への疑い）を避けたのである。慶父の名を変えて、仲孫と言う。盛を変えて成と言ひ、大悪を諱んだのである。そうであれば春秋を説く者は、詭辭（いつわりのことば）は、その詳細を把握して後にそれを理解することができるのである。今、紀季は、命を君から受けたが、経は「専（独断で行った）」と書き、善の名声は無いのに、それなのに文は（紀季が）賢であることをあらわす。これらは皆詭辭（いつわりのことば）であることは、察しなければならない。春秋が賢とすることにおいては、もちろんその志に従ってその言葉を同一にし、その意味を明らかにしてその美点を褒める。今、紀侯は春秋の貴ぶ人物である。こういうわけで紀侯が齊に入った意志を許し、紀侯が罪に服したことの表現ことばをいつわって、これを紀季が実行したように表現した。だから糴を齊に告げたというのは、実際には莊公が、それを実行したのである。それなのに春秋はそのことばをいつわって、臧孫辰がしたように表現した。鄆を率いて齊に入ったというのは、実際は紀侯がそれを実行した。それなのに春秋は、そのことばをいつわって、紀季が実行したように表現した。表現をいつわる理由は同じではないが、その内実（賢者のために諱むこと）は同じである。

論難者が言う、国家を保有する者、人々はこれを擁立しようしたが固辞して聴かなかった。「国が滅びるとき国君が殉死するのは、正道である」。どうして紀侯を賢とするのか。

言う、齊が今にも復讐しようとし、紀侯は自ら力が敵わな（かな）いことを知って、意志として君位に即くことを拒否した。だからその弟に言うには「私は宗廟の主で、死なないわけにはいかないのである。お前は、鄆を率いて行って罪に齊に服従し、五廟を立てることをお願いして、我が先君に歳時に依って帰

る場所があるようにさせよ」と。一国の衆民を率いて、九世の位牌を守り、襄公が、これを放逐したが去らず、求めても与えない。上の者も下の者も心をつににして、一緒に殉死した。だからこのことを「大去」と言う。春秋は義のために死に且つ民衆の心を得たことを賢とするのである。だからそのために滅んだことを諱んだ。このために諱んだことで、その紀侯を賢とすることを表したのである。そのことを賢とすることで、それが仁義に相当することを表したのである。

精華第五

第一節 『春秋』は用語を慎重に選んで記述し、人倫の貴賤によって名称をつけ、物の大小によって等級づけることを、例を挙げて述べる。

第二節 大旱の時には祈念し、大水の時には攻撃するのはなぜかという問いに対して、大旱も大水も陰陽の調和がくずれたときに起こる状態であり、『春秋』は天地の位置を改め、陰陽の順序を正し、ひたすら正しい道理を行うとする。

第三節 『春秋』には矛盾した書き方をしているところがあるのはなぜかという問いに対して、『春秋』にはわからない義と臨機応変の義があることを、公子結と公子遂の例を挙げて説明する。

第四節 齊の桓公の隆盛と凋落について述べる。

第五節 『春秋』の罪の裁き方は意思の善惡をみきわめ、その善惡によって罪を決定する。その裁きが妥当であれば教化はゆきわたるので、教化と裁きの働きは同じなので、たがいに補わなければならないとする。

第六節 『春秋』が里克が奚齊を殺した場合に「君の子」というのはなぜかという問いに対して、『春秋』にはすべてに通じる書き方はなく、変化に對

応して書き方を変える。奚齊の場合は悼ましい出来事なので、位についたことをあらわす書き方をして「君の子」と書いたとする。

第七節 『春秋』は天の微を体现しているのでわかりにくいだが、『春秋』を研究することにより、天下のあらゆる事柄に通じ、将来の行動に参考となる。その例として魯の僖公、莊公、宋の殤公を挙げて論証する。

一

春秋慎辭、謹於名倫等物者也。是故小夷言伐、而不得言戰。大夷言戰、而不得言獲。中國言獲、而不得言執。各有辭也。有小夷避大夷、而不得言戰。大夷避中國、而不得言獲。中國避天子、而不得言執。名倫、弗予嫌於相臣之辭也。是故大小不踰等、貴賤如其倫、義之正也。

【校記】
なし

【書き下し文】

精華第五

『春秋』は辭を慎み、倫に名づけ物を等するに謹しむ者なり①。是の故に小夷には「伐」と言ひて、「戰」と言ふを得ず②。大夷には「戰」と言ひて、「獲」と言ふを得ず③。中國には「獲」と言ひて、「執」と言ふを得ず④。各おの辭有るなり。有小夷は^{また}大夷を避けて、「戰」と言ふを得ず。大夷は中國を避けて、「獲」と言ふを得ず⑤。中國は天子を避けて、「執」と言ふを得ず⑥。倫に名づくるは、相臣の辭に嫌はしきを^{うたが}予さざればなり⑦。是の故に大小、等を踰へず、貴賤、其の倫の如くするは、義の正なり⑧。

【注】

① 蘇輿は、「倫の貴賤に因りて之に名づけ、物の大小に因りて之を等す。故に『倫に名づけ物を等す』と曰ふ」という。本書盟會要第十にも、倫に名づけて物を等し、其の理を失はず。（名倫等物、不失其理）とある。

② 盧文弨は、「小夷に伐と言ふは、狄、邢を伐ち（莊公三十二年）、鄭を伐つ（僖公二十四年）の類の如き、是れなり」という。

③ 盧文弨は、「大夷に戦と言ふは、泓に戦ふ（僖公二十二年）、柏莒に戦ふ（定公四年）の類の如し」という。

④ 盧文弨は、「中國に獲と言ふは、韓に戦ひ晉侯を獲ふ（僖公十五年）の類の如し」という。

⑤ 『春秋』莊公十年經に、

秋、九月、荊、蔡の師を莘に敗り、蔡侯獻舞を以て歸る。（秋、九月、荊敗蔡師于莘、以蔡侯獻舞歸）

とあり、その『公羊傳』に、

曷爲れぞ其れ獲と言はざる。夷狄の中國を獲ふるを與さざるなり。（曷爲不言其獲。不與夷狄之獲中國也）

とある。何休注によれば、この夷狄は楚を指す。

⑥ 『春秋』隱公七年經に、

戎、凡伯を楚丘に伐ちて以て歸る。（戎伐凡伯于楚丘以歸）

とあり、その『公羊傳』に、

凡伯とは何ぞや。天子の大夫なり。此れ聘なり。其の之を伐つと言ふは何ぞや。之を執ふるなり。之を執ふれば則ち其の之を伐つと言ふは何ぞや。之を大とするなり。曷爲れぞ之を大とする。夷狄の中國を執ふるを與さざるなり。（凡伯者何。天子之大夫也。此聘也。其言伐之何。執之也。執之則其言伐之何。大之也。曷爲大之。不與夷狄之執中國也）

とある。その何休注には、「中國は禮義の國なり。執は治の文なり。君子は禮義無きをして、禮義有るを制治せしめず。故に絶ちて執と言はず。之を正して伐と言ふなり。天子の大夫を執へて、中國之を正すは、中國を執ふるは尚ほ可ならず、況んや天子の大夫を執ふるをや。夷狄を降し、天子を尊び、順辭と爲す所以なり」という。

⑦ 日原利国氏は「名倫、弗予嫌於相臣之辭也」と句讀するが、『校釋』をはじめとする中国の注釈書のほとんどは「名倫弗予、嫌於相臣之辭也」と句讀する。ただどちらにしても「弗予」の二字が浮いていてわかりにくい。思うに、「弗予」は「等物」の壞字による誤字で、ここは「名倫等物、嫌於相臣之辭也」ではないだろうか。「倫に名づけ物を等するは、相臣の辭に嫌はしければなり」あるいは「相臣の辭を嫌へばなり」と読み、「人倫（の貴賤）によつて名称をつけ、物（の大小）によつて等級づけをするのは、上下の區別がない言い方とまぎらわしいからである」あるいは「人倫（の貴賤）によつて名称をつけ、物（の大小）によつて等級づけをするのは、上下の區別がない言い方となるのをきらつたためである」となるのであろうか。ただ証拠はないので、ひとまずこのままにし、疑を記して識者の指正を俟つ。

⑧ 蘇輿は、『漢書』朱博傳の、

『春秋』の義、貴を用て賤を治め、卑を以て尊に臨まず。（春秋之義、用貴治賤、不以卑臨尊）

を引いて、「輿案するに、『春秋』の治は、義に始まりて仁義に終り、等差を以て亟と爲す。故に外は則ち小夷大夷、辭を同じくせずと言ひ、内は則ち京師諸夏、辭を同じくせずと言ふ。仁は覆育を以て量と爲す。故に小國の君は以て詳を録す可く、遠夷の君は以て内にして外にせざる可し」という。

【現代語訳】

精華第五

『春秋』は用語を慎重にえらんで記述し、人倫（の貴賤）によって名称をつけ、物（の大小）によって等級づけをすることをつしんで行う。だから『春秋』は小夷に対しては「伐」といって、「戦」とはいわない。大夷に対しては「戦」といって、「獲」とはいわない。中国の諸侯に対しては「獲」といって、「執」とはいわない。大夷が小夷が大夷と戦った場合、大夷をはばかって「戦」とはいわない。大夷が中国の諸侯の君を獲えた場合、中国の諸侯をはばかって「獲」とはいわない。中国の諸侯が天子（の太夫）を執とくえた場合、天子をはばかって「執」とはいわない。人倫（の貴賤）によって名称をつけるのは、上下の区別がない言い方とまちがわれるのを許さなかったからである。だから物の大小が等級を論えず、人倫の貴賤がその人倫のとおりであることは、義の正しいものである。

二

大雩者何。旱祭也。

難者曰、大旱雩祭而請雨、大水鳴鼓而攻社。天地之所爲、陰陽之所起也、或請焉、或（怒）（攻）①焉者何。

曰、大旱者、陽滅陰也。陽滅陰者、尊厭卑也。固其義也。雖大甚、拜請之而已、敢有加也。大水者、陰滅陽也。陰滅陽者、卑勝尊也。日食亦然。皆下犯上、（賤陵貴也。以下犯上）②以賤（傷）（陵）③貴者、逆節也。故鳴鼓而攻之、朱絲而脅之、爲其不義也。此亦春秋之不畏強禦也。故變天地之位、正陰陽之序、直行其道、而不（忘）（忌）④其難。義之至也。是故脅嚴社、而不爲不敬靈。出天王、而不爲不尊上。辭父之命、而不爲不承親。絕母之屬、而不爲不孝（慈）⑤。義矣夫。

【校記】

- ① 「怒」 俞樾・曾宇康『春秋繁露義證補』（『校釋』引）に従い、「攻」に改める。
- ② 「皆下犯上以賤傷貴者逆節也」 『校釋』に従い、「賤陵貴也以下犯上」の八字を補う。
- ③ 「傷」 劉師培に従い、「陵」に改める。
- ④ 「忘」 蘇輿に従い、「忌」に改める。
- ⑤ 「慈」 劉師培に従い、衍字とみなして削除する。

【書き下し文】

大雩とは何ぞや。旱祭なり①。

難者曰く、大旱には雩祭して雨を請ひ、大水には鼓を鳴らして社を攻む②。天地の爲す所、陰陽の起こす所なるに、或ひは焉こゝに請ひ、或ひは焉こゝを攻むるは何ぞや③。

曰く、大旱なる者は、陽、陰を滅ぼすなり。陽、陰を滅ぼすは、尊、卑を厭あつするなり。固より其れ義なり。大甚はなはだしと雖も、拜して之に請ふのみ④、敢へて加ふること有らんや。大水なる者は、陰、陽を滅ぼすなり。陰、陽を滅ぼすは、卑、尊に勝つなり⑤。日食も亦然り⑥。皆下、上を犯し、賤、貴を陵しのぐなり。下を以て上を犯し、賤を以て貴を陵ぐ者は、逆節なり⑦。故に鼓を鳴らして之を攻め、朱絲して之を脅かす⑧は、其の義ならざるが爲なり。此れ亦『春秋』の強禦を畏おそれざるなり⑨。故に天地の位を變へ、陰陽の序を正し、直だ其の道を行ひて、其の難きを忌まず。義の至りなり⑩。是の故に嚴社を脅かすも、靈を敬せずと爲さず。天王を出だすも、上を尊ばずと爲さず⑪。父の命を辭するも、親を承けずと爲さず⑫。母の屬を絶つも、孝ならずと爲さず⑬。義なるかな⑭。

【注】

① 「雩」は雨乞いの祭りをすることである。この一文は『春秋』桓公五年經の「大雩」の『公羊傳』に、

大雩とは何ぞや。旱祭なり。然らば則ち何を以て旱と言はざる。雩と言へば則ち旱見はる。旱と言へば則ち雩見はれず。何を以て書する。災を記するなり。(大雩者何。旱祭也。然則何以不言旱。言雩則旱見。言旱則雩不見。何以書。記災也)

とあるのによる。その何休注に「雩は早に雨を請ふ祭りの名なり。大を解さざるは、祭に大雩と言へば、大旱知る可きなり。君親ら南郊に之き、六事を以て過ちを謝し、自ら責めて曰く、政一ならざるか。民職を失ふか。宮室榮れるか。婦謁盛んなるか。苞苴行はるるか。讒夫倡んなるか。童男女各おの八人、舞はして呼雩せしむ。故に之を雩と謂ふ」とある。蘇輿は「古は孟夏の雩を常雩と爲す。早に遇ひて禱れば則ち大雩と爲す」という。

② 『春秋』莊公二十五年經に、

秋、大水あり。鼓して、牲を社に門に用ふ。(秋、大水。鼓、用牲于社于門)

とあり、その『公羊傳』に、

其の社に門にと言ふは何ぞや。社に于てするは、禮なり。門に于てするは、禮に非ざるなり。(其言于社于門何。于社、禮也。于門、非禮也)という。

③ 兪樾は、『怒』は當に『攻』に作るべし。『攻』誤りて『奴』と爲り、因りて誤りて『怒』と爲る。上文に『大旱雩祭而請雨、大水鳴鼓而攻社』と曰ひ、此は上文を承けて言ふ。改めて『怒』と爲すを得ざるなり。下文に『故鳴鼓而攻之』と曰ひ、亦『怒』と云はず。其の誤りを知るに足る」といい、曾宇康『春秋繁露義證補』(『校釋』引)は『通典』禮二、『通考』

七十七は此の文を引きて並びに『攻』に作る。兪說是なり」という。ただ蘇輿は「莊五年傳に『日食には則ち曷爲れぞ鼓して牲を社に用ふる。陰を求むるの道なり』とあり、何注に『求は責求なり』とあり。故に大水に鼓を鳴らすは、是れ之を怒るを知るなり」といつて、「怒」のままとする。

④ 蘇輿は、『白虎通』災變篇の、

日食、大水には則ち鼓して牲を社に用ふ。大旱には則ち雩祭して雨を求む。苟虚に非ざるなり。陽を助けて下を責むるは、陰を求むるの道なり。(日食、大水則鼓用牲于社。大旱則雩祭求雨。非苟虚也。助陽責下、求陰之道也)

『周禮』女巫の疏の、

董仲舒曰く、雨を求むるの術は、之に呼嗟して、國風周南、小雅鹿鳴、燕禮、鄉飲酒、大射の歌を歌ふ。(董仲舒曰、求雨之術、呼嗟之、歌國風周南、小雅鹿鳴、燕禮、鄉飲酒、大射之歌焉)

を引く。

⑤ 蘇輿は、「董子、『春秋』の災異を推して、凡そ大水は皆以て陰盛の應と爲す」として、『後漢書』五行志引董仲舒の、

夫れ水なる者は、陰氣盛んなり。(夫水者、陰氣盛也)

『論衡』明雩篇の、

夫れ雩は、古よりして之れ有り。故に禮に曰く、雩祭は、水旱を祭るなり。故に雩禮有り。故に孔子は譏らずして、仲舒之を申ぶ。夫れ是の如くんば、雩祭は祀禮なり。雩祭に禮を得れば、則ち大水に鼓して牲を社に用ふるも、亦古禮なり。(夫雩、古而有之。故禮曰、雩祭、祭水旱也。故有雩禮、故孔子不譏、而仲舒申之。夫如是、雩祭、祀禮也。雩祭得禮、則大水鼓用牲於社、亦古禮也)

『春秋』の義を推し、雩祭の説を求め、孔子の心を實にし、仲舒の意を考するも、孔子既に歿し、仲舒已に死す。世の論者、孰か當に復た

問ふべき。惟だ孔子の徒、仲舒の黨の若きのみ、能く之を説くと爲す。
 (推春秋之義、求零祭之說、實孔子之心、考仲舒之意、孔子既歿、仲舒已死。世之論者、孰當復問。惟若孔子之徒、仲舒之黨、爲能說之)を引く。

⑥ 『春秋』莊公二十五年經に、

六月辛未朔、日、之を食する有り。鼓して牲を社に用ふ。(六月辛未朔、日有食之。鼓、用牲于社)

とあり、その『公羊傳』に、

日食に則ち曷爲れぞ鼓して牲を社に用ふ。陰を求むるの道なり。(日食則曷爲鼓用牲于社。求乎陰之道也)

とある。蘇輿は、『周禮』太祝注の、

董仲舒『救日食祝』に曰く、炤炤たる大明、熾滅して光無し。奈何ぞ陰を以て陽を侵し、卑を以て尊を侵す。(董仲舒救日食祝曰、炤炤大明、熾滅無光。奈何以陰侵陽、以卑侵尊)

鄭玄『禮記』郊特牲の疏に引く王肅の『難鄭』の、

春秋說に鼓を社に伐つは、上公を責め、地祇を責むと云はず。明らかには社は是れ上公なり。(春秋說伐鼓于社、責上公、不云責地祇明社是上公也)

を引き、「鄭學を爲す者、之を通じて、『鼓を伐ちて上公を責むるは、日食は臣、君を侵すの象なるを以ての故に上公を責むるを以て之を言ふ』と云ふ」という。さらに『通典』四十五の杜佑の、

日蝕に鼓を社に伐つは、陰を責めて陽を助くるの義なり。夫れ陽は君たり、陰は臣たり。日蝕は、陰、陽を蝕するなり。君弱く臣強し、是を以て鼓を社に伐つ。上公を責むるを云ふのみ。(日蝕伐鼓于社、責陰助陽之義也。夫陽爲君、陰爲臣。日蝕者、陰蝕陽也。君弱臣強、是以伐鼓于社。云責上公耳)

を引く。

⑦ 「皆下犯上、以賤傷貴者、逆節也」について、紀昀(『校釋』引)は『皆』

の下、『以』字を脱するに似たり」といい、蘇輿は「『皆』の下疑ふらくは『以』字を脱す」といい、「皆以下犯上」とする。しかし劉師培は、「案ずるに、『續志注』は引きて『傷』を『陵』に作る。『通典』『通考』並びに『陵』に作る。『說苑』辨物は『以賤乘貴、以卑陵尊、大逆不義』に作れば、則ち此の文、『傷』字當に『陵』の訛に係るべし」といい、『校釋』は、『皆』以下の一句は應に上文の『日食亦然』と聯句すべし。『以賤陵貴者』は當に下文の『逆節也』と聯句すべし。『者』無き者は上と聯し、『者』有る者は下と聯す。『者』有る者は上と聯せず、『者』無き者は下と聯せず。是を以て疑ふらくは其の中の重複句を脱するならん。即ち『下犯上』の以下に『賤陵貴也。以下犯上』の八字を脱す」という。ここでは劉師培に従い、『傷』を『陵』に改め、『校釋』に従い、「賤陵貴也以下犯上」の八字を補う。

⑧ 「朱絲而脅之」について、『春秋』莊公二十五年經の「六月辛未朔、日有食之。鼓、用牲于社」の『公羊傳』に、

朱絲を以て社に營らす。或ひと曰く、之を脅かす。或ひと曰く、闇きが爲に、人之を犯すを恐る。故に之に營らす。(以朱絲營社。或曰脅之。或曰爲闇、恐人犯之。故營之)

とあり、その何休注に「朱絲して社と爲すは、陽を助けて陰を抑ふるなり。或ひと之を脅かすと曰ふは、責求と同義なり。社は土地の主なり。月は土地の精なり。上、天に繋けて日を犯す。故に鼓を鳴らして之を攻むるは、其の本を脅かすなり。朱絲して之に營らすは、陽を助けて陰を抑ふるなり。……先づ鼓と言ひ、後に牲を用ふと言ふは、先づ尊命を以て之を責め、後に臣子の禮を以て之に接するを明らかにす。順と爲す所以なり」という。

蘇輿は『白虎通』災變篇の、

日食に必ず之を救ふは何ぞや。陰、陽を侵せばなり。鼓して牲を社に

用ふ。社は衆陰の主なり。朱絲を以て之に繁らし、鼓を鳴らして之を攻むるは、陽を以て陰を責むるなり。(日食必救之何。陰侵陽也。鼓用牲于社。社者衆陰之主。以朱絲繁之、鳴鼓攻之、以陽責陰也)

を引く。また『校釋』は、『論衡』順鼓篇の、

社は衆陰の長なり。故に鼓を伐ちて社をして之を知らしむ。鼓は以て之を攻むと爲すと説く。(社者、衆陰之長。故伐鼓使社知之。説鼓者以爲攻之)

攻は責なり、之を責讓するなり。(攻者責也、責讓之也)

朱絲して之を繁らす。説く者以爲へらく、社は陰、朱は陽なり、水は陰なり。陽色を以て之に繁らし、之を攻むるを助く。陽を以て陰を責むるなりと。(朱絲繁之。説者以爲社陰、朱、陽也、水、陰也。以陽色繁之、助攻之。以陽責陰也)

を引く。

⑨ 「強禦」は強く大きな勢力をいう。『詩經』大雅・烝民に、

矜寡を侮らず、強禦を畏れず。(不侮矜寡、不畏強禦)

とあり、莊公十二年『公羊傳』に、

仇牧は強禦を畏れずと謂ふ可し。(仇牧可謂不畏強禦矣)

とあり、その何休注に「禦は禁なり。力強く禁ずべからざるを言ふなり」という。

⑩ 蘇輿は、「陰陽を正すは、『春秋』の大義なり。『易』に『天は尊く地は卑しく、乾坤定まる』と曰ふ。今以て陰陽の序を正せば、則ち日食の、天に麗く者も、亦攻めて之を脅かす。故に『天地の位を變ふ』と曰ふ。然れども

日は陽たりて、其の陽を侵すを攻むる者は、仍ほ是れ天を尊ぶ。亦猶ほ天王貴しと雖も、父母、親なりと雖も、其の父母に順はず、天に若はざる者を紂くるは、仍ほ是れ親を尊ぶ。故に『義の至りなり』と曰ふ」という。

⑪ 「天王を出だす」は、『春秋』僖公二十四年經の「冬、天王出居于鄭」を

指す。その『公羊傳』に、

王者外無し。此に其の出と言ふは何ぞや。母に能はざるなり。(王者無外。此其言出何。不能乎母也)

とあり、その何休注に、「母に事ふる能はざるは、罪、不孝より大なるは莫し。故に之を絶ちて出と言ふなり。下に上を廢するの義無し。之を絶つて得るは、母は之を廢するを得、臣下は母の命に従ふを得るを明らかにす」という。

⑫ ここは衛の蒯聵と輒の対立をいう。父とは蒯聵を指す。蒯聵は父の靈公の夫人南子と折り合いがあわず、南子を暗殺しようとした。しかし南子に気づかれ失敗し、宋に出奔した。靈公の死後、蒯聵の子である輒が即位したが、衛の君位を窺う蒯聵は衛に帰国しようと画策した。しかし輒に攻撃され戚にたてこもった。『春秋』哀公三年經の「春、齊國夏衛石曼姑帥師圍戚」の『公羊傳』に、

蒯聵、無道を爲す。靈公、蒯聵を逐ひて輒を立つ。然らば則ち輒の義、以て立つ可きか。曰く、可なり。其の可は奈何。父の命を以て王父の命を辭さず。王父の命を以て父の命を辭するは、是れ父の、子に行はるるなり。家事を以て王事を辭さず。王事を以て家事を辭するは、是れ上の、下に行はるるなり。(蒯聵爲無道。靈公逐蒯聵而立輒。然則輒之義可以立乎。曰、可。其可奈何。不以父命辭王父命。以王父命辭父命、是父之行乎子也。不以家事辭王事。以王事辭家事、是上之行乎下也)

とある。『漢書』不疑傳には、

昔蒯聵命に違ひて出奔す。輒拒みて納れず。『春秋』之を是とす。(昔蒯聵違命出奔。輒拒而不納。『春秋』是之)という。

⑬ 魯の桓公の夫人文姜とその子の莊公のことをいう。文姜は齊の襄公と通

じて、夫である桓公を殺させた。文姜はそのまま齊に止まり、魯には戻らなかった。莊公が後を継いで位に即ぐが、『春秋』はこれを諱んで莊公元年に「三月、夫人孫于齊」と書いた。その『公羊傳』に、

孫とは何ぞや。孫は猶ほ孫のごときなり。内は奔を諱み、之を孫と謂ふ。夫人固より齊に在り。其の齊に孫ると言ふは何ぞや。母を念へばなり。正月以て君を存し、母を念ひて以て事を首とす。夫人何を以て姜氏と稱さざる。貶すればなり。曷爲れぞ貶する。公を弑するに與すればなり。其の公を弑するに與するは奈何。夫人、公を齊侯に諱ふ。公曰く、同は吾が子に非ず、齊侯の子なり。齊侯怒り、之と酒を飲む。其の出づるに於て、公子彭生をして之を送らしむ。其に乗るに於て、幹を擯して之を殺す。母を念ふは、善とする所なり。則ち曷爲れぞ其の母を念ふに於て貶する。母を念ふを與さざればなり。（孫者何。孫猶孫也。内諱奔、謂之孫。夫人固在齊矣。其言孫于齊何。念母也。正月以存君、念母以首事。夫人何以不稱姜氏。貶。曷爲貶。與弑公也。其與弑公奈何。夫人諱公於齊侯。公曰、同非吾子、齊侯之子也。齊侯怒、與之飲酒。於其出焉、使公子彭生送之。於其乘焉。擯幹而殺之。念母者、所善也。則曷爲於其念母焉貶。不與念母也）

とあり、その何休注に、「母を念ふは、則ち父を忘る、本に背くの道なり。故に文姜を絶つを孝ならずと爲さず、蒯聵を距むを順ならずと爲さず、靈社を脅かすを敬せずと爲さず。蓋し本を重んじて統を尊び、尊をして卑に行はれ、上をして下に行はれしむ」という。

⑭ この節と類似の文が『說苑』辨物篇に見える。参考に資するため、ここに摘録する。

夫れ水旱は俱に天地陰陽の爲す所なり。大旱は則ち雩祭して雨を請ひ、大水には則ち鼓を鳴らして社を劫かすは、何ぞや。曰く、陽は陰の長なり。其の鳥に在りては則ち雄を陽と爲し、雌を陰と爲す。其の獸に

在りては則ち牡を陽と爲し、牝を陰と爲す。其の民に在りては則ち夫を陽と爲し、婦を陰と爲す。其の家に在りては則ち父を陽と爲し、子を陰と爲す。其の國に在りては則ち君を陽と爲し、臣を陰と爲す。故に陽貴くして陰賤しく、陽尊くして陰卑しきは、天の道なり。今大旱は陽氣太だ盛んにして、以て陰を厭す。陰、陽を厭す。固より陽は其れ填ぐなり。惟だ填厭の太甚だしく、陰をして起つ能はざらしむなり。亦雩祭には拜し請ふのみ、敢て加ふる無きなり。大水及び日蝕なる者に至りては、皆陰氣太甚だしくして、上、陽精を滅ぼす。賤を以て貴に乘じ、卑を以て尊を陵ぐは、大逆不義なり。故に鼓を鳴らして之を懾し、朱絲もて禁らして之を劫かす。此れに由りて之を觀れば、『春秋』は乃ち天下の位を正し、陰陽の失を徴し、直だ逆ふ者を責め、其の難を避けず、是れ亦『春秋』の強禦を畏れざるなり。故に嚴社を劫かすも靈を驚かすと爲さず、天王を出だすも上を尊ばずと爲さず、蒯聵の命を辭するも其の父を聽かずと爲さず、文姜の屬を絶つも其の母を愛さずと爲さず。其の義盡せるか、其の義盡せるか。（夫水旱俱天地陰陽所爲也。大旱則雩祭而請雨、大水則鳴鼓而劫社、何也。曰、陽者陰之長也。其在鳥則雄爲陽、雌爲陰。其在獸則牡爲陽、牝爲陰。其在民則夫爲陽、婦爲陰。其在家則父爲陽、子爲陰。其在國則君爲陽、臣爲陰。故陽貴而陰賤、陽尊而陰卑、天之道也。今大旱者陽氣太盛、以厭於陰。陰厭陽。固陽其填也。惟填厭之太甚、使陰不能起也。亦雩祭拜請而已、敢無加也。至於大水及日蝕者、皆陰氣太甚、而上滅陽精。以賤乘貴、以卑陵尊、大逆不義。故鳴鼓而懾之、朱絲禁劫之。由此觀之、春秋乃正天下之位、徵陰陽之失、直責逆者、不避其難、是亦『春秋』之畏強禦也。故劫嚴社而不爲驚靈、出天王而不爲尊上、辭蒯聵之命不爲不聽其父、絶文姜之屬而不爲不愛其母。其義之盡耶、其義之盡耶）

【現代語訳】

『春秋』桓公五年經に「大雩とはなにか。日照りの時の雨乞いの祭りである（とある）。

難者問——大旱（日照り）の時に雨乞いの祭りを行って降雨を祈念し、大水（水害）の時に太鼓を打ち鳴らして社を攻撃する。（大旱も大水も）天地がもたらしたものであり、陰陽が引き起こしたことであるのに、一方（大旱）は祈念し、一方（大水）は攻撃するのはなぜか。

答——大旱は陽が陰を滅ぼす（ことによつて引き起される現象である）。陽が陰を滅ぼすのは、（身分の）尊いものが（身分の）卑いものを圧倒することであり、これはもともと義になつた正当な行為である。（いくら被害が）甚大であっても、雨を降らしてくれるように祈念するだけであり、攻撃を加えることはありえない。大水は陰が陽を滅ぼす（ことによつて引き起される現象である）。陰が陽を滅ぼすのは、（身分の）卑いものが（身分の）尊いものに勝つことである。日食も同じ。いづれも下のものが上のものを犯し、賤しいものが貴いものを陵駕しているのである。下のものが上のものを犯し、賤しいものが貴いものを陵駕する（陰が陽に勝つ）のは、自然の節理に反する状態である。だから太鼓を打ち鳴らして社を攻撃し、赤い糸を（社のまわりに）張りめぐらして脅かすのは、（天地陰陽の行為が）義になつていないからである。これも『春秋』が「強い相手を恐れない」ことのあらわれである。だから『春秋』は「天地の位置を改め、陰陽の順序を正し、ひたすら正しい道理を行い、困難を避けることはしない。これは最高に義になつた行いである。だから『春秋』は」神聖な社を脅かしたとしても、霊を尊敬してはいないとはみなさず、天王（襄王）を出奔させたとしても、上を尊んでいないとはみなさず、父（蒯聵）の命令を拒否したとしても、（輒が）親の命令に従わなかつたとはみなさず、母（文姜）との関係を断絶したとしても、（莊公が）親不孝ではないとはみなさない。なんと義になつているのであろう。

三

難者曰、春秋之法、大夫無遂事、又曰、出境有可以安社稷利國家者、則專之可也。又曰、大夫以君命出、進退在大夫也、又曰、聞喪徐行而不反也。夫既曰無遂事矣、又曰專之可也。既曰進退在大夫矣、又曰徐行而不反也。若相悖然。是何謂也。

曰、四者各有所處。得其處則皆是也。失其處則皆非也。春秋固有常義、又有應變。無遂事者、謂平治安寧也。專之可也者、謂救危除患也。進退在大夫者、謂將率用兵也。徐行不反者、謂不以親害尊、不以私妨公也。此之謂（將）「各」得其（私）「處」①、知其指。故公子結受命往滕陳人之婦於鄆、道生事、從齊桓盟。春秋弗非、以爲救莊公之危。公子遂受命使京師、道生事之晉。春秋非之、以爲是時僖公安寧無危。故有危而不專救、謂之不忠。無危而擅生事、是卑君也。故此二臣俱生事、春秋有是有非。其義然也。

【校記】

① 「將得其私」 陶鴻慶に従い、「各得其處」に改める。

【書き下し文】

難者曰く、『春秋』の法、「大夫に遂事無し」①といひ、又「境を出でて以て社稷を安んじ國家を利す可き者有らば、則ち之を専らにするも可なり」②と曰ふ。又「大夫、君命を以て出づれば、進退は大夫に在り」③と曰ひ、又「喪を聞くも徐ろに行きて反らず」④と曰ふ。夫れ既に「遂事無し」と曰ひ、又「之を専らにするも可なり」と曰ふ。既に「進退は大夫に在り」と曰ひ、又「徐ろに行きて反らず」と曰ふ。相悖るが若く然り。是れ何の謂ひぞや。曰く、四者各おの處する所有り。其の處を得れば則ち皆是なり。其の處を

失へば則ち皆非なり。『春秋』には固より常義有り、又應變有り⑤。「遂事無し」とは、平生安寧を謂ふなり。「之を専らにするも可なり」とは、危ふきを救ひ患うれひを除くを謂ふなり。「進退は大夫に在り」とは、將率の兵を用ふるを謂ふなり⑥。「徐ろに行きて反らず」とは、親を以て尊を害せず、私を以て公を妨げざるを謂ふなり⑦。此れを之れ「各おの其の處を得て其の指を知る」と謂ふ⑧。故に公子結、命を受けて、往きて陳人の婦に鄧に勝し、道に事を生じ、齊桓に従ひて盟ふ⑨。『春秋』は非とせずして、以て莊公の危ふきを救ふと爲す。公子遂、命を受けて京師に使ひし、道に事を生じて晉に之く⑩。『春秋』は之を非として、以て是の時僖公安寧にして危ふきこと無しと爲す。故に危ふきこと有りて専ら救はざる、之を「不忠」と謂ふ。危ふきこと無くして擅まに事を生ずるは、是れ君を卑しむなり⑪。故に此の二臣は俱に事を生ずるも、『春秋』は是とする有り、非とする有り。其の義然るなり⑫。

【注】

① 「大夫に遂事無し」という傳文は、『公羊傳』の桓公八年、莊公十九年、僖公三十年、襄公二年、十二年に見える。「遂」は続けて行うことをいう。たとえば『春秋』僖公三十年經の「公子遂如京師。遂如晉」の『公羊傳』には、

大夫に遂事無し。此に其の遂と言ふは何ぞや。公、政を爲すを得ざればなり。（大夫無遂事。此其言遂何。公不得爲政爾）

とある。

② 『春秋』莊公十九年經の「秋、公子結勝陳人之婦于鄧。遂及齊侯宋公盟」の『公羊傳』に、

勝とは何ぞや。諸侯、一國に娶らば、則ち二國往きて之に勝し、姪勝を以て従ふ。姪とは何ぞや。兄の子なり。勝とは何ぞや。弟なり。諸侯壹たび九女を聘し、諸侯は再びは娶らず。勝は書せず。此は何を以

て書する。其の遂事有るが爲に書す。大夫に遂事無し。此に其の遂と言ふは何ぞや。聘禮に、大夫は命を受け、辭を受けず。竟を出でて以て社稷を安んじ國家を利す可き者有らば、則ち之を専らにするも可なり。（勝者何。諸侯娶一國、則二國往勝之、以姪勝從。姪者何。兄之子也。勝者何。弟也。諸侯壹聘九女、諸侯不再娶。勝不書。此何以書。爲其有遂事書。大夫無遂事。此其言遂何。聘禮、大夫受命、不受辭。出竟有可以安社稷利國家者、則專之可也）

とある。

③ 晉の士匄は君の命令を受け、軍をひきいて齊に侵攻したが、穀まで行つたところで齊侯（靈公）が崩じたことを聞いて軍を引き返した。『公羊傳』は齊を伐たなかつたことは君命に反するが、進軍中における進退の判断決定は太夫に任され、士匄が喪中の國を伐たなかつたことは礼になつた行爲であるとして、その行爲を是認する。『春秋』襄公十九年經の「晉士匄帥師侵齊。至穀。聞齊侯卒、乃還」の『公羊傳』に、

還とは何ぞや。善辭なり。何をか善とする。其の喪を伐たざるを大とするなり。此は命を君に受けて齊を伐てば、則ち何ぞ其の喪を伐たざるを大とする。大夫は君命を以て出づれば、進退は大夫に在るなり。（還者何。善辭也。何善爾。大其不伐喪也。此受命乎君而伐齊、則何大乎其不伐喪。大夫以君命出、進退在大夫也）

とあり、その何休注に、「禮に、兵は中より外を御さず、事に臨んで宜を制し、敵に當りて師を爲し、唯だ義の在る所のままにす。士匄、齊侯の卒するを聞きて、師を引き去る。恩は孝子の心を動かし、義は諸侯の君を服す。是の後、兵寝すること數年。故に時善の言を起す」という。また同年『左傳』には、

喪を聞きて還るは、禮なり。（聞喪而還、禮也）

とある。蘇輿は、『白虎通』三軍篇の、

大夫兵を將ゐて出で、中より御せざる者は、其の威を盛んにし、士卒をして意を一にし心を繋けしめんと欲するなり。故に但だ軍令を聞き、君命を聞かず。明らかに進退は大夫に在るなり。(大夫將兵出、不從中御者、欲盛其威、使士卒一意繫心也。故但聞軍令、不聞君命。明進退在大夫也)

を引く。

- ④ 『春秋』宣公八年經の「夏、六月、公子遂如齊。至黃乃復」の『公羊傳』に、

其の黃に至りて乃ち復ると言ふは何ぞや。疾有ればなり。何ぞ疾有りて乃ち復ると言はん。讖ればなり。何ぞ讖る。大夫は君命を以て出するに、喪を聞けば徐ろに行きて反らず。(其言至黃乃復何。有疾也。何言乎有疾乃復。讖。何讖爾。大夫以君命出、聞喪徐行而不反)

とあり、その何休注に、「喪を聞くと、父母の喪を聞く。徐ろに行くとは、疾く行くに忍びず。又君當に人をして追ひて之に代らしむべきが爲なり」という。

- ⑤ 本書竹林篇にも、

春秋の道には、固より常有り變有り。變は變に用ひ、常は常に用ふ。各おの其の科に止どまり、相妨ぐるに非ざるなり。(春秋之道、固有常有變。變用於變、常用於常。各止其科、非相妨也)

とある。

- ⑥ 蘇興は、『白虎通』王者不臣篇の、

將率の兵を用ふる者を臣とせず。士衆を重んじ、敵國と爲すなり。國は外より治む可からず、兵は内より御す可からず。其の威を成し、其の令を一にせんと欲す。『春秋』の義、兵に使と稱せざるは、明らかに臣とす可からざるなり。(不臣將率用兵者。重士衆、爲敵國。國不可從外治、兵不可從内御。欲成其威、一其令。春秋之義、兵不稱使、明不

可臣也)

を引き、「進退、大夫に在るは、是れ臣とせざるの義有り」という。

- ⑦ 蘇興は、『白虎通』喪服篇の、

大夫使ひして命を受けて出で、父母の喪を聞くも、君命に非ざれば反らざるは、蓋し君を重んずればなり。故に『春秋傳』に曰く、「大夫は君命を以て出で、喪を聞けば徐ろに行きて反らず」と。(大夫使受命而出、聞父母之喪、非君命不反者、蓋重君也。故春秋傳曰、大夫以君命出、聞喪徐行不反)

を引く。

- ⑧ 「此之謂將得其私知其指」について、各家の校訂が異なる。惠棟『校釋』引は『將』字は衍なり、董天工『春秋繁露箋注』(『校釋』引)は『將』は順なり、蘇興は『將』字疑ふらくは誤りならん、冒廣生『校釋』引は『將』字は上文に涉りて衍す」という。曾宇康『春秋繁露義證補』(『校釋』引)には「此の文、『將』『私』の二字、義最も通じ難し。疑ふらくは『將』は是れ衍文、『私』は應に陳立『公羊義疏』引に従ひて『禮』に作るべし。『禮』は古、『礼』(『説文』示部に見ゆ)に作り、『私』と形近くして誤る。『得其禮』『知其指』は對文にして、並びに韵に叶ふ。『義證』『將』は是れ誤字ならんと疑ふは非なり」という。陶鴻慶『讀諸子札記』には、『將得其私』は、疑ふらくは本、『各得其處』に作るならん。『將』字は上文の『將率用兵』に涉りて誤り、『私』字は上文の『以私妨公』に涉りて誤るなり。上文に『四者各有所處。得其處則皆是也。失其處則皆非也』と云ふ。此の文正に與に相照らせば、『知其指』は下に屬して義を爲す。又上の四事に本づいて之を推言す。『其の指を知る』とは、則ち公子結・公子遂の、事を生ずるに是有り非有るを知るを言ふなり」という。『校釋』は陶説を「是に近し」とするので、ここではひとまず陶鴻慶に従う。

- ⑨ 公子結は魯の大夫。公子結は陳侯の媵(側妻)となる女を送って鄆まで

行つたところで、齊と宋が魯を伐とうとしていることを知り、君の命令と
いつわつて齊宋と会盟し、魯の国難を未然に防いだ。『公羊傳』は「社稷を
安んじ國家を利す可き者有らば、則ち之を専らにするも可なり」といつて、
公子結の独断を是認する。本節注②の莊公十九年『公羊傳』参照。その何
休注に「是れより先、鄆・幽の會は、公皆至らず。公子結、竟を出で、齊
宋深く魯を伐つを謀らんと欲するに遭ふ。故に専ら君命を矯りて之と盟し、
國家の難を除き、百姓の命を全くす。故に善として之を詳録す」という。
⑩ 公子遂は魯の大夫。公子遂は京師に使いに行つたが、勝手に君の命令を
いつわつて晉に聘した。『春秋』僖公三十年經に、

公子遂、京師に如く。遂に晉に如く。(大夫無遂事。此其言遂何。公不
得爲政爾。)

とあり、その『公羊傳』に、

大夫に遂事無し。此に其の遂と言ふは何ぞや。公、政を爲すを得ざる
のみ。(大夫無遂事。此其言遂何。公不得爲政爾)

とある。その何休注には、「時に京師に如かしめられ、横ままに事を生じ、
君命を矯りて晉に聘す。故に其の驕蹇自ら専らにするを疾む。當に之を絶
つべし」という。

⑪ 「蘇興は、『漢書』馮奉世傳の、

議する者以へらく、奉世、使を奉じて指有り。『春秋』の義に遂事亡し。
漢家の法、制を矯ること有るが故に侯たるを得ず。……勝を計れば則
ち奉世、功を邊境の安に爲し、敗を慮れば則ち延壽、禍を國家に爲す
こと深し。其の命に違ひて擅まに事を生ずるは同じきに、延壽は地
を割きて封ぜられ、奉世は獨り録せられず。(議者以奉世奉使有指。春
秋之義亡遂事。漢家之法有矯制、故不得侯。……計勝則奉世爲功於邊
境安、慮敗則延壽爲禍於國家深。其違命而擅生事同、延壽割地封、而
奉世獨不録)

馮奉世、大宛に至り、其の名馬象龍を得て還る。上甚だ説び、下、奉
世を封ぜんことを議す。丞相、將軍皆曰く、『春秋』の義、大夫疆を
出でて、以て國家を安んずる可き有らば、則ち之を顓らにして可なり。
奉世の功效尤も著はる、宜しく爵土の賞を加ふべし」と。少府蕭望之
獨り以へらく、奉世使を奉じて指有るも、擅まに制を矯りて命に
違へ、諸國の兵を發す。功效有りといへども、以て後法と爲す可からず。即
し奉世を封ずれば、後の使ひを奉ずる者の利を開き、奉世を以て比と
爲し、争ひ逐ひて兵を發し、功を萬里の外に要し、國家の爲に事を夷
狄に生ず。漸く長ず可からず。奉世宜しく封を受くべからずと。(馮
奉世至大宛、得其名馬象龍而還。上甚説、下議封奉世。丞相、將軍皆
曰、春秋之義、大夫出疆、有可以安國家、則顓之可也。奉世功效尤著、
宜加爵土之賞。少府蕭望之獨以奉世奉使有指、而擅矯制違命、發諸國
兵。雖有功效、不可以爲後法。即封奉世、開後奉使者利、以奉世爲比、
争逐發兵、要功萬里之外、爲國家生事於夷狄。漸不可長。奉世不宜受
封)

『漢書』終軍傳の、

徐偃、制を矯りて膠東・魯國をして鹽鐵を鼓鑄せしむ。張湯、偃は制
を矯り、大いに法を害すと劾す。偃、以て『春秋』の義、大夫疆を出
でて以て社稷を安んじ萬民を存す可き有らば、之を顓らにするも可な
りと爲す。湯以て其の法を致すも、其の義を詘くる能はず。詔、軍に
下りて状を問ふ有り。軍、偃を詰りて曰く、古は諸侯、國異なり俗分
れ、百里通ぜず、時に聘會の事有り。安危の勢ひ、呼吸に變を成す。
故に辭を受けずして命を造し、己を顓らにするの宜有り。今天下一と
爲り、萬里風を同じくす。故に『春秋』に、王者に外無しと。偃、封
域の中を巡りて、以て疆を出づと稱するは何ぞや。且つ鹽鐵は郡に餘
臧有り。正に二國廢するも、國家以て利害を爲すに足らず。而も社稷

を安んじ萬民を存するを以て詞を爲すは何ぞや。偃、訕に窮して罪に服す。(徐偃矯制、使膠東魯國鼓鑄鹽鐵。張湯劾偃矯制、大害法。偃以爲春秋之義、大夫出疆、有可以安社稷、存萬民、顯之可也。湯以致其法、不能訕其義。有詔下軍問狀。軍詰偃曰、古者諸侯國異俗分、百里不通、時有聘會之事。安危之勢、呼吸成變。故有不受辭造命、顯己之宜。今天下爲一、萬里同風。故春秋、王者無外。偃巡封域之中、稱以出疆何也。且鹽鐵、郡有餘臧。正二國廢、國家不足以爲利害。而以安社稷存萬民爲詞何也。偃窮訕服罪)

を引いて、「案ずるに、兩傳は『春秋』の義を用ふ。魏の鄧艾及び晉の王濬上書して自ら理するに、並びに『春秋』の義の『大夫、疆を出で、由りて專輒有り』を引く」という。

⑫ この節と類似の文が『説苑』奉使篇に見える。参考に資するため、ここに摘録する。

『春秋』の辭に相反する者四有り。既に「大夫に遂事無し。擅^{はし}まに事を生ずるを得ず」と曰ひ、又「境を出でて以て社稷を安んじ國家を利す可き者は、則ち之を専^もらにするも可なり」と曰ふ。既に「大夫、君命を以て出づれば、進退は大夫に在り」と曰ひ、又「君命を以て出で、喪を聞くも徐ろに行きて反らず」と曰ふは何ぞや。曰く、此の四者は各おの其の科に止まり、轉移せず。「擅^{はし}まに事を生ずるを得ず」とは、平生常經を謂ふなり。「之を専^もらにするも可なり」とは、危きを救ひ患を除くを謂ふなり。「進退は大夫に在り」とは、將帥の兵を用ふるを謂ふなり。「徐ろに行きて反らず」とは、出で使いて道に君親の喪を聞くを謂ふなり。公子結、擅^{はし}まに事を生ずるは、『春秋』は非とせずして、以て莊公の危きを救ふと爲す。公子遂、擅^{はし}まに事を生じて、『春秋』は之を譏り、以て僖公に危ふき事無しと爲す。故に君に危ふきこと有りて専^もら救はざる、是れ忠ならざるなり。君に危ふきこ

と無くして擅^{はし}まに事を生ずるは、是れ臣ならざるなり。傳に、『詩』に通詰無し、『易』に通吉無し、『春秋』に通義無し」と曰ふは、此れを之れ謂ふなり。(春秋之辭、有相反者四。既曰大夫無遂事。不得擅生事矣、又曰出境可以安社稷、利國家者、則專之可也。既曰大夫以君命出、進退在大夫矣、又曰以君命出、聞喪徐行而不反、何也。曰、此四者各止其科、不轉移也。不得擅生事者、謂平生常經也。專之可者、謂救危除患也。進退在大夫者、謂將帥用兵也。徐行而不反者、謂出使道聞君親之喪也。公子結擅生事、春秋不非、以爲救莊公危。公子遂擅生事、春秋譏之、以爲僖公無危事也。故君有危而不專救、是不忠。君無危而擅生事、是不臣也。傳曰、詩無通詰、易無通吉、春秋無通義、此之謂也)

【現代語訳】

難者問——『春秋』の法では、「大夫は独断で事を行わない」といい、「国境を出て国外にあるときに、社稷を安んじ國家に利益をもたらすと判断した場合は、臨機応変の措置をとつてもよい」という。さらに「大夫が君の命令を受けて国外に出た場合、進退の判断は大夫にまかされる」といい、さらに「父母の喪を聞いたとしても、ゆるゆると進んで引き返さない」といい、このように「独断で事を行わない」といいながら、「臨機応変の措置をとつてもよい」ともいう。「進退の判断は大夫にまかされる」といいながら、「ゆるゆると進んで引き返さない」ともいう。これは矛盾しているようであるが、どういうことか。

答——この四者はそれぞれ施されるのに妥当な場面がある。施される場面が妥当であればいつも正しく、施される場面が妥当でなければいつも正しくない。『春秋』にはもちろんかわらない義があり、臨機応変の義がある。「独断で事を行わない」とは、平生の何事もない時のことをいう。「臨機応変

の措置をとつてもよい」とは、危難を救い憂患を除く時のことをいう。「進退の判断は大夫にまかされる」とは、將軍が兵を用いる時のことをいう。「ゆるゆると進んで引き返さない」とは、親族の都合（喪）で尊者の仕事（使者）を阻害せず、私事で公務を妨げないことをいう。これらのことを「『春秋』の書き方は」それぞれ施す場面が妥当で、是非の判断が射ている」といえる。だから公子結が君の命令を受けて陳侯の腰（側妻）となる女を鄭まで送っていったが、その道中である事情がおこり（齊と宋が魯を伐とうとする話を聞き）、独断で齊の桓公と盟を結ん（で魯への攻撃を未然に防い）だ。『春秋』は（公子結の行為を）非難せず、魯の莊公の危難を救ったとみなす。公子遂は君の命令を受けて京師に使いに行ったが、その道中である事情がおこり、独断で晉に行つて聘した。『春秋』は（公子遂の行為を）非難して、この時魯の僖公は安泰で危難はなかったとみなす。だから危難があるのに臨機応変の措置でその危難を救わないのを「不忠」というのである。危難がないのに独断で事を行うのは、君を輕視することである。だからこの二人の臣（公子結と公子遂）はいづれも独断で事を行ったが、『春秋』は一方（公子結）は是認し、一方（公子遂）は非難する。なんと義にかなった判断であらう。

四

齊桓挾賢相之能、用大國之資、即位五年、不能致一諸侯。於柯之盟、見其大信、一年而近國之君畢至。鄆幽之會、是也。其後二十年之間亦久矣、尚未能大合諸侯也。至於救邢衛之事、見存亡繼絕之義、而明年遠國之君畢至。貫澤陽穀之會、是也。故曰、親近者不以言、召遠者不以使、此其效也。其後矜功、振而自足、而不修德。故楚人滅弦、而志弗憂、江黃伐陳、而不往救。損人之國、而執其大夫、不救陳之患、而責陳不（納）（離）^①。不復安鄭、而必欲迫之以兵。功未良成、而志已滿矣。故曰、管仲之器小哉、此之謂也。自是

日衰、九國叛矣。

【校記】

- ① 「納」 宋本・『黃氏日鈔』・俞樾などに従い、「離」に改める。

【書き下し文】

齊桓、賢相の能を挾^{さしはさ}み①、大國の資を用ふるも、位に即きて五年、一諸侯も致す能はず。柯の盟に於て、其の大信を見はし②、一年にして近國の君畢く至る。鄆・幽の會③、是れなり。其の後二十年の間亦久しくするも、尚ほ未だ大いに諸侯を合する能はざるなり。邢・衛を救ふ④の事に至りて、存亡繼絶の義を見はし、明年、遠國の君畢く至る。貫澤・陽穀の會⑤、是れなり。故に「近きを親しむ者は言を以てせず、遠きを召す者は使ひを以てせず」⑥と曰ふは、此れ其の效なり。其の後、功を矜^{ほこ}り、振^{ふる}ひて自ら足りて、徳を修めず⑦。故に楚人、弦を滅ぼすも、志憂へず⑧、江・黃、陳を伐つも、往きて救はず⑨。人の國を損^{そと}ひて、其の大夫を執へ、陳の患ひを救はずして、陳の離^{はな}かざるを責む⑩。復た鄭を安んぜずして、必ず之に迫るに兵を以てせんと欲す⑪。功未だ良^{まこと}に成らずして、志已に滿つ⑫。故に「管仲の器小なるかな」⑬と曰ふは、此れを之れ謂ふなり。是れより日に衰へ、九國叛く。

【注】

- ① 「賢相」は管仲のことをいう。齊の桓公は鮑叔牙の推薦により管仲を宰相に登用し、國政をゆだねた。『史記』管晏列傳第二参照。

- ② 齊の桓公は魯の莊公九年に即位したが、莊公十三年の柯の盟までこれといった功績を挙げ得なかった。しかし柯の盟において曹沫に脅迫されて侵地を返還するという約束を守ったことにより、齊の信義を示し、鄆の会においてはじめて霸者に登りつめた。『春秋』莊公十三年傳の「冬、公會齊侯

盟于柯の『公羊傳』に、

何を以て日いはざる。易ければなり。其の易きこと奈何。桓の盟は日
いはず。其の會は致いはず。之を信ずればなり。其の日いはざるは、
何を以て此に始まる。莊公將に桓に會せんとす。曹子進みて曰く、君
の意何如。莊公曰く、寡人の生くるは、則ち死するに若かず。曹子曰
く、然らば則ち君は其の君に當るを請ふ。臣は其の臣に當るを請ふ。
莊公曰く、諾。是に於て桓に會す。莊公壇に升る。曹子劔を手にして
之に従ふ。管子進みて曰く、君何をか求めん。曹子曰く、城壞れて竟
を壓す。君圖らざるか。管子曰く、然らば則ち君將た何をか求めん。
曹子曰く、願はくは汶陽の田を請はん。管子願みて曰く、君許諾せよ。
桓公曰く、諾。曹子盟はんことを請ふ。桓公下り、之と盟ふ。已に盟
す。曹子劔を擽てて之を去る。要盟は犯すべきも、桓公は欺かず。曹
子は讎ゆべきも、桓公は怨みず。桓公の信、天下に著はるるは、柯の
盟より始まる。(何以不日。易也。其易奈何。桓之盟不日。其會不致。
信之也。其不日、何以始乎此。莊公將會乎桓。曹子進曰、君之意何如。
莊公曰、寡人之生、則不若死矣。曹子曰、然則君請當其君。臣請當其
臣。莊公曰、諾。於是會乎桓。莊公升壇。曹子手劔而從之。管子進曰、
君何求乎。曹子曰、城壞壓竟。君不圖與。管子曰、然則君將何求。曹
子曰、願請汶陽之田。管子願曰、君許諾。桓公曰、諾。曹子請盟。桓
公下、與之盟。已盟。曹子擽劔而去之。要盟可犯、而桓公不欺。曹子
可讎、而桓公不怨。桓公之信著乎天下、自柯之盟始焉)

とあり、さらに『史記』齊太公世家にも、

五年、魯を伐つ。魯の將師敗る。魯の莊公、遂邑を獻じて以て平ら
んことを請ふ。桓公許す。魯と柯に會して盟す。魯將に盟せんとす。
曹沫ヒ首を以て桓公を壇上に劫かして、曰く、「魯の侵地を反せ」と。
桓公之を許す。已にして曹沫、ヒ首を去り、北面して臣の位に就く。

桓公後悔し、魯に地を與ふる無くして曹沫を殺さんと欲す。管仲曰く、
「夫れ劫かされて之を許して信に倍きて之を殺すは、愈いよ一快の
み。而るに信を諸侯に棄て、天下の援けを失ふは、不可なり」と。是
に於て遂に曹沫三敗して亡ふ所の地を魯に與ふ。諸侯之を聞き、皆齊
を信じて焉に附かんと欲す。七年、諸侯、桓公に甄に會す。桓公是に
於て始めて霸たり。(五年、伐魯、魯將師敗。魯莊公請獻遂邑以平、桓
公許、與魯會柯而盟。魯將盟、曹沫以ヒ首劫桓公於壇上、曰、反魯之
侵地。桓公許之。已而曹沫去ヒ首、北面就臣位。桓公後悔、欲無與魯
地而殺曹沫。管仲曰、夫劫許之而倍信殺之、愈一小快耳、而棄信於諸
侯、失天下之援、不可。於是遂與曹沫三敗所亡地於魯。諸侯聞之、皆
信齊而欲附焉。七年、諸侯會桓公於甄。而桓公於是始霸焉)

とある。

③ 「鄆幽之會」は、

冬、單伯會齊侯宋公衛侯鄭伯于鄆。(莊公十四年)

十有五年、春、齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯會于鄆。(莊公十五年)

冬、十有二月、公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯滑伯滕子同盟于幽。

(莊公十六年)

の三會を指す。

④ 「邢を救ふ」は、

齊人救邢。(閔公元年)

齊師宋師曹師次于聶北、救邢。(僖公元年)

を指す。僖公元年の『公羊傳』に、

救には次と言はず。此に其の次と言ふは何ぞや。事に及ばざればなり。
事に及ばずとは何ぞや。邢已に亡べり。孰か之を亡ぼす。蓋し狄、之
を滅ぼす。曷爲れぞ狄之を滅ぼすと言はざる。桓公の爲に諱むなり。曷爲
れぞ桓公の爲に諱む。上に天子無く、下に方伯無し。天下の諸侯に相

滅亡する者有り。桓公救ふ能はざれば、則ち桓公之を恥づ。曷爲れぞ先づ次と言ひ、而る後に救と言ふ。君なればなり。君なれば則ち其の師と稱するは何ぞや。諸侯の專封を與さざればなり。曷爲れぞ與さざる。實は與すが文は與さず。文曷爲れぞ與さざる。諸侯の義、專封を得ざればなり。諸侯の義、專封を得ざれば、則ち其の實之を與すと曰ふは何ぞや。上に天子無く、下に方伯無し。天下の諸侯に相滅亡する者有り、力能く之を救へば、則ち之を救ひて可なり。（救不言次。此其言次何。不及事也。不及事者何。邢已亡矣。孰亡之。蓋狄滅之。曷爲不言狄滅之。爲桓公諱也。曷爲爲桓公諱。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。桓公不能救、則桓公恥之。曷爲先言次、而後言救。君也。君則其稱師何。不與諸侯專封也。曷爲不與。實與而文不與。文曷爲不與。諸侯之義、不得專封也。諸侯之義、不得專封、則其曰實與之何。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。力能救之、則救之可也）とある。

「衛を救ふ」は、僖公二年の、二年、春、王の正月、楚丘に城く。（二年、春、王正月、城楚丘）を指す。その『公羊傳』に、孰れに城く。衛に城くなり。曷爲れぞ衛に城くと言はざる。滅べばなり。孰か之を滅ぼす。蓋し狄之を滅ぼす。曷爲れぞ狄之を滅ぼすと言はざる。桓公の爲に諱むなり。曷爲れぞ桓公の爲に諱む。上に天子無く、下に方伯無し。天下の諸侯に相滅亡する者有り。桓公救ふ能はざれば、則ち桓公之を恥づ。然らば則ち孰か之を城く。桓公之を城く。曷爲れぞ桓公之を城くと言はざる。諸侯の專封を與さざればなり。曷爲れぞ與さざる。實は與すが文は與さず。文曷爲れぞ與さざる。諸侯の義、專封を得ざればなり。諸侯の義、專封を得ざれば、則ち其の實之

を與すと曰ふは何ぞや。上に天子無く、下に方伯無し。天下の諸侯に相滅亡する者有り、力能く之を救へば、則ち之を救ひて可なり。（孰城。城衛也。曷爲不言城衛。滅也。孰滅之。蓋狄滅之。曷爲不言狄滅之。爲桓公諱也。曷爲爲桓公諱。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者。桓公不能救、則桓公恥之也。然則孰城之。桓公城之。曷爲不言桓公城之。不與諸侯專封也。曷爲不與。實與而文不與。文曷爲不與。諸侯之義、不得專封。諸侯之義、不得專封、則其曰實與之何。上無天子、下無方伯。天下諸侯有相滅亡者、力能救之、則救之可也）とある。齊の桓公はいったん滅亡した邢や衛を復興し、お家騒動で血統が絶えようとしていた魯のために僖公を立てた。『公羊傳』は桓公を「嘗て繼絶存亡の功有り」（僖公十七年）として称揚する。

⑤ 「貫澤之會」は、僖公二年の、

秋、九月、齊侯宋公江人黃人、貫澤に盟す。（秋、九月、齊侯宋公江人黃人盟于貫澤）

を指す。その『公羊傳』に、

江人黃人とは何ぞや。遠國の辭なり。遠國至れば、則ち中國曷爲れぞ獨り齊宋至ると言ふ。大國は齊宋と言ひ、遠國は江黃と言へば、則ち其餘を以て敢て至らざる莫しと爲すなり。（江人黃人者何。遠國之辭也。遠國至矣。則中國曷爲獨言齊宋至爾。大國言齊宋。遠國言江黃、則以其餘爲莫敢不至也）とある。

「陽穀之會」は、僖公三年の、秋、齊侯宋公江人黃人、陽穀に會す。（秋、齊侯宋公江人黃人會于陽穀）を指す。その『公羊傳』に、

此れ大會なり。曷爲れぞ言ふ未し。桓公曰く、谷を障ぐこと無かれ。粟を貯ふること無かれ。樹子を易ふること無かれ。妾を以て妻と爲す

こと無かれ。(此大會也。曷爲末言爾。桓公曰、無障谷。無貯粟。無易樹子。無以妾爲妻)

とある。

⑥ 蘇輿は、『管子』形勢篇の、

遠きを召す者は使ひ爲す無し、近きを親しむ者は言に事無し。惟だ夜行く者獨り有るなり。(召遠者使無爲焉、親近者言無事焉。惟夜行者獨有也)

を引く。曾宇康『春秋繁露義證補』(『校釋』引)はこれを補い、『文子』精誠篇の、

遠きを召す者は使ひ爲す無し、近きを親しむ者は言に事無し。惟だ夜行く者能く之有り。(召遠者使無爲焉、親近者言無事焉。惟夜行者能有之)

『淮南子』覽冥訓の、

遠きを召す者は使ひ爲す無し、近きを親しむ者は言に事無し。惟だ夜行く者能く之有りと爲す。(召遠者使無爲焉、親近者言無事焉。惟夜行者爲能有之)

を引く。

⑦ 「其後矜功、振而自足、而不修德」は、『春秋』僖公九年經の「九月戊辰、諸侯盟于葵丘」の『公羊傳』の、

桓の盟は日はいはず。此は何を以て日いふ。之を危ぶめばなり。何をか危ぶむ。貫澤の會、桓公、中國を憂ふるの心有り。召さずして至る者は、江人黄人なり。葵丘の會、桓公震ひて之を矜る。叛く者九國。之を震ふとは何ぞや。猶ほ振振然と曰ふがごとし。之を矜るとは何ぞや。猶ほ我に若く莫しと曰ふがごときなり。(桓之盟不日。此何以日。危之也。何危爾。貫澤之會、桓公有憂中國之心。不召而至者、江人黄人也。葵丘之會、桓公震而矜之。叛者九國。震之者何。猶曰振振然。矜之者、

何。猶曰莫若我也)

に基づく。『校釋』はこの傳によつて「其後振而矜功、自足而不修德」に改めるが、ここではひとまず元のままとする。

齊の桓公の変化について、『鹽鐵論』世務篇には、

文學曰く、昔、齊の桓公、内、百姓を附し、外、諸侯を綏んじ、亡を存し絶を接ぎて、天下風に從ふ。其の後德虧き行ひ衰ふ。葵丘の會、振ひて之を矜るも、叛く者九國。『春秋』其の德を崇ばずして力を崇ぶを刺るなり。故に德に任ずれば、則ち強楚も服するを告げ、遠國は召さずして自ら至る。力に任ずれば、則ち近き者も親しまず、小國附さず。此れ其の效なり。(文學曰、昔齊桓公内附百姓、外綏諸侯、存亡接絶、而天下從風。其後德虧行衰。葵丘之會、振而矜之、叛者九國。春秋刺其不崇德而崇力也。故任德、則強楚告服、遠國不召而自至。任力、則近者不親、小國不附。此其效也)

という。

⑧ 「楚人滅弦」は、『春秋』僖公五年經の「楚人滅弦。弦子奔黄」を指す。その『左傳』には、

楚の鬬穀於菟、弦を滅ぼす。弦子、黄に奔る。是に於て江、黄、道、柏、方めて齊に睦ぶ。皆弦の姻なり。弦子之を待みて楚に事へず、又備を設けず。故に亡ぶ。(楚鬬穀於菟滅弦。弦子奔黄。於是江黄道柏、方睦於齊。皆弦姻也。弦子待之而不事楚、又不設備。故亡)とあり、齊は弦と婚姻關係にありながら、楚が弦を滅ぼした時には救援に赴かなかつたのである。

⑨ 「春秋」僖公四年經に、

秋、江人黄人と陳を伐つ。(秋、及江人黄人伐陳)とあるのを指す。

⑩ 「人之國」は陳を指す。齊の桓公は僖公四年春に蔡に侵攻し、陳に道を

かりて楚に攻め込んだ。齊軍は道々狼藉をはたらいたので、陳はその帰途に齊軍が自領を通過してほしくなかった。そこで轅濤塗は、帰りは海浜にそつて東に進み、東夷を討つように勧め、齊軍が自領を通過するのを回避させたが、齊軍は道を誤つて沛澤の中に陥つてしまった。そこで桓公は怒つて轅濤塗を捕えたのである。しかし轅濤塗を責めるのは見当違いで、「齊の師が正しくなかった」からであると『公羊傳』は非難する。『春秋』僖公四年經の「齊人執陳袁濤塗」の『公羊傳』に、

濤塗の罪は何ぞや。軍を辟くるの道なり。其の軍を辟くるの道は奈何。

濤塗、桓公に謂ひて曰く、君既に南夷を服せり。何ぞ師を還して海に濱して東し、東夷を服し、且つ歸らざらん。桓公曰く、諾。是に於て師を還し、海に濱して東し、大いに沛澤の中に陥る。顧みて濤塗を執ふ。執には曷爲れぞ或いは侯と稱し、或いは人と稱する。侯と稱して執ふるは、伯討なり。人と稱して執ふるは、伯討に非ざるなり。此は有罪を執ふるに、何を以て伯討と爲すを得ざらん。古は、周公東征すれば則ち西國怨み、西征すれば則ち東國怨む。桓公、塗を陳に假りて楚を伐つに、則ち陳人、其の反りに己に由るを欲せざるは、師正しからざるが故なり。其の師を脩めずして濤塗を執ふ。古人の討は、則ち然らざるなり。(濤塗之罪何。辟軍之道也。其辟軍之道奈何。濤塗謂桓公曰、君既服南夷矣。何不還師濱海而東、服東夷、且歸。桓公曰、諾。於是還師、濱海而東、大陷于沛澤之中。顧而執濤塗。執者曷爲或稱侯、或稱人。稱侯而執者、伯討也。稱人而執者、非伯討也。此執有罪、何以不得爲伯討。古者、周公東征則西國怨、西征則東國怨。桓公假塗于陳而伐楚、則陳人不欲其反由己者、師不正故也。不脩其師而執濤塗。古人之討、則不然也)

とある。ただ『左傳』には、

陳の轅濤塗、鄭の申侯に謂ひて曰く、師、陳鄭の間を出ずれば、國必

ず甚だ病む。若し東方に出でて、兵を東夷に觀、海に循ひて歸るは、其れ可ならんや。申侯曰く、善し。濤塗以て齊侯に告ぐ。之を許す。申侯見へて曰く、師老いたり。若し東方に出でて敵に遇へば、用ふ可からざるを懼るるなり。若し陳鄭の間に出づれば、其の資糧扉屨を共にす、其れ可ならんや。齊侯説び、之に虎牢を與へ、轅濤塗を執ふ。(陳轅濤塗謂鄭申侯曰、師出於陳、鄭之間、國必甚病。若出於東方、觀兵於東夷、循海而歸、其可也。申侯曰、善。濤塗以告齊侯、許之。申侯見曰、師老矣。若出於東方而遇敵、懼不可用也。若出於陳、鄭之間、共其資糧扉屨、其可也。齊侯説、與之虎牢、執轅濤塗)

とあり、鄭の申侯の裏切りにより捕えられたとする。

「納」字について、義證本は、盧文弨に従ひ、「納」に作るが、俞樾は、「謹しんで按ずるに、『周易』否九四の『疇離祉』の九家注に「離は附なり」と曰ふ。『賁陳不離』は『賁陳不附』なり。本或いは「納」に作るは、乃ち其の義を得ずして妄りに之を改む」といい、曾宇康『春秋繁露義證補』は「時に陳は尚ほ楚に従ひ、自ら齊に附かず。俞説是なり」といい、俞樾を支持する。

⑪ 『春秋』僖公六年經に、

夏、公、齊侯宋公陳侯衛侯曹伯に會して鄭を伐ち、新城を圍む。(夏、公會齊侯宋公陳侯衛侯曹伯伐鄭、圍新城)

とあり、その『公羊傳』に、

邑には圍と言はず。此に其の圍と言ふは何ぞや。疆なればなり。(邑不言圍。此其言圍何。疆也)

という。その何休注に、「桓公、霸を行ひ、疆ひて義無きを惡むなり。鄭背叛するは、本、桓公、陳を過ぐるに道を以てせざるに由る。理當に先づ文徳を修めて以て之を求むべきも、便ち之を伐つ。疆は疏を附する所以に非ず」という。

⑫ 「良」字について、蘇輿は語助と解し、「功未だ良に成らずして、志已に滿つ」と読む。張之純『春秋繁露評注』（『校釋』引）は「善」と解し、「功未だ良成ならずして、志已に滿つ」と読む。『校釋』は「能」と解し、「功未だ成る良はずして、志已に滿つ」と読む。

⑬ この語は『論語』八佾篇に見える。蘇輿は、『新序』樸事篇の、

桓公の管仲を用ふるは則ち小なり。故に霸に至るも以て王たる能はず。

故に孔子、「小なるかな管仲の器」と曰ふ。蓋し其の桓公に遇ふを善みするも、其の以て王たる能はざるを惜しむなり。（桓公用管仲則小也。故至於霸而不能以王。故孔子曰、小哉管仲之器。蓋善其遇桓公、惜其不能以王也）

を引いて、「案ずるに、本書王道篇は、齊の天下に王たらんと欲するを以て譏りと爲し、劉（向）の義と異なる。孔子未だ嘗て齊を王たらしむるを以て管仲に期せず。董の義、『論語』を釋するに優れりと爲す」という。

【現代語訳】

齊の桓公は、有能な宰相（管仲）に補佐され、齊という大国の資力をもちながら、即位して五年、ひとりの諸侯も招きよせることができなかった。柯の会盟において信義に厚いことを示すことにより、一年のうちに近隣の君がことごとくやつてきた。鄭と幽の会盟がそれである。その後二十年という長い年月が経過したが、諸侯を糾合することができなかった。邢と衛を救援する際に、存亡継絶の大義を示したので、その翌年、遠国の君がことごとくやつてきた。貫澤・陽穀の会盟がそれである。だから「近隣のものを親しく招くには言葉が必要とせず、遠国のものを招くには使者が必要としない」というのは、この桓公の場合がそのはつきりした例である。その後、（桓公は）自分の功績をほこり、高慢で自己満足して徳を修めなかった。だから楚人が弦を滅ぼしてもそれを心配する気持ちもなく、江と黄が陳を伐つても救援にむ

かおうとはしなかった。（それだけではなく）他人の国（陳）に損害を与え、大夫（袁濤塗）をとらえ、陳の患難を救援せず、陳が齊に協力しなかったことを責めた。さらに鄭を安定させることもせず、反対に軍を派遣して強迫しようとした。（覇者としての）功績はまったく成しとげてはいないのに、気持ちはずでに満足していたのである。だから「管仲の器はなんと小さいことか」というのは、このことをいっているのである。これ以後、（齊の桓公の威勢は）日に日に衰えてゆき、（葵丘の会では）九国が離叛した。

五

春秋之聽獄也、必本其事、而原其志。志邪者不待成。首惡者罪特重。本直者其論輕。是故逢丑父當斬、而轅濤塗不宜執。魯季子（追）（逸）①慶父、而吳季子釋闔廬。此四者、罪同異論、其本殊也。俱欺三軍、或死或不死。俱弑君、或誅或不誅。聽訟折獄、可無審耶。故折獄而是也、理益明、教益行。折獄而非也、闇理迷衆、與教相妨。教、政之本也。獄、政之末也。其事異域、其用一也。不可（不以）（以不）②相順。故君子重之也。

【校記】

① 「追」 陶鴻慶に従い、「逸」に改める。

② 「不可不以相順」 紀昀・惠棟に従い、「不可以不相順」に改める。

【書き下し文】

『春秋』の獄を聴くや、必ず其の事に本づきて、其の志を原ぬ①。志邪なる者は成るを待たず。首惡なる者は罪特に重し②。本直なる者は其の論輕し③。是の故に逢丑父は斬に當り④、轅濤塗は宜しく執ふべからず⑤。魯の季子は慶父を逸し⑥、吳の季子は闔廬を釋す⑦。此の四者、罪同じくして論を

異にするは、其の本殊なればなり。俱に三軍を欺くも、或いは死し或いは死せず⑧。俱に君を弑するも、或いは誅せられ或いは誅せられず⑨。訟を聽き獄を折むること、審らかにすること無かる可けんや。故に獄を折めて是ならば、理益ます明らかに、教へ益ます行はる。獄を折めて非ならば、理を聞くし衆を迷はし、教へに與いて相妨ぐ⑩。教へは政の本なり。獄は政の末なり。其の事、域を異にするも、其の用は一なり。以て相順はざる可からず。故に君子は之を重んずるなり⑪。

【注】

① 『春秋』の罪の裁き方は、事の委曲をはつきりさせ、その意思の善惡をみきわめ、その善惡によつて罪を決定する。いわゆる「原心定罪」（心を原ねて罪を定む）である。蘇輿は「事の委曲未だ悉さざれば、則ち志は得て見る可からず。故に『春秋』は志を貴び、必ず先づ事に本づく」といい、『漢書』薛宣傳の、

『春秋』の義、意惡なれば、功遂ぐるも、誅を免れず。（春秋之義、意惡功遂、不免於誅）

『春秋』の義、心を原ねて罪を定む。（春秋之義、原心定罪）を引く。

② 僖公二年の場合は、晉が虞に賄賂をおくつて道を借り、夏陽を滅ぼしたが、『春秋』はこれを「虞師晉師滅夏陽」と記録した。「虞師」を「晉師」の上に置くことにより、実際に夏陽を滅ぼした晉より、賄賂を受け取つて道を貸した虞のほうが罪が重いことを示している。蘇輿は、「此れ即ち後世の、首従を分つの律なり」といい、『春秋』僖公二年經の「虞師晉師滅夏陽」の『公羊傳』の、

虞は微國なり。曷爲れぞ大國の上に序す。虞をして首惡とせしむればなり。曷爲れぞ虞をして首惡とせしむ。虞、賂を受け、國を滅ぼす者

に道を假し、以て亡を取る。（虞、微國也。曷爲序乎大國之上。使虞首惡也。曷爲使虞首惡。虞受賂、假滅國者道、以取亡焉。）

『鹽鐵論』疾貪篇の、

『春秋』の刺譏は、庶人に及ばず、其の率を責むるなり。（春秋刺譏、不及庶人、責其率也）

同周秦篇の、

惡を惡むこと其の人に止まり、始めを疾みて首惡を誅するを聞くも、未だ什伍の相坐するを聞かず。（聞惡惡止其人、疾始而誅首惡、未聞什伍之相坐）

『漢書』孫寶傳の、

『春秋』の義、首惡を誅するのみ。（春秋之義、誅首惡而已）

『後漢書』梁商傳の、

商上疏して曰く、『春秋』の義、功は元帥に在り、罪は首惡に止まる。

（商上疏曰、春秋之義、功在元帥、罪止首惡）

『潜夫論』斷訟篇の、

『春秋』の義、知を責め率を誅す。（春秋之義、責知誅率）

を引く。

③ 蘇輿は、隱公元年何休注の、

及暨を擧ぐるは、當に意の善惡に隨ひて之を原ぬるを明らかにす。之を欲する者は、善重く惡深し。已むを得ざる者は、善輕く惡淺し。心を原ねて罪を定むる所以なり。（舉及暨者、明當隨意善惡而原之。欲之者、善重惡深。不得已者、善輕惡淺。所以原心定罪）

『鹽鐵論』刑德篇の、

法は人情に緣りて制す。罪を設けて以て人を陷るるに非ざるなり。故に『春秋』の獄を治むるや、心を論じて罪を定む。志善にして法に違ふ者は免れ、志惡にして法に合する者は誅す。（法者緣人情而制。非設

罪以陷人也。故春秋之治獄、論心定罪。志善而違於法者免、志惡而合於法者誅。

を引く。

④ 逢丑父の事は成公二年『公羊傳』に見える。逢丑父は頃公と似ていたもので、馬車の位置を入れ替わって頃公を逃がした。その結果、三軍を欺いたとして斬刑に処せられた。

逢丑父は、頃公の車右なり。面目、頃公と相似たり。衣服、頃公と相似たり。頃公に代りて左に當る。頃公をして飲を取らしむ。頃公飲を操りて至る。曰く、革めて清なる者を取れ。頃公是を用て佚して反らず。逢丑父曰く、吾は社稷の神靈に頼る。吾が君已に免れたり。卻克曰く、三軍を欺く者、其の法奈何。曰く、断を法とす。是に於て逢丑父を断す。(逢丑父者、頃公之車右也。面目與頃公相似。衣服與頃公相似。代頃公當左。使頃公取飲。頃公操飲而至。曰、革取清者。頃公用是佚而不反。逢丑父曰、吾頼社稷之神靈。吾君已免矣。卻克曰、欺三軍者、其法奈何。曰、法断。於是断逢丑父)

⑤ 輶濤塗の事は、僖公四年『公羊傳』に見える。本篇第五節注⑥参照。

⑥ 魯の公子慶父は莊公三十二年七月に公子牙、十月に子般を殺し、閔公二年八月に閔公を弑し、莒に出奔した。季子(公子季友)は追跡したが、ゆつくり追いかけて逃がした。閔公二年「秋、八月辛丑、公薨」の『公羊傳』に、

公薨するに、何を以て地いはず。之を隠めばなり。何をか隠む。弑なればなり。孰か之を弑す。慶父なり。公子牙を殺すは、今將にせんとするも、季子は免れず。慶父、二君を弑す。何を以て誅されざる。將にせんとして免れざるは悪を遇むればなり。既にして及ぶ可からず、緩く追ひて賊を逸するは、親親の道なり。(公薨、何以不地。隠之也。何隠爾。弑也。孰弑之。慶父也。殺公子牙、今將爾、季子不免。慶父弑

二君。何以不誅。將而不免、過惡也。既而不可及、緩追逸賊、親親之道也)

とある。莒に出奔した慶父は莒への入国を拒否され、齊にも受け入れられなかった。そこで公子奚斯を魯にやって許しを請うたが、季子に拒絶され、自縊した。僖公元年『公羊傳』に、

公子慶父、閔公を弑し、走げて莒に之く。莒人之を逐ふ。將に齊に由らんとす。齊人納れず。却き反りて汶水の上に舍す。公子奚斯をして入りて請はしむ。季子曰く、公子は以て入る可からず。入れば則ち殺せり。奚斯、慶父に反命するに忍びず。南蒯より、北面して哭す。慶父之を聞きて曰く、嘻、此れ奚斯の聲なり。諾已。曰く、吾れ入るを得ず。是に於て輶を抗げて經して死す。(公子慶父弑閔公。走而之莒。莒人逐之。將由平齊。齊人不納。却反舍于汶水之上。使公子奚斯入請。季子曰、公子不可以入。入則殺矣。奚斯不忍反命于慶父。自南蒯、北面而哭。慶父聞之曰、嘻。此奚斯之聲也。諾已。曰、吾不得入矣。於是抗輶經而死)

とある。蘇輿は、『漢書』鄒陽傳の、

公子慶父、僕人をして子般を殺さしむ。獄に歸する所有り。季子、其の情を探らずして誅す。慶父親ら閔公を殺し、季子緩かに追ひ賊を免す。『春秋』以て親親の道と爲すなり。(公子慶父使僕人殺子般。獄有所歸。季子不探其情而誅焉。慶父親殺閔公、季子緩追免賊。春秋以爲親親之道也)

『鹽鐵論』周秦篇の、

首匿相坐の法立ちてより、骨肉の恩廢れて刑罪多し。父母の子に於ける、罪有りとも猶ほ之を匿す、豈に罪に服するを欲せざらんや(當に「罪に服するを欲せざるが若く然り」に作るべし)。子は父の爲に隠し、父は子の爲に隠すを聞くも、未だ父子の相坐するを聞かざるなり。

兄弟緩く追ひて以て賊を免ずを聞くも、未だ兄弟の相坐するを聞かず。
 (自首匿相坐之法立、骨肉之恩廢而刑罪多。聞父母之於子、雖有罪猶匿之、豈不欲服罪爾(當作若不欲服罪然)。子爲父隱、父爲子隱、未聞父子之相坐也。聞兄弟緩追以免賊、未聞兄弟之相坐)を引いて、「並びに『公羊』の義を用ふ」という。

⑦ 季子は呉の季札で、王僚を弑した闔廬をゆるし、自身は延陵に去り、二度と呉にはもどらなかった。『春秋』襄公二十九年經の「吳子使札來聘」の『公羊傳』に、

呉に君無し大夫無し。此は何を以て君有り大夫有り。季子を賢とすればなり。何ぞ季子を賢とする。國を讓ればなり。其の國を讓ること奈何。謁や、餘祭や、夷昧や、季子と同母なる者四。季子弱にして才あり。兄弟皆之を愛し、同じく之を立てて以て君と爲さんと欲す。謁曰く、今是の若く迄にして季子に國を與ふるも、季子は猶ほ受けず。請ふ、子に與ふること無きして弟に與へ、弟兄迭いに君と爲りて、國を季子に致さん。皆曰く、諾。故に諸もの君と爲る者は、皆死を輕んじて勇と爲し、飲食必ず祝して曰く、天苟しくも呉國を有すれば、尚ほ速かに予が身に悔ひ有らん。故に謁死すれば、餘祭立ち、餘祭死すれば、夷昧立つ。夷昧死すれば、則ち國宜しく季子に之くべき者なり。季子使ひして亡し。僚は長庶なり。之に即く。季子使して反る。至りて之を君とす。闔廬曰く、先君の子に國を與へずして弟に與ふる所以の者は、凡そ季子の爲の故なり。將に先君の命に従はんとすれば、則ち國は宜しく季子に之くべき者なり。如し先君の命に従はざれば、則ち我れ宜しく立つべき者なり。僚惡んぞ君と爲るを得んや。是に於て專諸をして僚を刺さしめ、國を季子に致す。季子受けず。曰く、爾、吾が君を弑す。吾れ爾より國を受くれば、是れ吾れ爾と篡を爲すなり。爾、吾が兄を殺す。吾又爾を殺さば、是れ父子兄弟相殺す。終身已む

無きなり。去りて延陵に之き、終身呉國に入らず。(吳無君無大夫。此何以有君有大夫。賢季子也。何賢乎季子。讓國也。其讓國奈何。謁也、餘祭也、夷昧也、與季子同母者四。季子弱而才。兄弟皆愛之、同欲立之以爲君。謁曰、今若是迄而與季子國、季子猶不受也。請無與子而與弟、弟兄迭爲君、而致國乎季子。皆曰、諾。故諸爲君者、皆輕死爲勇。飲食必祝曰、天苟有呉國。尚速有悔於予身。故謁也死。餘祭也立。餘祭也死。夷昧也立。夷昧也死。則國宜之季子者也。季子使而亡焉。僚者長庶也。即之。季子使而反。至。而君之爾。闔廬曰、先君之所以不與子國、而與弟者、凡爲季子故也。將從先君之命與、則國宜之季子者也。如不從先君之命與、則我宜立者也。僚惡得爲君乎。於是使專諸刺僚、而致國乎季子。季子不受。曰、爾弑吾君。吾受爾國、是吾與爾爲篡也。爾殺吾兄。吾又殺爾、是父子兄弟相殺。終身無已也。去之延陵、終身不入呉國)という。

⑧ 逢丑父は晉の三軍を欺き、轅濤塗は齊の三軍を欺いたが、逢丑父は斬殺され、轅濤塗は執えられただけであることをいう。

⑨ 公子慶父は子般、閔公の二君を弑し、闔廬は王僚を弑した。しかし慶父は自縊し、闔廬は釈されたことをいう。

⑩ 蘇興は、「折獄の是非は政教に關す。故に國を治むる者は言を慎み律を改む」という。

⑪ 蘇興は、「獄と教へは相輔けて用を爲す。教へは禮を崇ぶを號して、獄は姦を容るるに務む。是れ相反す」といい、『管子』樞言篇の、

法は禮より出で、禮は治より出づ。(法出於禮、禮出於治)

『史記』太史公自序の、

夫れ禮は未然の前に禁じ、法は已然の後に施す。法の用を爲す所の者は見易くして、禮の禁を爲す所の者は知り難し。(夫禮禁未然之前、法

施已然之後。法之所爲用者易見、而禮之所爲禁者難知)

を引いて、「君子、其の見易きを以ての故に、尤も之を重んず」という。

【現代語訳】

『春秋』の罪の裁き方は、かならず(あらわれた)事実にもとづいて、(かくれている)意志の善悪をみきわめ、その善悪によつて罪を判断する。意志が邪悪なものは、実際に行爲が行われたかどうかに関係なく罰する。行爲の首謀者は罪が特に重く、もともと正し(く悪意のな)いものは罪が軽い。だから逢丑父は斬刑に相当し、轅濤塗はとらえられるべきではなかった。魯の季子(公子友)は(君を殺した)慶父をゆつくり追いかけてにがし(たが、結局自縊におこみ)、呉の季子(公子札)は(君を殺した)闔廬をゆるした。この四者(逢丑父と轅濤塗、慶父と闔廬)は犯した罪としては同じなのに処罰が異なっているのは、それぞれの(行爲の)根本が異なっていたからである。(逢丑父と轅濤塗は)いづれも三軍をあざむいたのに、一方(逢丑父)は死罪となり、一方(轅濤塗)は死罪とならなかった。(慶父と闔廬は)いづれも君を弑したのに、一方(慶父)は誅殺され、一方(闔廬)は誅殺されなかった。訴訟を聞いたり罪を裁いたりするのは、(その意志の善悪を)はつきりみきわめて判断しなければならない。だから罪の裁きが妥当であれば、道理はますます明らかとなり、教化はますますゆきわたる。罪の裁きが妥当でなければ、道理がおおわれ、衆人を惑わし、教化に対する妨げとなる。教化は政治の根本に位置するものであり、罪の裁きは政治の末端に位置するものである。教化と裁きは領域は異なるが、その働きは同じであり、相補わなければならない。だから君子は強化と裁きを重視するのである。

六

難晉事者曰、春秋之法、未踰年之君稱子。蓋人心之正也。至里克殺奚齊、避此正辭、而稱君之子、何也。

曰、所聞詩無達詁、易無達占、春秋無達辭。從變從義、而一以奉人。仁人録其同姓之禍、固宜異操。晉、春秋之同姓也。驪姫一謀、而三君死之。天下之所共痛也。本其所爲、爲之者、蔽於(所)①欲、得位而不見其難也。春秋疾其所蔽。故去其正辭、徒言君之子而已。若謂奚齊曰、嘻嘻、爲大國君之子、富貴足矣。何必以兄之位、爲欲居之、以至此乎云爾。録所痛之辭也。故痛之中有痛。無罪而受其死者、申生奚齊卓子是也。惡之中有惡(者)②。己立之、己殺之、不得如他臣之弑君者、齊公子商人是也。故晉禍痛、而齊禍重。春秋傷痛而敦重。是以奪晉子繼位之辭、與齊子成君之號、詳見之也。

【校記】

- ① 「所」 劉師培に従い、衍字とみなして削除する。
- ② 「者」 蘇輿に従い、衍字とみなして削除する。

【書き下し文】

晉の事を難ずる者曰く、『春秋』の法、未だ年を踰へざるの君は「子」と稱す①。蓋し人心の正ならん。里克、奚齊を殺すに至りては、此の正辭を避けて、「君の子」と稱する②は何ぞや。

曰く、聞く所、『詩』に達詁無し、『易』に達占無し、『春秋』に達辭無し③と。變に従ひ義に従ひ、一以て人を奉ず④。仁人⑤、其の同姓の禍を録するに、固より宜しく操を異にすべし。晉は『春秋』の同姓なり⑥。驪姫一たび謀りて、三君之に死す⑦。天下の共に痛む所なり。其の爲す所を本ぬるに、之を爲す者は、欲に蔽はれ、位を得て其の難を見ざるなり。『春秋』は其の蔽はるる所を疾む。故に其の正辭を去り、徒だ「君の子」と言ふのみ。奚齊に謂ひて、「嘻嘻、大國の君の子と爲りて、富貴足れり。何ぞ必ず兄の位を以て、

之に居らんと欲して以て此に至るを爲すか」と曰ふが若きのみ。痛む所の辭を録するなり。故に痛の中に痛有り。罪無くして其の死を受くる者、申生・奚齊・卓子は是れなり。惡の中に惡有り。己之を立て、己之を殺し、他臣の、君を弑するが如くするを得ざる者、齊の公子商人⑧是れなり。故に晉の禍は痛ましくて、齊の禍は重し。『春秋』は痛ましきを傷みて重きを敦くす。是を以て晉子に繼位の辭を奪ひ⑨、齊子に成君の號を與へ⑩、詳らかに之を見すなり。

【注】

① 先君が崩しても、その年の内には即位せず、年を踰えてから即位する。これを「踰年即位」という。「未だ年を踰へざるの君」は、先君がなくなつてまだ年を踰えていない君のことをいう。

『春秋』莊公三十二年經の「冬、十月乙未、子般卒」の『公羊傳』に、子卒するには子卒すと云ふ。此に其の子般卒すと稱するは何ぞや。君存すれば世子と稱し、君薨すれば子某と稱し、既に葬むれば子と稱し、年を踰へれば公と稱す。（子卒云子卒。此其稱子般卒何。君存稱世子、君薨稱子某、既葬稱子、踰年稱公）とある。

② 『春秋』僖公九年經に「冬、晉里克弑其君之子奚齊」とあるのを指す。奚齊は晉の獻公の子であり、僖公九年九月の獻公の卒をうけて即位したが、同年冬に大夫の里克に弑された。『春秋』の書き方によれば、奚齊はまだ年を踰えていないので、「晉里克弑子」あるいは「晉里克弑子奚齊」と書くべきであるのに、「君之子」とあるのはなぜかと問うたのである。『公羊傳』には、

此れ未だ年を踰へざるの君なり。其の其の君の子奚齊を弑すと言ふは何ぞや。未だ年を踰へざるの君を殺すの號なり。（此未踰年之君。其言

弑其君之子奚齊何。殺未踰年君之號也）

とある。『白虎通』封公侯篇に、

『春秋』の太子を弑するや、罪、君を弑すると同じ。『春秋』に其君の子奚齊を弑すと曰ふは、君を弑すると同じきなり。（春秋之弑太子、罪與弑君同。春秋曰弑其君之子奚齊、與弑君同也）

とある。

③ 蘇輿は、『春秋』は辭に即きて以て例を見はす。達辭無しとは、猶ほ達例無しと言ふがごときなり」という。「詩無達詁、易無達占、春秋無達辭」は諸書に引用されているが、字句に違いがある。凌曙によれば、『詩汎麻樞』には「詩無達詁、易無達言、春秋無達辭」、「說苑」奉使篇引の傳曰には「詩無通故、易無通吉、春秋無通義」、「困學紀聞」引には「易無達吉、詩無達詁、春秋無達例」とある。本書竹林篇にも、

春秋に通辭無し。變に従ひて移る。（春秋無通辭。從變而移）とある。

④ 「人」字について、盧文弨は、「疑ふらくは當に『奉天』に作るべし」といい、蘇輿は、「案ずるに、凌本には『人』字無く、下の『仁人』に連ねて一句と爲すは非なり。本書、『奉天』と言ふこと屢しばなり。楚莊王篇に『奉天而法古』と云ひ、竹林篇に『上奉天施』と云ふは、皆是れなり。蓋し事若し貫く可くんば、義を以て其の歸を一にす。例の拘し難き所は變を以て其の滯るを通ず。兩者兼ね従ひて、一に天を奉ずるを以て主と爲す。『春秋』は道を體し性を盡すの書と爲す所以なり。胡安國、『正例は聖人に非ざれば能く立つる莫し、變例は聖人に非ざれば能く裁する莫し。正例は天地の常經、變例は古今の通誼なり。惟だ理を窮め義を精にし、例中に于て法を見はすのみ。例外に類を通ずる者は、斯ち之を得ん」と云ふ」といい、「天」の誤りだとする。しかし惠棟（『校釋』引）は「人」字は衍なり、董天工『春秋繁露箋注』（『校釋』引）は「人仁」は即ち下の賢臣なり、張之純

『春秋繁露評注』（『校釋』引）は「原注は當に『法天』に作るべしと疑ふ。此の説陋なり。案ずるに『國語』の『饒舞以奉』の注に『藉なり』とあり。此の『奉』字も亦當に『藉』に訓ずべし。其の人に因りて之を變更するなり、劉師培は「案ずるに『奉人』は疑ふらくは『奉仁』の訛ならん。下に『仁人』と云ふは、此の『仁』字を蒙りて言ふ」という。『校釋』は「本書王道通三篇に『事功無已、終而復始。凡舉歸之以奉人』とあり。本書に『奉天』の説有り、亦『奉人』の文有り。未だ擅まに改む可からず。『達』は通なり。意謂ふに、經書は語言相同じも、含義未だ必ずしも同じからず。變に従ひ義に従ふは、人に因りて異なる。改めて『奉天』と爲すは、意通ず可からず」と反論する。いづれの説も確証がないので、とりあえず「人」のままにしておく。

⑤ 「仁人」について、蘇輿は王道通三篇の「仁の美は天に在り、天仁なり」（仁之美者在於天、天仁也）を引いて、「故に天を奉ずる者、之を仁人と謂ふ」という。

⑥ 『史記』晋世家によれば、唐叔虞は周の武王の子、成王の弟であり、周公の甥にあたる。周公は魯に封ぜられ、叔虞は唐に封ぜられた。姓は魯と同じく姬姓である。叔虞の子の變は国号を晉に改めたので晋侯といった。『春秋』は魯国を中心とした年代記なので、ここでは魯を指す。

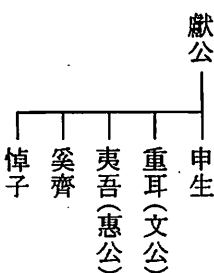
⑦ 驪姫は晉の獻公の配で、奚齊を産む。「三君」は申生・奚齊・卓子を指す。驪姫は自分の子である奚齊を立てようとして画策し、太子である申生を自殺に追いこんだ。その弟である重耳（のちの文公）と夷吾（のちの惠公）はそれを聞いて、それぞれ蒲と屈に出奔した。獻公の死後、里克は奚齊と卓子を殺し、秦の後盾を得ていた夷吾を晉に連れて晋君とした。『公羊傳』僖公十年に、

奚齊・卓子は、驪姫の子なり。荀息焉に傳たり。驪姫は國色なり。獻公之を愛すること甚し。其の子を立てんと欲す。是に於て世子申生を

殺す。申生は、里克之に傳たり。獻公病ありて將に死せんとするに、荀息に謂ひて曰く、士何如すれば則ち之を信と謂ふ可し。荀息對へて曰く、死者をして反生せしむるも、生者は其の言に愧ぢざれば、則ち信と謂ふ可し。獻公死し、奚齊立つ。里克、荀息に謂ひて曰く、君正を殺して不正を立て、長を廢して幼を立つ。之を如何せん。願はくは子と之を慮ばからん。荀息曰く、君嘗て臣に訊ぬ。臣對へて曰く、死者をして反生せしむるも、生者は其の言に愧ぢざれば、則ち信と謂ふ可し。里克、其の與に謀る可からざるを知り、退きて奚齊を弑す。荀息、卓子を立つ。里克、卓子を弑す。荀息之に死す。荀息、其の言を食すと謂ふ可し。（奚齊卓子者、驪姫之子也。荀息傳焉。驪姫者國色也。獻公愛之甚。欲立其子。於是殺世子申生。申生者、里克傳之。獻公病將死。謂荀息曰、士何如則可謂之信矣。荀息對曰、使死者反生、生者不愧乎其言、則可謂信矣。獻公死、奚齊立。里克謂荀息曰、君殺正而立不正、廢長而立幼。如之何。願與子慮之。荀息曰、君嘗訊臣矣。臣對曰、使死者反生。生者不愧乎其言。則可謂信矣。里克知其不可與謀、退弑奚齊。荀息立卓子。里克弑卓子。荀息死之。荀息可謂不食其言矣）

とある。

関連する晉の世系は次の通り。

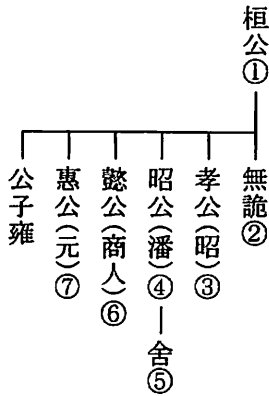


⑧ 齊の公子商人は齊の桓公の子で、昭公の弟である。桓公の死後、無詭・孝公・昭公という順に位に即き、昭公の死後、その子の舎が立ったが、叔

父である商人は舍を弑して自ら立った。これが懿公である。『春秋』文公十四年經の「齊公子商人弑其君舍」の『公羊傳』に、

此れ未だ年を踰へざるの君なり。其の、其の君舍を弑すと言ふは何ぞや。己之^こを立て、己之^こを殺し、死者を成して生者を賤しむなり。（此未踰年之君也。其言弑其君舍何。己立之、己殺之、成死者而賤生者也）という。

関連する齊の世系は次の通り。



⑨ 「晉子」は晉の奚齊を指す。里克が奚齊を弑した時、奚齊はすでに即位して晉の君主であったのに、君主として扱わずに「晉里克殺其君之子奚齊」と書いたことをいう。

⑩ 「齊子」は齊の昭公の子である舍を指す。舍が公子商人に弑された時、舍は即位して数ヶ月しかたつておらず、『春秋』の書き方としては「子」あるいは「子舍」と書くべきであるのに、「齊公子商人弑其君舍」と書いて、君であったことをあらわす称号を与えたことをいう。

【現代語訳】

晉の事を論難する者問——『春秋』の書き方としては、（父がなくなつて）まだ年を越えない君は「子」と称する。思うにこれは人の心情になつた正しい書き方である。しかし里克が奚齊を殺した場合には、この正しい書き方を避けて「君の子」と称するのはなぜか。

答——聞くところによると、『詩』にはすべてに通じる一貫した訓詁はなく、『易』にはすべてに通じる一貫した占いはなく、『春秋』にはすべてに通じる一貫した書き方はないという。『春秋』は変化に対応し、義に従い、ひとえに人を奉ずる。仁人が（魯と）同姓の国の禍害を記録する場合、もちろん書き方をかえなければならぬ。晉は『春秋』（の国である魯）と同姓の国（姫姓）である。（驪姫が）ひとたび画策することにより、三人の君（申生・奚齊・卓子）が命を落とした。これは天下がこぞつて悼むことである。事件の経緯を検討してみると、事を行ったもの（奚齊）は愆に目がくらみ、君の位を手にいれはしたものの、危難が身にせまることに気がつかなかった。『春秋』は愆に目がくらんで事を行ったものを悼んだのである。だから正しい書き方をせず、ただ「君の子」といったのである。（このように言うのは『春秋』が）奚齊に対して「ああ、齊という大国の君の子に生まれて、富貴は充分満たされていたはずなのに、どうして兄（申生）にかわつて君の位につこうという野望をもち、このような（弑されるという）事態を招くことになつたのか」といつているかのようにであり、悼む気持ちを記録したものである。だから悼ましい事態の中にもより悼ましい場合が存在する。なんの罪もないのに死ぬこととなつたもの、申生・奚齊・卓子の三人がそれである。悪の中にもより悪いものが存在する。みづから擁立して、みづから殺すもの、——これ以外の、家臣が君を弑した場合と同一にみなすことができないもの——、齊の公子商人がそれである。だから晉の禍害は悼ましく、齊の禍害は深刻である。『春秋』は悼ましい出来事は悼み、深刻な出来事は手厚くする。そこで晉の公子である奚齊に対しては位を継いだことをあらわす書き方をせず（「君の子」といい）、齊の公子である舍に対しては君であつたことをあらわす称号を与えて（「其の君」といい）、詳細にこのことを示したのである。

古之人有言、曰、不知來視諸往。今春秋之爲學也、道往而明來者也。然而其辭體天之微。故難知也。弗能察、寂若無、能察之、無物不在。是故爲春秋者、得一端而多連之、見一空而博貫之、則天下盡矣。

魯僖公以亂即位、而知親任季子。季子無恙之時、內無臣下之亂、外無諸侯之患。行之二十年、國家安寧。季子卒之後、魯不支鄰國之患、直乞師楚耳。僖公之情、非輒不肖、而國衰益危者、何也。以無季子也。以魯人之若是也、亦知他國之皆若是也。以他國之皆若是、亦知天下之皆若是也。此之謂連而貫之。故天下雖大、古今雖久、以是定矣。以所任賢、謂之主尊國安、所任非其人、謂之主卑國危、萬世必然、無所疑也。其在易曰、鼎折足、覆公餗。夫鼎折足者、任非其人也。覆公餗者、國家傾也。是故任非其人、而國家不傾者、自古至今、未嘗聞也。故吾按春秋、而觀成敗、乃切悃悃於前世之興亡也。

任賢臣者、國家之興也。夫知不足以知賢、無可奈何矣。知之不能任、大者以死亡、小者以亂危。其若是何邪。以莊公〔爲〕①不知季子賢邪。安知病將死、召而授以國政。以殤公爲不知孔父賢邪。安知孔父死、己必死、趨而救之。二主知皆足以知賢、而不決不能任。故魯莊以危、宋殤以弑。使莊公早用季子、而宋殤素任孔父、尚將興〔鄰〕②國、豈直免弑哉。此吾所悃悃而悲者也。

【校記】

① 下文によって、「爲」字を補う。

② 「鄰」 陶鴻慶に従い、「其」に改める。

【書き下し文】

古の人言へる有り、曰く、「來を知らざれば諸を往に視る」①と。今、『春秋』の學爲るや、往を道ひて來を明らかにする者なり。然り而して其の辭は天の微を體す。故に知り難きなり②。察する能はざれば、寂として無きが若

く、能く之を察すれば、物として在らざる無し③。是の故に『春秋』を爲むる者、一端を得て多く之を連ね、一空を見て博く之を貫けば、則ち天下盡くせり④。

魯の僖公、亂を以て位に即きて⑤、季子に親任するを知る⑥。季子恙無きの時、内に臣下の亂無く、外に諸侯の患ひ無し。之を行ふこと二十年、國家安寧なり⑦。季子卒するの後、魯、鄰國の患ひに支へず、直だ師を楚に乞ふのみ⑧。僖公の情、輒ち不肖なるに非ずして、國衰へて益ます危きは、何ぞや⑨。季子無きを以てなり。魯人の是の若くなるを以て、亦他國の皆是の若くなるを知るなり。他國の皆是の若くなるを以て、亦天下の皆是の若くなるを知るなり。此れを之れ「連ねて之を貫く」と謂ふ⑩。故に天下大なりと雖も、古今久しと雖も、是を以て定まる。任ずる所賢なるを以て、之を「主尊く國安し」と謂ひ、任ずる所其の人に非ず、之を「主卑しく國危ふし」と謂ふは、萬世必ず然り、疑ふ所無きなり。其の『易』に在りて、「鼎、足を折り、公の餗を覆す」⑪と曰ふ。夫れ「鼎、足を折る」とは、任、其の人に非ざるなり。「公の餗を覆す」とは、國家傾くなり。是の故に任、其の人に非ずして、國家傾かざる者は、古より今に至るまで、未だ嘗て聞かざるなり。故に吾れ『春秋』を按じて、成敗を觀るに、乃ち切に前世の興亡に悃悃たるなり⑫。賢臣に任ずる者は、國家の興るなり。夫れ知以て賢を知るに足らざれば、奈何ともす可き無し。之を知るも任ずる能はざれば、大なる者は以て死亡し、小なる者は以て亂危せん。其の是の若きは何ぞや。莊公を以て季子の賢を知らずと爲すか。安んぞ病みて將に死せんとするを知りて、召して授くるに國政を以てするか⑬。殤公を以て孔父の賢を知らずと爲すか。安んぞ孔父死すれば、己必ず死するを知りて、趨りて之を救ふか⑭。二主の知は皆以て賢を知るに足るも、決せずして任ずる能はず⑮。故に魯莊は以て危ふく、宋殤は以て弑せらる⑯。使し莊公早に季子を用ひ、宋殤素より孔父に任ずれば、尚ほ將に其の國を興さんとし、豈に直だに弑を免るるのみならんや。此れ吾れ悃

悃として悲しむ所の者なり。

【注】

① 蘇輿は、『管子』形勢篇の、

今を疑ふ者は之を古に察し、來を知らざる者は諸を今に視る。萬事の生まるるや、趣を異にして歸を同じくすること、古今一なり。(疑今者察之古、不知來者視諸今。萬事之生也、異趣而同歸、古今一也)を引く。

② 蘇輿は、「天言はずして四時行はれ、聖人、天を體して言を立つるも、其の意を盡す能はず。いわゆる『心の精微、口、言ふ能はず、言の微眇、書、文、其の能はざる』(『漢書』張敞傳)なり。『春秋』を讀む者、其の微を窺ひて以て其の著らかなるを驗すれば、彷彿を得るに庶幾きのみ。故に曰く、『春秋』は贅を重んず」という。

③ 蘇輿は、『史記』太史公自序引の董仲舒の、

『春秋』は文、數萬を成し、其の旨數千、萬物の聚散、皆是に在り。(春秋文成數萬、其旨數千、萬物之聚散皆在於是)

『漢書』五行志上の董仲舒「廟殿火災對」の、

『春秋』の道は往を擧げて以て來を明らかにす。是の故に天下の有物、『春秋』の擧ぐる所と同比なる者を視、微眇を精にして以て其の意を存し、倫類に通じて以て其の理を貫き、天地の變、國家の事、粲然として皆見はれ、疑ふ所亡し。(春秋之道、擧往以明來。是故天下有物、視春秋所舉與同比者、精微眇以存其意、通倫類以貫其理、天地之變、國家之事、粲然皆見、亡所疑矣)

を引いて、「案ずるに、物は猶ほ事のごときなり。下の賢を擧用するの一端は、最も其の要なる者なり」という。また『漢書』京房傳にも、元帝曰く、唯だ道を有する者、能く往を以て來を知るのみ。(元帝曰、

唯有道者能以往知來耳)

とある。

④ 蘇輿は、莊存與の『春秋』は天人内外の事を書す。書を主として以て教へを立つる有るなり。然る後に多く連ねて博く之を貫けば、則ち王道備はる」を引く。また本書玉杯篇にも、

是の故に『春秋』を論ずる者は、合して之を通じ、縁りて之を求む。其の比を五し、其の類を偶し、其の緒を覽、其の贅を屠る。是を以て人道浹くして王法立つ。(是故論春秋者、合而通之、縁而求之。五其比、偶其類、覽其緒、屠其贅。是以人道浹而王法立)

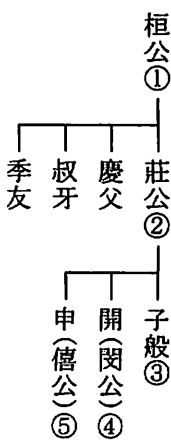
とある。

⑤ 僖公は莊公の子で、子般・閔公の弟である。莊公の弟である慶父が弑した子般・閔公の後を受けて位に即いた。閔公二年『公羊傳』に、

莊公死し、子般弑され、閔公弑さる。比りに三君死し、曠年君無し。(莊公死、子般弑、閔公弑。比三君死、曠年無君)

僖公元年『公羊傳』に、

公何を以て即位を言はざる。弑君を繼ぐに、子は即位を言はず。此れ子に非ざるなり。其の子と稱するは何ぞや。臣子は一例なり。(公何以不言即位。繼弑君、子不言即位。此非子也。其稱子何。臣子一例也)とある。関連する魯の世系は次の通り。



⑥ 「季子」は莊公の弟である公子友(季友)である。莊公の生前、魯の國政を託され、子般を弑した叔牙を自殺に追い込み、閔公を弑した公子慶父の処置を的確に行い、「賢なり」(僖公十六年)と称された名宰相である。

閔公二年『左傳』によれば、生まれる前に卜したところ、公室を補佐する人物となるという結果がでた。生まれると手のひらに「友」の字形の紋があったので、友と名づけたとある。莊公三十二年『公羊傳』に、

莊公病みて、將に死せんとす。病を以て季子を召す。季子至りて之に授くるに國政を以てす。曰く、寡人即し此の病に起たずんば、吾れ將た焉れに魯國を致さんか。季子曰く、般や存せり。君何をか憂へん。公曰く、庸に是の若きを得んや。牙、我に謂ひて曰く、魯は一生一及。君已に之を知る。慶父や存せり。季子曰く、夫れ何ぞ敢てせん。是れ將に亂を爲さんとす。夫れ何ぞ敢てせん。俄かにして牙の弑械成る。季子、藥を和して之に飲ませて、曰く、公子、吾が言に従ひて此れを飲めば、則ち必ず以て天下の讖笑と爲る無かる可し。必ず魯國に後有り。吾が言に従はずして、此れを飲まざれば、則ち必ず天下の讖笑と爲り、必ず魯國に後無し。是に於て其の言に従ひて之を飲む。之を無俛氏に飲み、王堤に至りて死す。(莊公病。將死。以病召季子。季子至而授之以國政。曰、寡人即不起此病。吾將焉致乎魯國。季子曰、般也存。君何憂焉。公曰、庸得若是乎。牙謂我曰、魯一生一及。君已知之矣。慶父也存。季子曰、夫何敢。是將爲亂乎。夫何敢。俄而牙弑械成。季子和藥而飲之。曰、公子從吾言而飲此、則必可以無爲天下讖笑。必有後乎魯國。不從吾言、而不飲此、則必爲天下讖笑。必無後乎魯國。於是從其言而飲之。飲之無俛氏。至乎王堤而死)とある。

- ⑦ 蘇輿は、『漢書』傅喜傳の、
何武等上言す、忠臣は社稷の衛なり。魯は季友を以て亂を治む。(何武等上言、忠臣社稷之衛。魯以季友治亂)
を引く。また『春秋』僖公十六年經の「三月壬申、公子季友卒」の『公羊傳』に、

其の季友と稱するは何ぞや。賢なればなり。(其稱季友何。賢也)とある。

- ⑧ 季子が僖公十六年に卒すると、魯は隣国からの侵入をうけ、その結果、楚に救援を求めることになる。『春秋』僖公二十六年經に、

齊人、我が西鄙を侵す。(齊人侵我西鄙)
夏、齊人、我が北鄙を伐つ。(夏、齊人伐我北鄙)
公子遂、楚に如きて師を乞ふ。(公子遂如楚乞師)とある。

- ⑨ 『春秋』僖公二十六年經の「公以楚師伐齊、取穀。公至自伐齊」の『公羊傳』に、

此は已に穀を取るに、何を以て伐より致いふ。未だ穀を取るを得ざればなり。曷爲れぞ未だ穀を取るを得ざる。曰く、患の起るは、必ず此れより始まるなり。(此已取穀矣。何以致伐。未得乎取穀也。曷爲未得乎取穀。曰、患之起、必自此始也)

- とあり、その何休注に、「魯、内は虚にして外は師を乞ひて以て強齊を犯す。會たま齊侯昭卒し、晉文霸を行ひ、幸ひにして免がるを得たり。孔子曰く、『人の生くるや直、之れ罔くして生くるや幸ひにして免がる』と。故に意を得と雖も、猶ほ伐を致すなり」という。

- ⑩ 蘇輿は、「一人より之を他國に推し、他國より之を天下に推し、天下より之を萬世に推す。是れを之れ連貫と謂ふ。故に『春秋』を觀れば、成敗の迹粲然たり」という。

- ⑪ 『易』の一文は、『周易』の卦に見える。鼎九四の爻辭に、
九四、鼎、足を折り、公の餽を覆す。其の形渥たり。凶。(九四、鼎折足、覆公餽。其形渥。凶)

とある。蘇輿は、『周禮』秋官司烜疏引の鄭玄『釋鼎九四義』の「鼎の三足は三公の象なり。三公、王の美德を傾覆するが若し」を引いて、「義、董(仲

舒」と同じ」という。鼎の三足は三公をたとえ、「餼」は鼎に盛った食物をいう。

⑫ 「惇惇」は憂え悲しむさま。蘇興は、「敢て今世を斥言せず。故に前事を引きて以て之を儆惕す」といい、『詩經』陳風・澤陂の「中心惇惇」の傳の「惇惇は猶ほ惇惇のごときなり」、「呂氏春秋」慎行論の、

身定まり國安んじて天下治まるは、必ず賢人なり。古の天下を有する者は、七十一聖。『春秋』を觀れば、魯の隱公より以て哀公に至るまで、十有二世。其の之を得る所以、之を失ふ所以、其の術一なり。賢人を得れば、國、安からざる無く、名、榮へざる無し。賢人を失へば、國、危からざる無く、名、辱かしめざる無し。先王の賢人を索むるは、以るざる無きなり。（身定國安天下治、必賢人。古之有天下也者、七十一聖。觀於春秋、自魯隱公以至哀公、十有二世。其所以得之、所以失之、其術一也。得賢人、國無不安、名無不榮。失賢人、國無不危、名無不辱。先王之索賢人、無不以也）を引く。

⑬ 本節注⑥参照。

⑭ 殤公は宋の君。宋の華父督は殤公を弑そうとしたが、孔父嘉がいるかぎり成功はおぼつかないと考え、まず孔父の家を攻め込んで、孔父を殺し、続けて救援に駆けつけた殤公も弑した。『左傳』によれば、華父督が孔父嘉の妻の美貌に目をつけ、孔父を殺して妻を奪った。殤公がそれを怒ったので、華父督は恐れて殤公を弑したとする。『春秋』桓公二年經の「二年、春、王正月戊申、宋督弑其君與夷及其大夫孔父」の『公羊傳』に、

督將に殤公を弑せんとするも、孔父生きて存すれば、則ち殤公得て弑す可からざるなり。故に是に於て先づ孔父の家を攻む。殤公、孔父死すれば、己必ず死するを知り、趨りて之を救ひ、皆死す。孔父、色を正して朝に立てば、則ち人敢て過ぎて難を其の君に致す者莫し。孔父、

義、色に形はると謂ふ可し。（督將弑殤公。孔父生而存、則殤公不可得而弑也。故於是先攻孔父之家。殤公知孔父死、己必死、趨而救之、皆死焉。孔父正色而立於朝、則人莫敢過而致難於其君者。孔父可謂義形於色矣）とある。

⑮ 蘇興は、『呂氏春秋』有始篇の、

賢を主として世治まれば、則ち賢者は上に在り。不肖を主として世亂るれば、則ち賢者は下に在り。（主賢世治、則賢者在上。主不肖世亂、則賢者在下）

を引いて、「案ずるに、賢者は援助無く、又曲げて主の歡を承くる能はず。是を以て知りて任ぜらるるを獲ず。危亡の際に至りては、小人、機に乗じて利を取り、至らざる所無し。而して賢者獨り其の厄に當る。古今一轍、慨嘆を爲す可し」という。

⑯ 蘇興は、桓公二年傳の何休注の「設し殤公をして孔父の賢を知らざらしめば、焉んぞ孔父死すれば己必ず死するを知らんや。設し魯の莊公をして季子の賢を知らざらしめば、焉んぞ病を以て之を召すを知らんや。皆安存の時は則ち輕んじて之を廢し、急然の後に之を思ふを患ふ。故に常に用ひて免がれず」と、『鹽鐵論』殊路篇の、

文學曰く、宋の殤公、孔父の賢を知るも、早に任ぜず。故に身死す。魯莊は季友の賢を知るも、之に政を授くること晩くして國亂る。（文學曰、宋殤公知孔父之賢、而不早任。故身死。魯莊知季友之賢、授之政晚而國亂）を引く。

⑰ この節と類似の文が『說苑』尊賢篇に見える。参考に資するため、ここに摘録する。

國家の賢に任じて吉なる、不肖に任じて凶なる、往世を案じて已事を

視るに、其の必ず然るや、符を合するが如し。此れ人君と爲る者、以て慎しまざる可からざるなり。國家昏亂して良臣見はる。魯國大亂して季友の賢見はる。僖公即位して季子に任じて、魯國安寧にして、外内憂ひ無し。政を行ふこと二十一年。季子卒するの後、邾、其の南を撃ち、齊、其の北を伐ち、魯、其の患ひに勝へず。將に師を楚に乞ひて全きを取らんとするのみ。故に傳に「患ひの起るは、必ず此れより始まる」と曰ふ。公子買は衛を成らしむ可からず。公子遂は君命を聽かずして擅まに晉に之く。内、臣下に侵され、外、兵亂に困しむは、弱の患ひなり。僖公の性、前の二十一年の常に賢なるに非ずして、後に乃ち漸く變じて不肖と爲るなり。此れ季子存するの益する所、亡ふの損する所なり。夫れ賢を得ると賢を失ふと、其の損益の驗、此の如し。而して人主用ふる所を忽せにすれば甚だ疾痛す可きなり。夫れ智は以て賢を見るに足らざれば、奈何ともす可き無し。若し智能く之を見るも強ひて決する能はず、猶豫して用ひずんば、而ち大なる者は死亡し、小なる者は亂傾す。此れ甚だ悲哀す可きなり。宋の殤公を以て、孔父の賢を知らざるか。安くんぞ孔父死すれば、己必ず死するを知りて、趨りて之を救はん。趨りて之を救ふは、是れ其の賢を知るなり。魯の莊公を以て、季子の賢を知らざるか。安くんぞ疾みて將に死せんとするに、季子を召して之に國政を授くるを知らん。之に國政を授くるは、是れ其の賢を知るなり。此の二君は智能く賢を見るも、皆用ふる能はず。故に宋の殤公は以て殺死し、魯の莊公は以て嗣を賊ふ。使し宋殤蚤に孔父に任じ、魯莊素より季子を用ふれば、乃ち將に鄰國を靖んぜんとし、況んや自ら存するをや。(國家之任賢而吉、任不肖而凶、案往世而視已事、其必然也如合符。此爲人君者、不可以不慎也。國家昏亂而良臣見。魯國大亂、季友之賢見。僖公即位而任季子、魯國安寧、外内無憂。行政二十一年。季子卒之後、邾擊其南、齊伐其北、魯不勝

其患。將乞師於楚、以取全耳。故傳曰、患之起、必自此始也。公子買不可使成衛。公子遂不聽君命而擅之晉。内侵於臣下、外困於兵亂、弱之患也。僖公之性、非前二十一年常賢、而後乃漸變爲不肖也。此季子存之所益、亡之所損也。夫得賢失賢、其損益之驗如此。而人主忽於所用、甚可疾痛也。夫智不足以見賢、無可奈何矣。若智能見之、而強不能決、猶豫不用、而大者死亡、小者亂傾。此甚可悲哀也。以宋殤公不知孔父之賢乎。安知孔父死己必死、趨而救之。趨而救之者、是知其賢也。以魯莊公不知季子之賢乎。安知疾將死、召季子而授之國政。授之國政者、是知其賢也。此二君知能見賢、而皆不能用。故宋殤公以殺死、魯莊公以賊嗣。使宋殤蚤任孔父、魯莊素用季子、乃將靖鄰國、而況自存乎)

【現代語訳】

古人の言葉に次のようにある、「将来のことがわからなければ、過去をみてみなさい」と。『春秋』の学は、過去のことを述べることによって将来を明らかにするものである。しかし『春秋』の言い方は、天の微妙さを体現している、とてもわかりにくい。『春秋』のいうことが理解できなければ、まったく存在しないも同然であり、理解できれば(その中に)あらゆる事物が存在している。だから『春秋』を学ぶものは、ひとつの端緒を手始めに、多方面に連係し、ひとつの道理をみつめて、(その道理で)全体を貫いて類推すれば、天下のあらゆることを知りつくせるであろう。

魯の僖公は内乱を経て位に即き、季子(公子友)が親任するにたる人物であることを知っていた。季子が元氣だったころには、国内的には臣下の反乱はなく、国外的には諸侯に攻められるという患難はなかった。季子が政治を担当していた二十年間は國家は安泰であった。しかし季子がなくなると、魯は隣國の侵攻にたえきれず、救援の軍を楚に要請するしかなかった。僖公の

資質は不肖ではないのに、魯国が衰退してますます危難に瀕するようになったのはなぜか。それは季子がいなくなったからである。魯国がこのようであることから推測して、他の国もすべてこのようであることがわかる。他の国もすべてこうであることから推測して、天下すべてがこうであることがわかる。これを「連ねて之を貫く」というのである。だから天下がいかに広大であったとしても、古今がいかに長久であったとしても、この方法で類推することができる。親任したものが賢者であれば、「君主は尊く、国は安泰である」といい、親任したものが適任でなければ、「君主は卑しく、国は危い」というのは、いつの時代もかならず同じであり、まったく疑問の余地はない。『易』に「鼎の足が折れて、公の食事がひっくりかえる」という。そもそも「鼎の足が折れる」とは、親任したものが適任ではないことであり、「公の食事がひっくりかえる」とは、国家が傾くということである。だから親任したものが適任でなくて、国家が傾かないという事例は、古から今日に至るまで聞いたことがない。だから私は『春秋』を考察して、事の成敗をみきわめると、前代における国家の興亡に対して、痛切に悲しい気持ちがいきまわってくる。

賢臣に親任するものは、その国家は繁栄するのである。そもそも賢臣を見分ける能力がなければ、どうしようもないが、賢臣を見分めることができたとしても、親任することができなければ、はなはだしい場合は死亡にいたり、軽微な場合は危難に瀕する。具体的にはどういうことか。魯の莊公は季子が賢臣であることを知らなかったであろうか。（知らなかったとすれば）どうして病に伏して余命が幾許もないことがわかつてはじめて季子を召して国政を授けたのであろうか。宋の殤公は孔父が賢臣であることを知らなかったものであろうか。（知らなかったとすれば）どうして孔父が死ねば自分も必ず死ぬであろうことがわかつてはじめて孔父の救援に向かったのであろうか。二人の君主（魯の莊公と宋の殤公）はいづれも賢臣を見分けるにたる能力を有していた（季子と孔父が賢臣であることを知っていた）のに、親任する決断が

できなかった。だから魯の莊公は危難に瀕し、宋の殤公は（宋督に）弑された。もし魯の莊公がもっと早く季子を登用し、宋の殤公が普段から孔父を親任していれば、（莊公は）さらに魯国を繁栄させることができたであろうし、（殤公は）弑殺を免れるだけではなかったであろうに。これが私が憂え悲しむゆえんである。